

有価証券報告書

2020年度

(第97期)

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

東京電力ホールディングス株式会社

E04498

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

目次

頁

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	14
2 【事業等のリスク】	21
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
4 【経営上の重要な契約等】	32
5 【研究開発活動】	32
第3 【設備の状況】	33
1 【設備投資等の概要】	33
2 【主要な設備の状況】	33
3 【設備の新設、除却等の計画】	39
第4 【提出会社の状況】	42
1 【株式等の状況】	42
2 【自己株式の取得等の状況】	58
3 【配当政策】	58
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	59
第5 【経理の状況】	83
1 【連結財務諸表等】	84
(1) 【連結財務諸表】	84
(2) 【その他】	142
2 【財務諸表等】	143
(1) 【財務諸表】	143
(2) 【主な資産及び負債の内容】	176
(3) 【その他】	177
第6 【提出会社の株式事務の概要】	178
第7 【提出会社の参考情報】	179
1 【提出会社の親会社等の情報】	179
2 【その他の参考情報】	179
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	180

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	第97期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	東京電力ホールディングス株式会社
【英訳名】	Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 小早川 智明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室 財務計画グループマネージャー 長谷川 均
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理室 財務計画グループマネージャー 長谷川 均
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	百万円	5,357,734	5,850,939	6,338,490	6,241,422	5,866,824
経常利益	〃	227,624	254,860	276,542	264,032	189,880
親会社株主に帰属する 当期純利益	〃	132,810	318,077	232,414	50,703	180,896
包括利益	〃	145,398	331,597	225,212	11,884	225,907
純資産額	〃	2,348,679	2,657,265	2,903,699	2,916,886	3,142,801
総資産額	〃	12,277,600	12,591,823	12,757,467	11,957,846	12,093,155
1株当たり純資産額	円	838.45	1,030.67	1,179.25	1,185.98	1,326.49
1株当たり当期純利益	〃	82.89	198.52	145.06	31.65	112.90
潜在株式調整後1株当 り当期純利益	〃	26.79	64.32	46.96	10.12	36.39
自己資本比率	%	19.1	21.1	22.6	24.3	25.8
自己資本利益率	〃	5.9	12.7	8.4	1.8	6.0
株価収益率	倍	5.26	2.07	4.83	11.91	3.27
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	783,038	752,183	503,709	323,493	239,825
投資活動による キャッシュ・フロー	〃	△478,471	△520,593	△570,837	△508,253	△577,215
財務活動による キャッシュ・フロー	〃	△603,955	12,538	△117,698	13,591	△20,340
現金及び現金同等物の 期末残高	〃	940,243	1,184,384	999,362	812,143	454,307
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	42,060 〔3,157〕	41,525 〔3,085〕	41,086 〔2,956〕	37,892 〔2,842〕	37,891 〔2,639〕

(注) 売上高には、消費税等は含まれていない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第93期	第94期	第95期	第96期	第97期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	百万円	798,637	840,235	820,775	704,125	487,783
経常利益又は経常損失 (△)	〃	5,873	119,176	215,411	135,865	△22,603
当期純利益又は当期純損失 (△)	〃	△40,091	207,731	209,085	△209,178	36,281
資本金	〃	1,400,975	1,400,975	1,400,975	1,400,975	1,400,975
発行済株式総数						
普通株式	千株	1,607,017	1,607,017	1,607,017	1,607,017	1,607,017
A種優先株式	〃	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
B種優先株式	〃	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000
純資産額	百万円	1,762,793	1,971,356	2,179,701	1,970,018	2,007,099
総資産額	〃	11,024,908	9,205,175	8,296,291	7,893,191	7,426,733
1株当たり純資産額	円	475.60	605.65	735.57	604.84	627.96
1株当たり配当額						
普通株式	〃	—	—	—	—	—
A種優先株式	〃	—	—	—	—	—
B種優先株式	〃	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配 当額)						
(普通株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(A種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(B種優先株式)	(〃)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	〃	△25.00	129.52	130.37	△130.43	22.62
潜在株式調整後1株当 り当期純利益	〃	—	42.08	42.35	—	7.30
自己資本比率	%	16.0	21.4	26.3	25.0	27.0
自己資本利益率	〃	△2.3	11.1	10.1	△10.1	1.8
株価収益率	倍	—	3.17	5.37	—	16.31
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数	人	7,743	8,443	8,309	8,291	7,180
株主総利回り	%	70.4	66.2	113.1	60.9	59.6
(比較指標：配当込み TOPIX)	%	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価	円	624	489	767	716	444
最低株価	円	343	378	403	321	266

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2. 売上高には、附帯事業営業収益を含む。

3. 第93期及び第96期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。

4. 第93期及び第96期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載していない。第94期、第95期及び第97期の配当性向については、配当がないため記載していない。

5. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものである。

6. A種優先株式及びB種優先株式は非上場であるため、株主総利回り、比較指標、最高株価、最低株価については、記載していない。
7. 当社は、2020年4月1日付けで、再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継させた。このため、第97期より当社の経営指標等の状況は、第96期以前と比較し、大きく変動している。

2 【沿革】

- 1951年 5月 関東配電株式会社及び日本発送電株式会社から、設備の出資及び譲渡を受け、東京電力株式会社設立
電燈廣告株式会社は設立時において子会社（「東電広告株式会社（1962年 5月商号変更）」）
- 1951年 8月 東京、大阪の両証券取引所市場第一部に上場（2012年 7月大阪証券取引所上場廃止）
- 1953年 3月 尾瀬林業観光株式会社の株式を取得し子会社化（「尾瀬林業株式会社（1972年 4月商号変更）」）
- 1953年 7月 東京計器工業株式会社の株式を取得し子会社化
- 1954年 4月 東興業株式会社設立（「東電工業株式会社（1961年 9月商号変更）」）
- 1955年 4月 東電不動産株式会社設立（現・連結子会社）
*東電不動産株式会社から東電不動産管理株式会社に商号変更（1973年 1月）
*東電不動産管理株式会社に商号変更（2005年 4月）
- 1955年11月 東電フライアッシュ工業株式会社設立（現・連結子会社「東京パワーテクノロジー株式会社」）
*東電フライアッシュ工業株式会社から東電環境エンジニアリング株式会社に商号変更（1975年 6月）
*東電環境エンジニアリング株式会社から東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更（2013年 7月）
- 1957年 6月 東京礦油株式会社設立
*東京礦油株式会社から株式会社テプコユに商号変更（1987年12月）
*株式会社テプコユから東電リース株式会社に商号変更（2011年 7月）
- 1957年12月 スター礦油株式会社の株式を取得し子会社化（「株式会社テプスター（1987年12月商号変更）」）
- 1957年12月 南明興産株式会社の株式を取得し子会社化（「東電フェル株式会社（2011年 7月商号変更）」）
- 1960年12月 株式会社東電建設設計事務所設立（現・連結子会社「東電設計株式会社（1966年 7月商号変更）」）
- 1961年10月 名古屋証券取引所市場第一部に上場（2012年 6月同証券取引所上場廃止）
- 1963年 8月 姫川電力株式会社の株式を取得し子会社化（現・連結子会社「東京発電株式会社（1986年 6月商号変更）」）
- 1977年 7月 東京計算サービス株式会社設立（現・連結子会社「株式会社テプコシステムズ（2001年10月商号変更）」）
- 1977年 7月 東京電材輸送株式会社設立（現・連結子会社「東電物流株式会社（1999年 7月商号変更）」）
- 1979年 9月 東京電設サービス株式会社設立（現・連結子会社）
- 1980年 2月 東新建物株式会社設立（「東新ビルディング株式会社（1996年10月商号変更）」）
- 1980年 4月 東京リビングサービス株式会社設立
- 1982年 9月 東電営配サービス株式会社設立（「株式会社東電ホームサービス（1987年10月商号変更）」）
- 1982年10月 東双不動産管理株式会社設立（現・連結子会社）
- 1984年 4月 株式会社ティー・ピー・エス設立（「東電ピーアール株式会社（2000年 1月商号変更）」）
- 1987年 9月 東京都市サービス株式会社設立（現・持分法適用関連会社）
- 1987年 9月 東京レコードマネジメント株式会社設立（現・連結子会社）
- 1989年11月 株式会社テプコケーブルテレビ設立
- 1997年 4月 テプコ・リソーシズ社設立（現・連結子会社）
- 1999年 7月 トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社設立
- 2000年 3月 マイエナジー株式会社設立
- 2000年 6月 株式会社アット東京設立（現・持分法適用関連会社）
- 2000年10月 株式会社ファミリーネット・ジャパン設立（現・連結子会社）
- 2000年12月 日本ファシリティ・ソリューション株式会社設立（現・連結子会社）
- 2000年12月 パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社設立
- 2001年 8月 東電タウンプランニング株式会社設立（現・連結子会社）
- 2002年 2月 パシフィック・ユーラス・ SHIPPING社設立
- 2002年 2月 ティーエムエナジー・オーストラリア社設立
- 2002年12月 東京臨海リサイクルパワー株式会社設立
- 2003年 3月 テプコ・オーストラリア社設立
- 2003年 3月 テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社設立
- 2003年 6月 東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社の株式を取得し子会社化
これに伴い、同社の子会社である東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社を子会社化
- 2004年 3月 株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を取得し子会社化（現・持分法適用関連会社）
- 2004年 9月 株式会社パワードコム株式会社の株式を取得し子会社化
これに伴い、同社の子会社である株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ファミリーネット・ジャパン（現・連結子会社）を子会社化
*株式会社ドリーム・トレイン・インターネット及びフュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を株式会社パワードコムより取得（2005年12月）

2005年5月	株式会社リビタ設立
2005年5月	トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社設立
2005年11月	リサイクル燃料貯蔵株式会社設立（現・連結子会社）
2005年11月	シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING社設立
2006年1月	株式会社パワードコム解散（KDDI株式会社と合併）
2006年1月	TEPCOトレーディング株式会社設立
2006年1月	東電パートナーズ株式会社設立（現・連結子会社）
2007年1月	吸収分割により、FTTH事業及び心線貸し事業をKDDI株式会社に継承
2007年8月	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社の株式を全数譲渡
2007年8月	株式会社当間高原リゾートの取締役会の構成員の過半数を、当社の役員若しくは使用人である者が占めたことにより子会社化（現・連結子会社）
2007年8月	株式会社ドリム・トレイン・インターネットの株式を全数譲渡
2007年11月	マイエナジー株式会社解散（2008年3月清算終了）
2008年10月	東電不動産株式会社と尾瀬林業株式会社との共同新設分割により、東電用地株式会社を設立（現・連結子会社）
2009年4月	東新ビルディング株式会社消滅（2009年4月1日「東電不動産株式会社」に吸収合併）
2011年7月	南明興産株式会社が承継会社となり、株式会社テブコユ及び株式会社テプスターの燃料事業を吸収分割により継承し、東電フュエル株式会社に商号変更
2011年7月	株式会社テブコユが存続会社となり、株式会社テプスターを吸収合併し、東電リース株式会社に商号変更
2011年7月	株式会社テプスター消滅（2011年7月1日「東電リース株式会社」に吸収合併）
2011年7月	東電ピアール株式会社解散（2011年11月清算終了）
2012年1月	株式会社リビタの株式を一部譲渡し非関係会社化
2012年1月	株式会社ユーラスエナジーホールディングスの株式を一部譲渡し関係会社化（現・持分法適用関連会社）
2012年5月	東京都市サービス株式会社の株式を一部譲渡し関係会社化（現・持分法適用関連会社）
2012年6月	名古屋証券取引所市場第一部上場廃止
2012年7月	大阪証券取引所市場第一部上場廃止
2012年7月	東京リビングサービス株式会社の株式を全数譲渡
2012年10月	株式会社アット東京の株式を一部譲渡し関係会社化（現・持分法適用関連会社）
2013年1月	福島復興本社設置
2013年3月	株式会社テブコケーブルテレビ解散（2013年6月清算終了）
2013年7月	東電環境エンジニアリング株式会社が存続会社となり、東電工業株式会社及び尾瀬林業株式会社を吸収合併し、東京パワーテクノロジー株式会社に商号変更
2013年7月	東電工業株式会社消滅（2013年7月1日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
2013年7月	尾瀬林業株式会社消滅（2013年7月1日「東京パワーテクノロジー株式会社」に吸収合併）
2013年7月	株式会社ティ・オー・エスが承継会社となり、株式会社東電ホームサービスの営業関連事業を吸収分割により継承し、テブコカスタマーサービス株式会社に商号変更（現・連結子会社）
2013年7月	東電タウンプランニング株式会社が存続会社となり、株式会社東電ホームサービス及び東電広告株式会社を吸収合併
2013年7月	株式会社東電ホームサービス消滅（2013年7月1日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
2013年7月	東電広告株式会社消滅（2013年7月1日「東電タウンプランニング株式会社」に吸収合併）
2013年12月	ティーエムエナジー・オーストラリア社清算終了
2014年10月	東京計器工業株式会社解散（2015年2月清算終了）
2015年4月	東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力フュエル&パワー株式会社（2016年4月商号変更）」）
2015年4月	東京電力送配電事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力パワーグリッド株式会社（2016年4月商号変更）」）
2015年4月	東京電力小売電気事業分割準備株式会社設立（現・連結子会社「東京電力エナジーパートナー株式会社（2016年4月商号変更）」）
2015年6月	吸収分割により、燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社に継承
2015年10月	株式会社JERAが承継会社となり、東京電力燃料・火力発電事業分割準備株式会社の燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を吸収分割により継承 これに伴い、TEPCOトレーディング株式会社、パシフィック・エルエヌジー・ SHIPPING社、パシフィック・ユーラス・ SHIPPING社、シグナス・エルエヌジー・ SHIPPING社は非関係会社化
2015年11月	東電リース株式会社の株式を全数譲渡

- 2016年4月 ホールディングカンパニー制に移行
「東京電力ホールディングス株式会社」へ商号変更し、燃料・火力発電事業を「東京電力フュエル&パワー株式会社」、送配電事業を「東京電力パワーグリッド株式会社」、小売電気事業を「東京電力エナジーパートナー株式会社」に承継
- 2016年7月 株式会社JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー株式会社の既存燃料事業（上流・調達）及び既存海外火力IPP事業を吸収分割により承継
これに伴い、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル社、テプコ・オーストラリア社、東京ティモール・シー・リソーシズ（米）社、トウキョウ・エレクトリック・パワー・カンパニー・インターナショナル・パイトンI社、テプコ・ダーウィン・エルエヌジー社、東京ティモール・シー・リソーシズ（豪）社は非関係会社化
- 2018年5月 東京電力ベンチャーズ株式会社設立（現・連結子会社）
- 2019年4月 株式会社JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー株式会社の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を吸収分割により承継
これに伴い、東電フュエル株式会社、東京臨海リサイクルパワー株式会社は非関係会社化
- 2019年10月 テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社を設立し、テプコカスタマーサービス株式会社の営業関連業務（電気料金の計算・収入管理等）、屋内配線調査を承継
- 2019年10月 東京電力リニューアブルパワー株式会社設立（現・連結子会社）
- 2020年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社が承継会社となり、当社の再生可能エネルギー発電事業を吸収分割により承継

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社45社及び関連会社52社（2021年3月31日現在）で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

当社は、再生可能エネルギーの主力電源化を推し進めるため、2020年4月1日付けで再生可能エネルギー発電事業を分社化し、東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継させた。これに伴い、これまで「ホールディングス」に区分してきた再生可能エネルギー発電事業を新たなセグメントとして「リニューアブルパワー」に移行し、あわせて関係会社のセグメントも変更している。当社グループの報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」、「リニューアブルパワー」の5つとしている。各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当し、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなる。

[ホールディングス]

経営サポート、各基幹事業会社（東京電力フュエル&パワー㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東京電力エナジーパートナー㈱、東京電力リニューアブルパワー㈱）への共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

（主な関係会社）

東電不動産㈱、東京パワーテクノロジー㈱、東電設計㈱、㈱テプコシステムズ、テプコ・リソーシズ社、東双不動産管理㈱、東電パートナーズ㈱、東京電力ベンチャーズ㈱、リサイクル燃料貯蔵㈱、㈱当間高原リゾート、東京レコードマネジメント㈱、KK6安全対策共同事業㈱、㈱ユースエナジーホールディングス、㈱日立システムズパワーサービス、エナジー・アジア・ホールディングス社、日本原燃㈱、日本原子力発電㈱、㈱東京エネシス、エイドン・リニューアブルズ社、エイドン・コンストラクション社、グリーン・ビジョン社

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

（主な関係会社）

東京電力フュエル&パワー㈱、㈱JERA

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

（主な関係会社）

東京電力パワーグリッド㈱、東京電設サービス㈱、東電タウンプランニング㈱、東電用地㈱、テプコ・ソリューション・アドバンス㈱、東電物流㈱、ディー・シー・グリーン・エナジー（香港）社、㈱関電工、グリーンウェイ・グリッド・グローバル社、㈱東光高岳、㈱アット東京

[エナジーパートナー]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

（主な関係会社）

東京電力エナジーパートナー㈱、テプコカスタマーサービス㈱、㈱ファミリーネット・ジャパン、日本ファミリー・ソリューション㈱、東京エナジーアライアンス㈱、TEPCO iーフロンティアズ㈱、T&Tエナジー㈱、㈱LIXIL、TEPCOスマートパートナーズ、エバーグリーン・マーケティング㈱、エナジープールジャパン㈱、虎ノ門エネルギーネットワーク㈱、東京都市サービス㈱

[リニューアブルパワー]

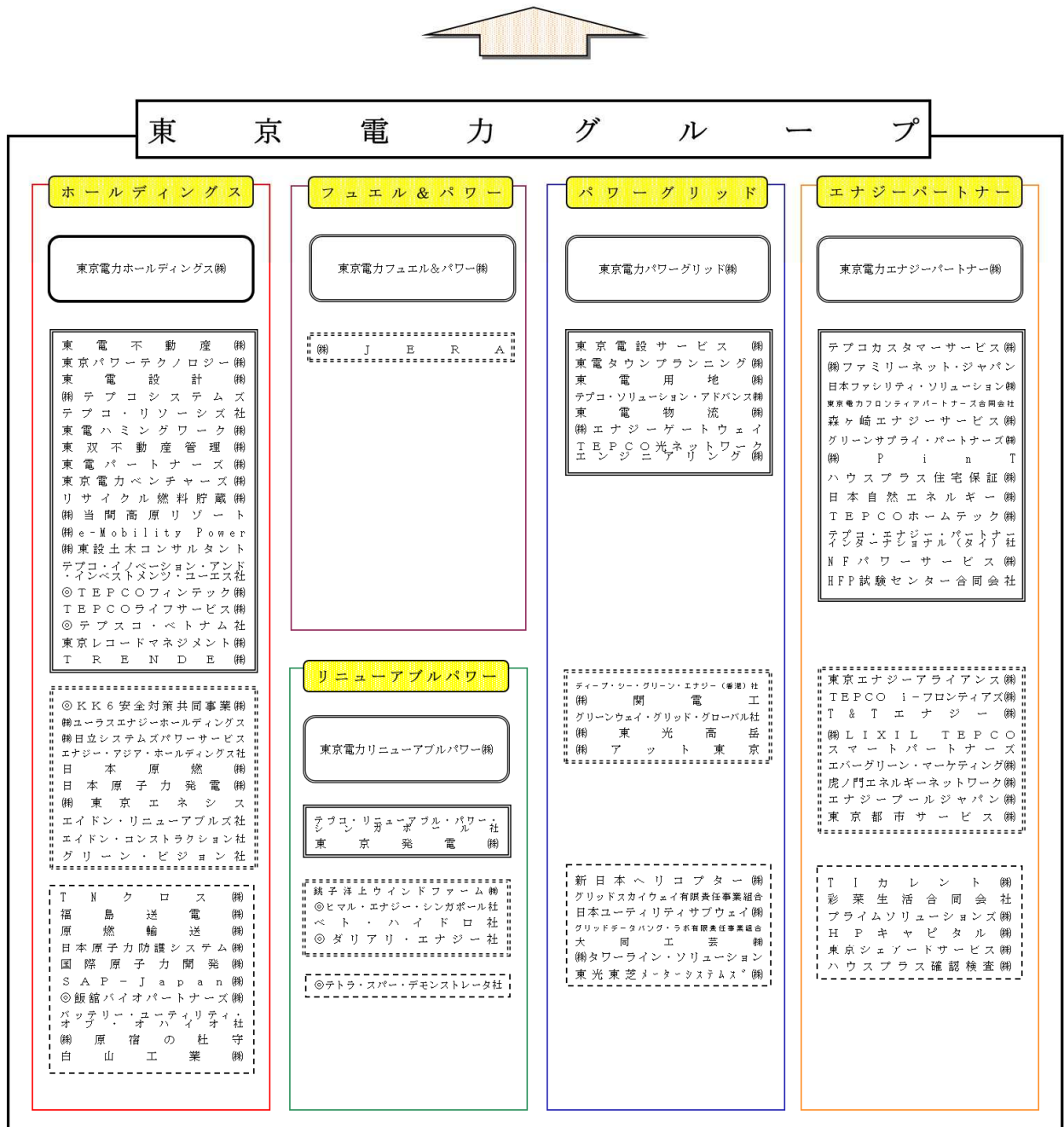
再生可能エネルギー発電による電力の販売、設備の維持管理、国内外における再生可能エネルギー電源の新規開発・投資

（主な関係会社）

東京電力リニューアブルパワー㈱、東京発電㈱、銚子洋上ウインドファーム㈱、ヒマル・エナジー・シンガポール社、ベト・ハイドロ社、ダリアリ・エナジー社

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次頁のとおりである。

お 客 さ ま



- (注) 1. ◎印を付した会社は、当連結会計期間において、新たに当社グループに加えた会社である。
 2. 当連結会計年度において除外した関係会社
 ・連結子会社：㈱ファミリーネット・イニシアティブ、TEPCO IEC㈱
 ・持分法非適用会社：THEパワーグリッドソリューション㈱
 3. 大同工芸㈱は、他社との合併により7月1日付で持分法非適用関連会社となった。
 4. ㈱TLCは、10月1日付で他社との経営統合により㈱タワーライン・ソリューションとなった。



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

2021年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
東京電力フュエル & パワー(株)	東京都 千代田区	30,000	燃料・火力発電事業 を営む関連会社の事 業活動管理	100.0%	有	資金貸借取引
東京電力パワーグ リッド(株) (注) 2, 3, 4	東京都 千代田区	80,000	一般送配電事業、不 動産賃貸事業及び離 島における発電事業	100.0%	有	資金貸借取引、被債務 保証
東京電力エナジー パートナー(株) (注) 2, 5	東京都 千代田区	10,000	小売電気事業、ガス 事業等	100.0%	有	電気の販売、資金貸借 取引
東京電力リニュー アブルパワー(株)	東京都 千代田区	1,000	再生可能エネルギー 発電事業等	100.0%	有	資金貸借取引
東電不動産(株)	東京都 台東区	3,020	事業所・社宅の賃 貸・管理	100.0%	有	事業所・社宅用建物の 賃借
東京パワーテクノ ロジー(株)	東京都 江東区	100	発電設備等の工事・ 運転・保守・環境・ エネルギー事業、尾 瀬地域事業	100.0%	有	発電（原子力）関連設 備の工事・運転・保 守、環境保全・調査、 山林・土地管理の委託
東電設計(株)	東京都 江東区	40	土木・建築及び電気 設備の設計・監理	100.0%	有	発電設備等の設計及び 監理の委託
(株)テプコシステム ズ	東京都 江東区	350	システムの開発・保 守	100.0%	有	システムの開発・保守 業務の委託
東京電設サービス (株)	東京都 台東区	50	送・変電設備の巡 視・点検及び保守	100.0% (100.0%)	有	—
テプコ・リソーシ ズ社	カナダ ブリティ ッシュコ ロンビア 州	24,696万 カナダ ドル	ウランの採掘及び製 錬・販売	100.0%	有	—
東双不動産管理(株)	福島県 双葉郡	20	事業所・社宅の賃 貸・管理	100.0%	有	事業所・社宅用建物の 賃借
東電タウンブラン ニング(株)	東京都 港区	100	配電設備の建設・保 全、電柱広告の販 売・管理、地中化・ 地域開発におけるコ ンサルト・工程調整	100.0% (100.0%)	有	—
東電用地(株)	東京都 荒川区	100	電柱敷地業務、送電 線用地など東電保有 土地の管理、送電線 用地の取得	100.0% (100.0%)	有	—
テプコ・ソリュー ション・アドバン ス(株)	東京都 港区	10	営業関連業務（電気 料金の計算・収入管 理等）、屋内配線調 査	100.0% (100.0%)	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
テプコカスタマー サービス(株)	東京都 港区	10	電力小売業、電気機 器のリース・販売及 び受電・空調設備の 更新工事	100.0% (100.0%)	有	—
(株)ファミリーネッ ト・ジャパン	東京都 港区	490	マンション向けイン ターネット接続サー ビス、一括受電サー ビス等	100.0% (100.0%)	有	—
東電パートナーズ (株)	東京都 江東区	50	介護保険事業及びこ れに関する研修事業	100.0%	有	介護講習会等の委託
日本ファシリテ ィ・ソリューション(株)	東京都 品川区	490	効果保証付省エネル ギーサービス	100.0% (100.0%)	有	—
東京電力ベンチャ ーズ(株)	東京都 千代田区	50	新規事業の創出・投 資・運営サポート	100.0%	有	—
東京発電(株)	東京都 台東区	12,500	発電及び電気の販売	80.0% (80.0%)	有	—
東電物流(株)	東京都 品川区	50	配電用諸資材の運 搬、資材倉庫等の管 理	80.0% (80.0%)	有	—
リサイクル燃料貯 蔵(株)	青森県 むつ市	3,000	原子力発電所から発 生する使用済燃料の 貯蔵・管理及び、こ れに付帯関連する事 業	80.0%	有	—
(株)当間高原リゾー ト	新潟県 十日町市	100	ホテル、ゴルフ場の 経営	80.0%	有	施設の利用
東京レコードマネ ジメント(株)	東京都 品川区	20	情報記録類の作成、 保管、管理業務	70.0% (70.0%)	有	情報記録類の作成、保 管、管理業務の委託
その他21社						

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。

2. 特定子会社に該当している。

3. 有価証券報告書を提出している。

4. 有価証券届出書を提出している。

5. 東京電力エナジーパートナー(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えているが、セグメント情報の売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略している。

(2) 持分法適用関連会社

2021年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
銚子洋上ウインド ファーム(株) (注) 2	東京都 千代田区	2,365	銚子沖洋上風力プロ ジェクトの開発	51.0% (51.0%)	有	—
ディーブ・シー・ グリーン・エナジ ー(香港)社	香港	1,512 万米ドル	海外工業団地におけ る配電・小売事業	50.0% (50.0%)	有	—
(株)JERA	東京都 中央区	5,000	燃料調達事業、燃料 上流事業、燃料輸送 事業、燃料トレーデ ィング事業、国内火 力発電事業、海外発 電・エネルギーイン フラ事業、その他付 帯関連する事業	50.0% (50.0%)	有	—
東京エナジーアラ イアンス(株)	東京都 渋谷区	50	都市ガス事業等	50.0% (50.0%)	有	—
TEPCO i-フロン ティアズ(株)	東京都 中央区	25	新商品・サービスの 企画・開発	50.0% (50.0%)	有	—
T&Tエナジー(株)	静岡県 静岡市	125	都市ガス事業等	50.0% (50.0%)	有	—
KK6安全対策共 同事業(株)	新潟県 柏崎市	150	柏崎刈羽原子力発電 所6号機の安全対策 工事	50.0%	有	原子力発電所の安全対 策工事の委託
(株)関電工 (注) 3	東京都 港区	10,264	発・送・変・配電及 び通信設備の建設・ 保守、火力・原子力 発電所の電気・計装 工事、内線・空調関 係工事	47.2% (47.2%)	有	発電設備の工事の委託
グリーンウェイ・ グリッド・グロー バル社	シンガポ ール	2,994	送配電事業、次世代 インフラ等の投資・ 運営、新事業インキ ュベーション、グロ ーバル人材育成	44.0% (44.0%)	有	—
ヒマル・エナジ ー・シンガポール 社	シンガポ ール	140,000 米ドル	水力発電事業に係る 持株会社	42.9% (42.9%)	有	—
(株)ユーラスエナジ ーホールディング ス	東京都 港区	18,199	国内外風力・太陽光 発電事業	40.0%	有	—
(株)LIXIL TEPCO ス マートパートナー ズ	東京都 江東区	450	太陽光発電システム の販売、電力の供給	40.0% (40.0%)	有	—
ベト・ハイドロ社	シンガポ ール	1,696 万米ドル	水力発電事業にかか る持株会社	36.4% (36.4%)	有	—
(株)東光高岳 (注) 3	東京都 江東区	8,000	送・変・配電設備の 製造及び据付工事、 取引用計器の取替工 事、建物・構築物の 電気工事	35.2% (35.2%)	有	—
エバーグリーン・ マーケティング(株)	東京都 中央区	505	電力小売業	22.7% (22.7%)	有	—
エナジープールジ ャパン(株)	東京都 港区	45	デマンドレスポンス 事業	34.0% (34.0%)	有	—
虎ノ門エネルギー ネットワーク(株)	東京都 港区	490	電気事業、熱供給事 業	34.0% (34.0%)	有	—
東京都市サービス (株)	東京都 中央区	400	熱供給事業、熱供給 設備の運転、保守及 び管理	33.4% (33.4%)	有	—

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	役員の兼任 等	関係内容
(株)日立システムズ パワーサービス	東京都 港区	100	システムの開発・保 守及びシステム運用 等	33.4%	有	システムの開発・保守 及びシステム運用業務 等の委託
(株)アット東京	東京都 江東区	13,378	データセンター事業	33.3% (33.3%)	有	—
ダリアリ・エナジ ー社	ジョージ ア	8,423 万ジョー ジアラリ	ジョージア国におけ る水力発電事業	31.4% (31.4%)	有	—
エナジー・アジ ア・ホールディン グス社	英領バー ジン諸島	72,040 米ドル	原子燃料事業にかか わる持株会社	30.0%	有	—
日本原燃(株)	青森県 上北郡 六ヶ所村	400,000	使用済核燃料の再処 理	29.7%	有	ウランの濃縮、使用済 燃料の再処理、高レベ ル放射性廃棄物の一時 保管及び低レベル放射 性廃棄物の埋設の委託
日本原子力発電(株) (注) 3	東京都 台東区	120,000	原子力発電による電 気の卸供給	28.3% (0.1%)	有	—
(株)東京エネシス (注) 3	東京都 中央区	2,881	発電・変電設備等の 工事・保守、情報通 信設備の設計・工事	26.6%	有	発電(水力・火力・原 子力)設備工事の委託
エイドン・リニュー ーアブルズ社	米国 ハワイ州	100,000 米ドル	太陽光パネル、蓄電 池システム等の機器 調達	22.4% (22.4%)	無	—
エイドン・コンス トラクション社	米国 ハワイ州	1,000 米ドル	太陽光発電・蓄電池 事業の開発、建設	22.3% (22.3%)	無	—
グリーン・ビジョ ン社	米国 ハワイ州	—	太陽光発電・蓄電池 事業の運転保守、資 産管理	22.3% (22.3%)	無	—

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数である。
2. 議決権の所有割合は100分の50超であるが、共同支配企業であるため関連会社としている。
3. 有価証券報告書を提出している。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ホールディングス	12,489 [1,099]
フュエル&パワー	32 [0]
パワーグリッド	20,916 [1,495]
エナジーパートナー	3,106 [42]
リニューアブルパワー	1,348 [3]
合計	37,891 [2,639]

(注) 「従業員数」は就業人員数（出向人員等を除く）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
7,180	45.3	22.4	8,192,027

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。
 2. 「従業員数」は就業人員数であり、出向人員等は含まない。
 3. 「平均年間給与（税込み）」は、基準外賃金を含む。
 4. 59歳到達年度までに「再雇用や転籍により65歳まで就労する」又は「60歳の定年まで就労する」のいずれかの就労形態を選択する。
 ただし、転籍を選択する特別管理職に限り、先行して57歳到達年度に転籍を行う。
 5. 労働組合の状況について特記するような事項はない。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営環境及び経営方針等

当社グループを取り巻く経営環境は、省エネルギーの進展等による国内エネルギー需要の減少傾向が継続するとともに、小売事業において厳しい競争環境にあるなか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞の影響などにより、一層厳しくなっている。

当社グループは新々・総合特別事業計画（以下「総特」）に基づき、グループ一丸となって非連続の経営改革をやり遂げ、福島への責任を貫徹していく。さらに、社会的なご要請やお客さまからのご期待にお応えするための「カーボンニュートラル」や「防災」を軸とする諸施策を通じて、企業価値の向上を実現していく。

(<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210421004/20210421004-1.pdf>)

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

総特のとおり、賠償・廃炉に必要な資金を確保しつつ、2026年度以内に連結経常利益で3,000億円／年超、2027年度以降には4,500億円規模の利益水準を達成することを目指す。

(3) 経営環境及び対処すべき課題等

小売事業の競争激化や原子力発電所の長期停止に加え、自然災害の激甚化・広域化に伴う防災・電力レジリエンスの強化、再生可能エネルギーの大量導入等による電源の分散化、さらには世界的なカーボンニュートラルへの意識の高まり、ESG投資の拡大に伴う地球温暖化対策への要請など、事業環境や社会的要請は大きく変化している。

当社グループは一丸となって、福島第一原子力発電所の事故を決して風化させることなく、福島への責任を全うするため、「復興と廃炉の両立」を推進していく。

また、厳しい事業環境にあっても、社会的なご要請やお客さまからのご期待にお応えするための「カーボンニュートラル」や「防災」を軸とする諸施策を通じて、収益力と企業価値の向上を実現していく。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、社員の出勤前検温の徹底や地域をまたぐ往来の制限など、徹底した感染予防策を講じた。また、そうした経験を踏まえ、在宅勤務下でも社員が自律性を発揮し、多様な働き方を実現できるよう、危機管理の強化と社員の幸福度・仕事の生産性・お客さまの満足度の向上を同時に達成する新しいワークスタイルの確立に向けた取り組みをすすめていく。

2021年4月に国から示された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を踏まえ、安全を最優先として海洋放出に向けた準備をすすめるとともに、風評影響を最大限抑制する取り組みを主体的に行っていく。

加えて、柏崎刈羽原子力発電所と福島第一原子力発電所で発生した一連の不適切な事案により、事業をすすめるうえで最も大切な社会の皆さまからの信頼を大きく損なうことになった。当社としては、「福島第一原子力発電所事故の反省と教訓」という原点に今一度立ち返り、発電所の安全性や業務品質の向上に向け、全力をあげて取り組んでいく。

①当年度の施策

[ホールディングス]

<福島事業>

イ. 福島復興に向けた取り組み

当社は、被害者の方々の個別のご事情を丁寧にお伺いしながら、迅速かつきめ細やかに賠償をすすめ、当年度末までに累計10兆46億円をお支払いした。

また、昨年10月には、福島復興本社を発電所立地地域である双葉町に移転し、より地域に根差した活動をすすめ、当年度末までに、放射線量測定等の国や自治体による除染・中間貯蔵などへの協力人数は累計44.7万人、除草や清掃・片付けなどの復興推進活動への派遣人数は累計53.2万人となった。

風評被害の払拭に向けた福島県産品の流通促進活動については、小売店や飲食店と連携したイベントの開催やSNS等による情報発信に加え、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、インターネットを活用した販売・キャンペーン企画やデリバリー・テイクアウトのイベントの開催などの新たな施策にも取り組んできた。

ロ. 福島第一原子力発電所の廃炉

汚染水対策については、陸側遮水壁やサブドレン、建屋屋根の補修、敷地舗装等の重層的な対策により、昨年12月には計画目標を上回る1日あたり約140m³まで汚染水の発生量を抑制するとともに、1号機から4号機のタービン建屋等の内部に滞留する汚染水の処理を完了した。

使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、3号機において安全に作業をすすめ、目標より約1か月早い本年2月末に全ての燃料の取り出しを完了したほか、1号機、2号機における取り出しに向けた調査等を着実にすすめてきた。

また、「復興と廃炉の両立」を推進し、廃炉事業への地元企業の参画拡大をはかるため、地元企業に対する中長期の発注見通しの説明会や地元企業と元請企業との商談会を開催した。さらには地元における廃炉関連産業の形成や事業スキーム等の検討体制を強化するため、社長直轄のプロジェクト組織を設置した。

<経済事業>

ハ. 柏崎刈羽原子力発電所の安全確保

柏崎刈羽原子力発電所においては、新規規制基準に基づく安全対策工事をすすめるとともに、厳しい条件を想定した訓練の実施や新潟県との原子力防災に関する協力協定の締結などにより緊急時対応力の強化や広域避難計画の実効性の向上に努めてきた。

こうしたなか、IDカードの不正使用や核物質防護設備の機能の一部喪失などの事案を発生させ、地域のみならずははじめ広く社会のみならずからの信頼を大きく損なうこととなった。

当社は、これらの事案を大変重く受け止め、原子力・立地本部長及び新潟本社代表を発電所に駐在させ、現場・現物の視点に基づく組織の立て直しや情報公開・社会の目線に対する発電所所員の意識向上などに取り組むとともに、経営層と発電所所員の直接対話を通じた組織の課題の抽出をすすめてきた。

引き続き、現場に経営資源を最大限投入し、組織全体として体制の強化をはかっていく。

ニ. 持続的な成長の実現に向けた取り組み

カーボンニュートラルへの社会的要請の高まりや自然災害の激甚化を踏まえ、電気に対するお客さまや社会からのご期待に応えながら、喜んでいただける価値を提供できるよう取り組んできた。

具体的には、グループ全体のDX戦略の策定やグループ各社との協働によるマーケティング体制の整備をすすめるとともに、脱炭素社会の実現に貢献する電化の推進や社会全体のレジリエンス強化に寄与する防災の産業化に向けた諸施策について検討・実施をした。

特に、需給変動調整や災害時のバックアップ電源としての役割も期待される電動車両に関しては、業務用車両の電動化を推進するコンソーシアムを設立するとともに、急速充電器の共同利用に関する実証実験を開始した。

また、子会社の株式会社e-Mobility Powerにおいては、公共充電サービス事業などを本格的に推進するための基盤構築をすすめてきた。

[フュエル&パワー]

イ. 経営基盤とガバナンス体制の整備

既存火力発電事業等の統合完了により確立した燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一貫したバリューチェーンのもと、株式会社JERAの自律的な事業運営と迅速な意思決定が可能な経営体制を整えてきた。加えて、統合シナジー効果の早期発現に向けた基盤を構築するため、中部電力株式会社とともに、燃料・火力発電部門の人財を中心に、株式会社JERAへの転籍をすすめてきた。

東京電力フュエル&パワー株式会社においては、株式会社JERAへの人財の転籍に伴い、社内組織の廃止による会社組織のスリム化をはかるとともに、東京電力ホールディングス株式会社との一体的な事業運営体制とすることとした。これにより、株式会社JERAに対するガバナンスを、より効果的かつ効率的に実施していく。

ロ. 株式会社JERAの取り組み

昨年10月、2050年時点において国内外の事業から排出されるCO₂を実質的にゼロにすることに挑戦する「JERAゼロエミッション2050」を策定し、洋上風力発電を中心とした再生可能エネルギー発電の導入と、アンモニアや水素を活用して発電時にCO₂を排出しないゼロエミッション火力発電の技術開発に向けた検討をすすめている。

洋上風力発電事業については、昨年6月にフランスのIDEOL社及びADEME INVESTISSEMENT社と浮体式洋上風力発電事業会社の設立に関する基本合意を締結するとともに、国内の複数地点における建設計画を公表した。

また、燃料トレーディング事業を担う子会社が2019年度から取り組んでいるLNG取引の最適化は着実な実績を上げ、企業価値の向上に貢献した。

[パワーグリッド]

イ. 安定供給と託送原価低減の両立

電力供給の信頼度を確保したうえで、国際的にも遜色のない低廉な託送原価水準の実現をめざし、効率的でサステナブルな事業運営に取り組んできた。具体的には、カイゼン活動にデジタル技術を取り入れることにより設備保全の省力化・自動化の深掘りをすすめるとともに、他の一般送配電事業者と連携し、資機材の共同調達や地域間連系設備の建設の推進、共同のコンタクトセンターによる非常災害時を中心とした応援体制の構築などにより、グローバルレベルの効率的な事業運営基盤の構築とレジリエンスの強化をはかってきた。

また、激甚化・広域化する自然災害への対応については、令和元年房総半島台風の経験を踏まえた中期的な対策として、自治体との連携強化に向けた基本協定の締結や停電に関する情報把握の精度向上と迅速化、復旧活動支援ツールの機能拡充・システム化などに取り組んできた。

ロ. 事業領域の拡大に向けた取り組み

地域や社会のみならずの事業活動や課題解決などを支えるための新たな価値の提供をめざし、事業領域の拡大に取り組んできた。具体的には、国内において、市街地再開発事業における特定送配電サービス事業や携帯基地局サービス事業、電力使用データをもとにした宅内IoT事業を中心に事業展開をはかるとともに、海外での事業機会の発掘やグローバル人材の育成、技術やノウハウを活用した実証事業などにグループ会社も含め継続的に取り組んできた。

また、カーボンニュートラルや地域のレジリエンスの強化といった社会的な課題に対し、産官学の枠を超えて協力し合う社会共創の基盤として、2020年8月、スマートレジリエンスネットワークを設立し、エネルギーにとどまらない多様な分野の企業・団体に参加いただいた。この枠組みを通じて、地域の分散電源の活用や新たな事業機会の創出に向けた検討などをすすめてきた。

[エナジーパートナー]

イ. サービスの拡充・拡大の取り組み

電力小売市場における競争が激化するなか、単なる価格競争ではなく、エネルギーに対するお客さまの多様なニーズをとらえた新たな価値をサービスとして提供する取り組みを積極的にすすめてきた。

具体的には、停電や水漏れ、鍵の紛失など、ご家庭におけるトラブルの応急措置に24時間365日対応する「生活かけつけサービス」をご家庭向けの主な電気・ガス料金プランに標準で付加した。さらに、お客さまのご要望にお応えして、ハウスクリーニングやフロアコーティング等のサービスの提供も開始するなど、お客さまへくらしの安心と快適をお届けする取り組みを拡充してきた。

また、電気の販売に続き、ガス販売においても供給エリアを拡大し、関西・中部エリアでのご家庭向けの販売を開始したことにより、電気とガスをセットで選んでいただける機会を増やしてきた。

ロ. 「カーボンニュートラル」価値の提供

お客さまが抱えるESG等に関する課題を解決するビジネスパートナーとして、「カーボンニュートラル」の価値を提供する新たな取り組みを推進してきた。

具体的には、株式会社ルネサンスと提携し、蓄電池や太陽光発電と電動バスを組み合わせることにより、平常時におけるエネルギーマネジメントの最適化と、災害時における電動バスの非常用電源としての活用を可能とする「V2Xシステム」の運用を開始した。

また、固定価格買取制度の買取期間が満了した住宅用太陽光発電等に由来する環境価値を利用して、埼玉県内の事業者さまへ実質CO₂フリーの電力を提供する地産地消型の電力メニューとして「彩の国ふるさとでんき」を創設したほか、三井不動産株式会社とともに、オフィスビル等のテナント企業さまに環境価値が付加された電力をご利用いただけるサービスを構築した。

[リニューアブルパワー]

イ. 国内水力発電事業の基盤強化

国内水力発電事業の維持・拡大の観点から、経年水力発電所の発電電力量の増加と設備信頼度の向上の両立をはかるため計画的なリパワリングをすすめている。加えて、既存の水力発電所の効率的な運用をめざして、点検ロボットの導入などによる作業停止期間の短縮や、同一水系発電所の一貫制御による発電電力量増加の実現とともに、水力発電所の運転制御の一拠点化等による効率化を推進している。

また、揚水式水力発電については、再生可能エネルギーの導入拡大に伴って重要性が増している調整電源としての強みを活かし、一般送配電事業者の調整力として活用している。さらに、その蓄電機能を活用し、新電力等のお客さまのオフピーク時間帯に余剰電力で揚水し、ピーク時間帯に発電してお客さまに送電する「電力預かりサービス」の提供をすすめている。

ロ. 事業領域拡大に向けた取り組み

国内洋上風力発電事業については、千葉県銚子市沖の着床式洋上風力発電の実証試験及び実証機の商用化から得られた知見を活かし、千葉県銚子市沖ではオーステッド社と設立した共同開発会社を通じて、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく洋上風力発電事業者の公募に係る公募占用計画を作成し、2021年5月に主務大臣に提出した。あわせて、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖でも住友商事株式会社ほか7社とともに組成したコンソーシアムを通じて事業に参画している。

また、今後、国内外で普及が見込まれる浮体式洋上風力発電の技術を獲得し、事業開発の可能性を高めるため、昨年8月に新エネルギー・産業技術総合開発機構の公募する委託研究に参加するとともに、本年2月にはノルウェー沿岸におけるRWE Renewables社やShell Ventures社、Stiesdal Offshore Technologies社との共同実証プロジェクトに参画し、5月には陸上組み立て、浮体部分とキール（重り）の進水、及び風車取付けが完了し、夏頃の試運転を目指し、現在準備をすすめている。

海外水力発電事業については、昨年4月、ジョージアの既設発電所に出資参画し、国内で培った技術をO&Mの最適化に活用するなどの取り組みをすすめている。

(参考)

- ・当年度の新型コロナウイルス感染症への対策と働き方改革の取り組み

新型コロナウイルス感染拡大を受け、社員の出勤前検温の徹底や地域をまたぐ往來の制限など、徹底した感染予防策を講じた。また、そうした経験を踏まえ、With/Afterコロナ時代における本格的な仕事と働き方の変革に向けた取り組みとして「TEPCO Work Innovation」を全社的に推進し、リモートワークやサテライトオフィスの更なる拡充や、リモートワークにおけるコミュニケーションツールの充実化、ペーパーレス・ハンコレス化等の業務プロセス見直しを行った。在宅勤務下でも社員が自律性を発揮し、多様な働き方を実現できるよう、危機管理の強化と社員の幸福度・仕事の生産性・お客さまの満足度の向上を同時に達成する新しいワークスタイルの確立に向け、「TEPCO Work Innovation」の取り組みを引き続きすすめていく。

②優先的に対処すべき課題

[ホールディングス]

<福島事業>

イ. 「3つの誓い」に基づく賠償と復興に向けた取り組み

福島第一原子力発電所の事故からの10年を区切りとせず、「3つの誓い」に基づき、被害者の方々に寄り添い、時効を理由に一律に賠償請求をお断りすることなく、最後のお一人まで賠償を貫徹していく。

また、来年春以降に計画されている特定復興再生拠点区域の避難指示解除も控えるなか、ご帰還に向けた最大限のご協力を行うなど、今後も復興の最前線に身を置きながら、地域の状況に応じた活動をすすめていく。

加えて、「風評被害に対する行動計画」に基づき、引き続き、小売店や飲食店と連携したイベントの開催やインターネットを活用した企画等による販売促進、SNS等による情報発信を通じて、福島県産品の流通促進活動に取り組んでいく。

ロ. 地域と共生した福島第一原子力発電所の廃炉の貫徹

長期にわたる廃炉の貫徹に向け、プロジェクト管理と現場・現物を踏まえた安全・品質管理の機能強化をはかるとともに、「廃炉中長期実行プラン2021」に基づき安全・着実かつ計画的に廃炉作業をすすめていく。

汚染水への対応については、敷地舗装や建屋屋根破損部の補修等による重層的な対策を実施し、汚染水発生量のさらなる低減をはかるとともに、原子炉建屋等の内部に滞留する汚染水の低減に向けた対策などを講じていく。

多核種除去設備等処理水の処分に関しては、地域のみなさまをはじめとした関係者の方々のご理解を深めていただくための対話を継続しながら、国の基本方針を踏まえ、安全を最優先に海洋放出に向けた準備をすすめていく。あわせて、風評影響を最大限抑制するため、海域モニタリングの拡充・強化や正確かつ迅速な情報発信に向けたコミュニケーションの充実をはかり、国際原子力機関の専門家等によるレビューを受けるほか、生産・加工・流通・消費の各段階での対策などにも主体的に取り組んでいく。

また、使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、1号機への大型カバーの設置や2号機での工法の検討などを着実にすすめていくほか、燃料デブリの取り出しに向けた2号機における試験的な取り出し装置の開発や1号機、3号機の格納容器内部の調査などにも取り組んでいく。

加えて、「復興と廃炉の両立」の方針のもと、オープンで透明なプロセスによる地元企業の参画拡大や域外企業の誘致をはかるとして浜通り地域への廃炉産業の集積をすすめ、地元の雇用創出や人材育成、産業・経済基盤の創造等に貢献していく。

<経済事業>

ハ. 原子力発電事業の取り組み

このたびの柏崎刈羽原子力発電所における一連の事案により、事業をすすめるうえで最も大切な社会のみなさまからの信頼を大きく損なうこととなった。当社としては、国内外の知見・経験を積極的に活用するとともに、当社の取締役会の諮問機関であり外部専門家で構成される原子力改革監視委員会から評価やご指導をいただきながら、組織的な課題の抽出や原因分析を行い、本社と発電所が一体となって発電所の安全性や業務品質を向上するための抜本的な改善策を講じていく。

さらに、一連の事案の原因分析・対策立案にあたっては、安全文化・核セキュリティ文化に精通した社外委員のみで構成される「核物質防護に関する独立検証委員会」に評価いただくことで客観性を確保する。

当社は、「福島第一原子力発電所事故の反省と教訓」という原点に立ち返り、発電所を生まれ変わらせるつもりで、発電所の安全性や業務品質の向上に向け、全力をあげて取り組み、立地地域のみなさまからの信頼を得られるよう、コミュニケーションの充実をはかり、地元本位の姿勢で事業に取り組んでいく。

ニ. 当社グループの事業戦略と収益力向上への取り組み

当社グループは、電気事業で培った人財や知見、設備などの強みを活用し、多様化する社会的要請やお客さまのニーズのなかでも「カーボンニュートラル」と「防災」を軸に、電化や地域経営などの観点から新たな価値を提供することで社会的課題を解決しながら新たな収益を生み出していく。

また、中長期的な収益力と企業価値の向上のため、再生可能エネルギー事業、モビリティ等電化事業、データ・通信事業、海外事業を中心に、新たな事業を開発・展開していく。加えて、外部からの人財登用により、投資を通じた収益の創出をはかるとともに、投資活動に関する組織能力の向上を実現していく。

こうした事業展開に向け、社員一人ひとりがお客さまのために変革を恐れず挑戦する新たな企業文化を確立するとともに、非連続の経営改革を牽引する人財の確保・育成やグループ全体の経営資源を戦略的に管理・配分する組織体制の整備などに取り組んでいく。

加えて、当社がこれまで培ってきたカイゼン活動をベースにDXを推進することでさらなる生産性向上を実現し、業務プロセスの革新にとどまらないビジネスモデルや企業文化の変革をすすめ、お客さまのご期待に応える商品・サービスの提供につなげていく。

[フュエル&パワー]

株式会社JERAは、燃料上流・調達から発電、電力・ガスの卸販売にいたる一連のバリューチェーンにおいて、各事業領域の成長をはかるとともに、電源ポートフォリオの最適化や一体的かつ適切な経営管理などを行うことにより、競争力が高いエネルギー調達を実現し、お客さまに付加価値の高いエネルギーを安定的にお届けしていく。加えて、海外を中心として、再生可能エネルギーを含むIPP事業などを活用した戦略的な事業を実施することにより企業価値を高めるとともに、再生可能エネルギーとアンモニアや水素等のグリーンな燃料の導入をすすめ、発電時にCO₂を排出しない火力発電を追求し、2050年時点で国内外の事業から排出されるCO₂を実質的にゼロとするゼロエミッションに挑戦していく。

東京電力フュエル&パワー株式会社は、気候変動の緩和に向けた取り組みに対する社会的要請の高まりや、世界的な経済成長の鈍化など、株式会社JERAを取り巻く事業環境が急激に変化していることを踏まえ、株式会社JERAにおける事業計画の策定への関与と事業計画の進捗に対するモニタリングなどによる株主としての株式会社JERAとの質の高いコミュニケーションを通じて適切なガバナンスを実施していく。特に事業計画の策定にあたっては、計画の進捗管理や長期トレンドの把握を通じて抽出した課題を共有するとともに、その課題への対策が株式会社JERAの経営に随時、柔軟に反映されるよう、支援・監督していく。

[パワーグリッド]

国内の電力需要の減少により託送事業の規模・収入が伸び悩む可能性があるなか、自然災害への対応が電気を安定的かつ低廉にお客さまへお届けし続けるうえでの大きな課題となりつつあり、これらに同時に対応していく必要がある。

激甚化・広域化する自然災害に対して、デジタル技術の活用による効率的な情報収集や電力供給手段の多様化、電力業界内での技術・技能の共通化や設備仕様の統一等の取り組みに加えて、他の一般送配電事業者との相互応援や国・自治体を含めた関係者との連携・協働の強化等の対策を推進するとともに、既存設備の計画的・効率的な更新・革新をすすめていくことで、送配電ネットワークの健全性を維持しつつ強靱性を高めていく。

また、再生可能エネルギーのさらなる普及等に向け、蓄電池などのお客さま設備の活用や既存システムを最大限に活用した効率的なシステム連系等によるカーボンニュートラルの促進をはかるとともに、データセンターの普及など電力を利用して社会の利便性を高める活動を地域とともにすすめ、社会の電化を推進していく。さらに、自然災害発生時等にはドローンやスマートメーターから得られるデータを活かして正確な情報発信を行うとともに、早期の停電復旧に向けて分散電源を活用するなどの地域のレジリエンスの強化にも取り組むことで、安定供給を完遂しながら社会の変化に積極的に対応し、送配電ネットワークの新たな価値の創造に挑戦していく。

加えて、人財、設備、データという面的に広がる経営資源を活用し、地域・社会における自治体や事業者等の活動を支える基盤となるプラットフォームを構築する取り組みを通じて事業領域を拡大するほか、海外の送配電事業の推進などによりさらなる成長をはかっていく。

[エナジーパートナー]

国内の電力小売市場において、他社との価格競争がますます厳しいものとなっている。また、自然災害の激甚化や世界的なカーボンニュートラルの潮流、少子高齢化に伴う労働者不足に加え、新型コロナウイルスの影響等により、企業経営や働き方、生活スタイルが激変していくなか、お客さまがエネルギーに対して期待する価値は急激に変化しつつある。

このような競争と変化のなかで、お客さまから選ばれ続けていくため、これまで培ってきた事業基盤に基づく強みと実績を活かしながら、DXの推進等によるお客さまとの接点の品質を高めることを通じてお一人おひとりのニーズをとらえ、「安心」、「カーボンニュートラル」、「省エネ」、「省力化」を中心に、お客さまの期待を超える価値を創造していく。

法人分野においては、当社グループの再生可能エネルギーやグリーン電力証書などを組み合わせた「カーボンニュートラル」や、高効率機器に関する提案やエネルギーマネジメントを通じた「省エネ」・「省力化」、防災に資する備蓄・電源等を通じた「安心」などの価値を提供するサービスを拡充させていく。

ご家庭分野においては、「生活かけつけサービス」の拡充をはかるとともに、太陽光パネル、電動車両、蓄電池、エコキュート等の電化設備の導入と新しい電気料金プランを組み合わせたサービスを提供することにより、災害時にも電気や水のある生活を続けられるという「安心」に加え、太陽光発電により電気を作り、貯めることによる「カーボンニュートラル」の価値についても一体的に提供していく。

なお、電気・ガスのご契約に関する電話営業において、不適切な営業行為があったことを重く受け止め、再発防止策に徹底して取り組んでいる。今後も、法令遵守の徹底にとどまらず、お客さまに寄り添った業務品質の向上に取り組み、より多くのお客さまに信頼いただけるよう努めていく。

[リニューアブルパワー]

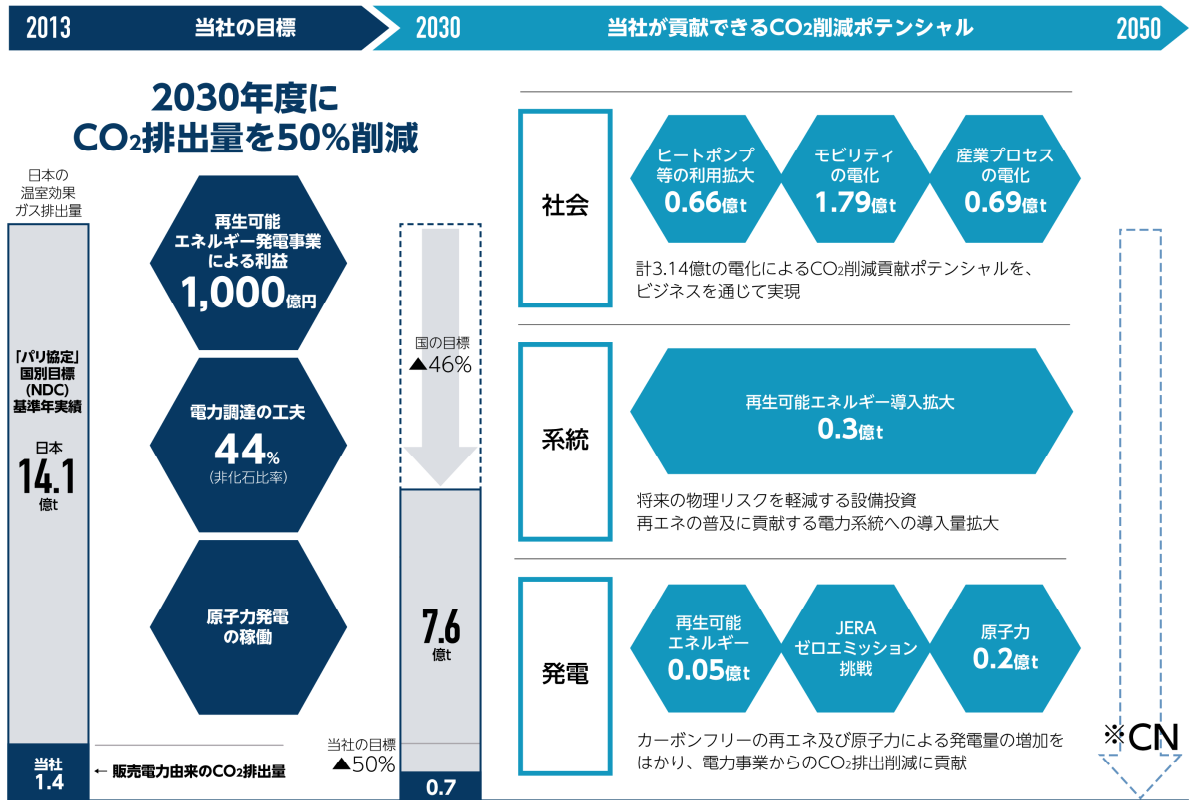
国内水力発電事業については、経年水力発電所のリパワリングによる発電電力量の増加と設備信頼度の向上の両立やカイゼン活動を通じた作業停止期間の短縮、デジタル技術を活用したトラブル未然防止などの取り組みをすすめるとともに、揚水発電設備の強みである蓄電・調整力を活用した電力取引・ソリューションビジネスをさらに拡大していく。海外水力発電事業については、長年の国内水力発電事業で培った技術力・ノウハウに加え、ベトナムやジョージアでの事業開発実績なども活用し、開発ポテンシャルが高い国や地域において事業開発を推進していく。また、洋上風力発電事業において、国内公募案件での事業者選定をめざすとともに、国内での新エネルギー・産業技術総合開発機構の委託研究やノルウェー沿岸での実証事業から得られる知見を踏まえ、将来的に国内外で普及が見込まれる浮体式洋上風力発電技術の開発にも取り組み、海外を含めた地点開発や事業展開をすすめていく。

さらに、自立的かつ柔軟な資金調達を可能とするため、グリーンボンド発行等のグリーンファイナンスの活用等も検討し、成長を支える投資を着実に実現していく。

(参考)

・気候関連におけるレジリエンス戦略

当社グループは、パリ協定における2℃目標を踏まえ、販売電力由来のCO₂排出量を2030年度に2013年度比で50%削減する目標を掲げている。2050年までに脱炭素社会の実現をめざすという我が国の目標を踏まえ、当社グループにおいても、S+3Eの観点や革新的な技術の開発状況を見据え、2050年に向けたCO₂削減目標について引き続き検討していく。



※ CN：カーボンニュートラル

注) CO₂削減ポテンシャルは、IEA [World Energy Outlook 2019] のシナリオをレファレンスして実施したシナリオ分析等に基づき当社が試算したもので、これらシナリオは遠い将来にのみ起こり得る事象についても、企業として考え得ることを意図して作成されたものであり、各シナリオは結果の予測を意図したものではない。

(注) 本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を以下に記載している。また、必ずしもこれに該当しない事項についても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示している。

当社グループにおいて、取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映している。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備している。

当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会などで審議の上、適切に管理している。

経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。加えて、従業員に対して、関係法令教育や社内規程・マニュアルの教育を定期的実施している。

しかしながら、当社グループを取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、以下のリスクが現実化した場合、事業に大きな影響を与える可能性がある。なお、各リスク項目の記載順序については、事業への影響度や発生可能性などを踏まえて判断した重要度に基づいている。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

①福島第一原子力発電所の廃炉

福島第一原子力発電所では、プロジェクト管理と現場・現物を踏まえた安全・品質管理の機能強化をはかるとともに、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」並びに、当社が策定した「廃炉中長期実行プラン2021」に基づき安全・着実かつ計画的に廃炉作業を進めている。しかしながら、汚染水の処理・保管や地下水の流入抑制などの汚染水対策、多核種除去設備等処理水の処分及びこれまで経験のない技術的困難性を伴う燃料デブリの取り出しなど、廃止措置等の完了に至るまでには技術的に不透明で未解明な課題がある。こうしたリスクに対応し、同プランを適宜見直すことで、計画的かつ戦略的に対応していくものの、取り組みが円滑に進まない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

また、原子力事故の発生による格付の低下等により、資金調達力が低下していることから、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

②電気の安定供給

東北地方太平洋沖地震の影響等による柏崎刈羽原子力発電所の全号機停止により、当社グループは電気の供給力が低下していることから、供給力の確保と需要面の対策を進めている。しかしながら、大規模自然災害、設備事故、テロ等の妨害行為、燃料調達支障、感染症の発生などにより、長時間・大規模停電等が発生し、安定供給を確保できなくなる可能性がある。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性があるとともに、社会的信用を低下させ、事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

③原子力発電・原子燃料サイクル

原子力事故を踏まえた、国による原子力政策の見直しや原子力規制委員会による安全規制の見直し等により、持株会社である当社及びその関係会社の原子力発電事業や原子燃料サイクル事業の運営は影響を受ける可能性があるとともに、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

原子力発電所については、どのような事態が起きても過酷事故には至らないようにするという決意のもと、安全対策の強化や組織の改革に取り組んでいる。

また、2020年度に発生したIDカードの不正使用や核物質防護設備の機能の一部喪失などの一連の事案に関しては、原子力・立地本部長及び新潟本社代表を発電所に駐在させ、現場・現物の視点に基づく組織の立て直しや情報公開・社会の目線に対する所員の意識向上、経営層と所員の直接対話を通じた組織の課題抽出などに取り組むなど、現場に経営資源を最大限投入し、組織全体として体制の強化をはかっている。

なお、柏崎刈羽原子力発電所については、現段階では再稼働の時期は見通せない状況にあるが、これらの取り組みが十分でなく、地域のみならず社会のみならずからの信頼回復が進まずにこの状況が続いた場合、火力燃料費の増加や不要となる核燃料資産の発生、発電設備の資産性の評価等により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

原子力発電・原子燃料サイクルは、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分、原子力発電施設等の解体等に、多額の資金と長期にわたる事業期間が必要になるなど不確実性を伴う。バックエンド事業における国による制度措置等によりこの不確実性は低減されているが、制度措置等の見直しや制度外の将来費用の見積額の増加、六ヶ所再処理施設等の稼働状況、同ウラン濃縮施設に係る廃止措置のあり方などにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

④安全確保、品質管理、環境汚染防止

当社グループは、安全確保、品質管理、環境汚染防止、透明性・信頼性の高い情報公開の徹底に努めているが、作業ミス、法令・社内ルール違反等による、事故や人身災害、大規模な環境汚染の発生や、不適切な広報・情報公開により、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。また、原子力事業においては、発電所業務全般において、管理者が現場における設備・人の状況を定期的に確認・改善できるよう、現場観察の強化などに取り組んでいる。しかしながら、これらの取り組みが不十分な場合には、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑤企業倫理遵守

当社グループは、企業倫理を遵守した業務運営を定着させるための取り組みに努めているが、法令違反等の企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。また、原子力事業においては、従事者に対し安全文化醸成の方針のもと、具体的に求められる行動を明確化し、一人ひとりが実践できるよう教育や対話活動などに取り組んでいる。しかしながら、これらの取り組みが不十分な場合には、当社グループへの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑥販売電力量・販売価格

販売電力量は、経済活動や生産活動を直接的に反映することに加え、夏季・冬季を中心とした天候の影響、節電や省エネルギーの進展等による影響を受けることがある。また、販売価格は、電力小売全面自由化や卸電力取引所における取引量の拡大等に伴う競合他社との競争激化による影響を受ける可能性がある。これらにより、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

⑦お客さまサービス

当社グループは、お客さまサービスの向上に努めているが、不適切なお客さま対応等により、お客さまの当社グループのサービスへの満足度や社会的信用等が低下し、当社グループの業績、財政状態及び円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑧火力発電用燃料価格

火力発電用燃料であるLNG、原油、石炭等の価格は、燃料国際市況や外国為替相場の動向等により変動し、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。ただし、一定の範囲内の燃料価格の変動については、燃料価格や外国為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、業績への影響は緩和される。

⑨電気事業制度・エネルギー政策変更

電気事業における制度変更を含めたエネルギー政策の見直し、地球温暖化に関する環境規制の強化やESGに関連した投資者の行動変化など、当社グループを取り巻く環境の変化により、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

⑩情報管理

当社グループは、大量のお客さま情報をはじめ、業務上の重要な情報を保有している。社内規程の整備や、従業員教育等を通じ情報の厳正な管理に留意しているが、これらの情報の流出等が発生した場合には、当社グループの社会的信用が低下し、円滑な事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑪金融市場の動向

企業年金資産等において保有している国内外の株式や債券は、株式市況や債券市況等により時価が変動することから、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。
また、支払利息に関しては、今後の金利動向等により影響を受けることがある。

⑫電気事業以外の事業

当社グループは、海外事業を含む電気事業以外の事業を実施している。これらの事業は、当社グループの経営状況の変化、他事業者との競合の進展、規制の強化、外国為替相場や燃料国際市況その他の経済状況の変動、政情不安、自然災害などにより、投融資時点で想定した結果をもたらさない可能性がある。この場合、当社グループの業績及び財政状態は影響を受ける可能性がある。

⑬機構による当社株式の引受け

当社は、2012年7月31日に機構を割当先とする優先株式（A種優先株式及びB種優先株式。以下A種優先株式及びB種優先株式をあわせて「本優先株式」という。）を発行した。

A種優先株式には、株主総会における議決権のほか、B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。また、B種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権は付されていないが、A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。

機構は、本優先株式の引受けにより総議決権の2分の1超を保有しており、株主総会における議決権行使等により、当社グループの事業運営に影響が生じる可能性がある。

今後、機構によりB種優先株式のA種優先株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合、又は本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされた場合には、既存株式の希釈化が進む可能性がある。特に、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合には、既存株式の希釈化が進む結果として、持株会社である当社の株価が下落する可能性があるほか、当該普通株式を機構が市場売却した場合には、売却時の市場環境等によっては、さらに持株会社である当社の株価に影響を及ぼす可能性がある。

⑭総特に基づく経営改革

総特の下、当社グループは、福島への責任を果たしていくため、賠償・廃炉の資金確保や企業価値の向上を目指して、生産性改革や再編・統合を含む事業基盤の強化などの非連続の経営改革に取り組んでいるが、これらの経営改革が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

⑮新型コロナウイルス感染症の拡大

一般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、経済活動や生産活動が低迷した場合、電力需要は影響を受ける可能性がある。また、感染症の流行が長期に亘ることとなった場合、資機材の納入が滞り工事が予定通り進まないなどの影響が生じる可能性がある。その場合、当社グループの業績、財政状態及び事業運営は影響を受ける可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりである。

① 財政状態及び経営成績の状況

イ. 財政状態

〔資産・負債・純資産〕

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べ1,353億円増加し、12兆931億円となった。これは、売掛金が増加したことなどによるものである。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べ906億円減少し、8兆9,503億円となった。これは、買掛金、未払費用が減少したことなどによるものである。

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ2,259億円増加し、3兆1,428億円となった。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことなどによるものである。この結果、自己資本比率は25.8%と前連結会計年度末に比べ1.5ポイント上昇した。

ロ. 経営成績

〔概要〕

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比6.0%減の5兆8,668億円、経常利益は同28.1%減の1,898億円、親会社株主に帰属する当期純利益は256.8%増の1,808億円となった。

〔売上高〕

当連結会計年度における各セグメントの売上高（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが6,242億円（前連結会計年度比15.8%減）、フュエル&パワーが87億円（前連結会計年度比9.6%減）、パワーグリッドが2兆38億円（前連結会計年度比13.9%増）、エナジーパートナーが5兆343億円（前連結会計年度比10.8%減）、リニューアブルパワーが1,434億円（前連結会計年度比18.3%増）となった。

総販売電力量は、前連結会計年度比5.7%減の2,315億kWhとなった。

〔経常利益〕

当連結会計年度における各セグメントの経常損益（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが△79億円（前連結会計年度1,228億円）、フュエル&パワーが698億円（前連結会計年度比7.9%増）、パワーグリッドが1,690億円（前連結会計年度比44.9%増）、エナジーパートナーが64億円（前連結会計年度比89.2%減）、リニューアブルパワーが481億円（前連結会計年度比59.8%増）となった。

〔親会社株主に帰属する当期純利益〕

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、特別利益に原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金1,421億円を計上した一方、特別損失に原子力損害賠償費1,407億円を計上したことなどから、1,903億円となった。ここに、法人税、住民税及び事業税89億円、法人税等調整額△3億円、非支配株主に帰属する当期純利益8億円を計上し、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、1,808億円となった。なお、1株当たり当期純利益は112円90銭となった。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ3,578億円（44.1%）減少し、4,543億円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の収入は、前連結会計年度比25.9%減の2,398億円となった。これは、電気料収入が減少したことなどによるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の支出は、前連結会計年度比13.6%増の5,772億円となった。これは、固定資産の取得による支出が増加したことなどによるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の支出は、203億円（前連結会計年度は135億円の収入）となった。これは、短期借入金の返済による支出が増加したことなどによるものである。

③ 生産及び販売の実績

当社グループは、原子力発電等を行う「ホールディングス」、火力発電等を行う「フュエル&パワー」、送電・変電・配電による電力の供給等を行う「パワーグリッド」、電気の販売等を行う「エネルギーパートナー」及び再生可能エネルギー発電等を行う「リニューアブルパワー」の5つのセグメントがコスト意識を高めるとともに自発的に収益拡大に取り組みつつ、一体となって電気事業を運営している。加えて、電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の実績については、電気事業のみを記載している。

イ. 発電実績

種別		2020年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)
発電電力量	水力発電電力量	12,499	108.0
	火力発電電力量	159	99.0
	原子力発電電力量	—	—
	新エネルギー等発電電力量	56	89.7
発電電力量合計		12,713	107.8

(注) 1. 上記発電実績には、連結子会社の一部を含んでいる。

2. 2019年4月1日付けで㈱JERAが承継会社となり、東京電力フュエル&パワー㈱の燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を吸収分割により承継させた。これにより、火力発電電力量は東京電力パワーグリッド㈱の離島における発電電力量である。

ロ. 販売実績

(a) 販売電力量

種別	2020年度 (百万kWh)	前年同期比 (%)
販売電力量	204,484	92.0

(注) 上記販売電力量には、連結子会社の一部を含んでいる。

(b) 電気料収入

種別	2020年度 (百万円)	前年同期比 (%)
電気料収入	3,820,970	84.7

(注) 1. 上記電気料収入には、消費税等は含まれていない。

2. 連結子会社の一部を含んでいる。

(c) 託送収入

種別	2020年度 (百万円)	前年同期比 (%)
託送収益	1,617,985	108.3

(注) 1. 上記料金収入には、消費税等は含まれていない。

2. セグメント間取引消去前

④ 託送供給料金

東京電力パワーグリッド株式会社は、2020年7月28日、電気事業法第18条第1項に規定された「託送供給等約款」の変更に係る認可申請（電気事業法施行規則第45条の21の2及び第45条の21の5の規定による経済産業大臣からの通知並びに原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律附則第3条第3項の規定による積立ての終了に基づく新たな料金を設定）を経済産業大臣に行い、2020年9月4日に経済産業大臣の認可を受け、2020年10月1日から実施している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済・社会情勢に配慮し、現行託送料金からの引上げ相当分の適用期間の始期及び終期を1年間延期することとし、現行の料金は2020年10月1日から1年間据え置き、2021年10月1日から現行に比べ1 kWhあたり+0.03円の見直しをする。

約款実施の日から2021年9月30日までの期間における主要託送供給料金は下記のとおりである。

託送供給料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

				単位		料金単価 (円)		
接続送電サービス	低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯	1 か月につき	35.54	
				10W超過 20Wまで		〃	71.09	
				20W 〃 40W 〃		〃	142.19	
				40W 〃 60W 〃		〃	213.28	
				60W 〃 100W 〃		〃	355.47	
				100W 〃 100Wまでごとに		〃	355.47	
			小型 機器 料金	50V Aまで	1 機器	1 か月につき	106.17	
				50V A超過 100V Aまで		〃	212.34	
				100V A 〃 100V Aまでごとに		〃	212.34	
			電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	214.50
		S B・主開閉器契約			1 kVA	1 か月につき	143.00	
		S B契約；5 Aの場合			1 契約	1 か月につき	71.50	
		S B契約；15 Aの場合				〃	214.50	
		電力量料金		1 kWhにつき		7.45		
		電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	214.50	
				S B・主開閉器契約	1 kVA	1 か月につき	143.00	
				S B契約；5 Aの場合	1 契約	1 か月につき	71.50	
				S B契約；15 Aの場合		〃	214.50	
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき		8.20	
				夜間時間	〃		6.55	
		電灯従量接続送電サービス				〃		10.97
		動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	704.00	
				主開閉器契約		〃	445.50	
			電力量料金	1 kWhにつき		5.17		

					単位	料金単価 (円)		
接続送電サービス	低圧	動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 k W	1 か月につき	704.00
				主開閉器契約		"		445.50
			電力 量料金			昼間時間	1 k W hにつき	5.69
						夜間時間	"	4.57
		動力従量接続送電サービス					"	16.71
	高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	555.50	
			電力量料金		1 k W hにつき		2.34	
		高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	555.50	
			電力 量料金			昼間時間	1 k W hにつき	2.57
						夜間時間	"	2.04
		高圧従量接続送電サービス					"	11.45
	ピークシフト割引					1 k W	1 か月につき	471.90
	特別 高圧	特別 高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		"		379.50	
			電力量料金		1 k W hにつき		1.30	
		特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 k W	1 か月につき	379.50	
			電力 量料金			昼間時間	1 k W hにつき	1.39
						夜間時間	"	1.17
		特別高圧従量接続送電サービス					"	7.52
ピークシフト割引					1 k W	1 か月につき	322.30	
予備送電 サービス	高圧	予備送電サービスA			"	71.50		
		予備送電サービスB			"	88.00		
	特別 高圧	予備送電サービスA			"	66.00		
		予備送電サービスB			"	77.00		
近接性 評価割引	受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合				1 k W hにつき	0.69		
	受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合				"	0.41		
	受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合				"	0.21		

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2. S Bとは、電流制限器又はその他適当な電流を制限する装置。
3. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4. 近接性評価割引とは、近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、及び運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいう。
5. これまで近接性評価割引対象とされていた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合の単価を適用する。

なお、2021年10月1日以降における主要託送供給料金は下記のとおりである。（2021年4月1日実施の託送供給等約款にて、一部メニュー単価を変更）

託送供給料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

				単位		料金単価 (円)	
接続送電サービス	低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯	1 か月につき	35.66
				10W超過 20Wまで		〃	71.32
				20W 〃 40W 〃		〃	142.66
				40W 〃 60W 〃		〃	213.98
				60W 〃 100W 〃		〃	356.64
				100W 〃 100Wまでごとに		〃	356.64
			小型 機器 料金	50V Aまで	1 機器	1 か月につき	106.52
				50V A超過 100V Aまで		〃	213.04
				100V A 〃 100V Aまでごとに		〃	213.04
			電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき
		S B・主開閉器契約			1 kVA	1 か月につき	143.00
		S B契約；5 Aの場合			1 契約	1 か月につき	71.50
		S B契約；15 Aの場合				〃	214.50
		電力量料金		1 kWhにつき	7.48		
		電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	214.50
				S B・主開閉器契約	1 kVA	1 か月につき	143.00
				S B契約；5 Aの場合	1 契約	1 か月につき	71.50
				S B契約；15 Aの場合		〃	214.50
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき	8.23	
				夜間時間	〃	6.58	
			電灯従量接続送電サービス		〃	11.00	
		動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	704.00
				主開閉器契約		〃	445.50
			電力量料金	1 kWhにつき	5.20		
		動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	1 か月につき	704.00
				主開閉器契約		〃	445.50
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき	5.72	
				夜間時間	〃	4.60	
動力従量接続送電サービス		〃	16.74				

				単位	料金単価 (円)		
接続送電サービス	高圧	高圧標準接続送電サービス	基本料金	1 kW	1 か月につき	555.50	
			電力量料金	1 kWhにつき		2.37	
		高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金	1 kW	1 か月につき	555.50	
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき	2.60	
		夜間時間		〃	2.07		
		高圧従量接続送電サービス			〃		11.48
	ピークシフト割引			1 kW	1 か月につき	471.90	
	特別高圧	特別高圧標準接続送電サービス	基本料金	〃			379.50
			電力量料金	1 kWhにつき		1.33	
		特別高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金	1 kW	1 か月につき	379.50	
			電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき	1.42	
		夜間時間		〃	1.20		
特別高圧従量接続送電サービス			〃		7.55		
ピークシフト割引			1 kW	1 か月につき	322.30		
予備送電サービス	高圧	予備送電サービスA		〃		71.50	
		予備送電サービスB		〃		88.00	
	特別高圧	予備送電サービスA		〃		66.00	
		予備送電サービスB		〃		77.00	
近接性評価割引	受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合			1 kWhにつき	0.69		
	受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合			〃	0.41		
	受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合			〃	0.21		

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2. SBとは、電流制限器又はその他適当な電流を制限する装置。
3. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4. 近接性評価割引とは、近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、及び運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいう。
5. これまで近接性評価割引対象とされていた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合の単価を適用する。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。
なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものである。

① 経営成績等

当連結会計年度の当社グループを取り巻く経営環境は、省エネルギーの進展等による国内エネルギー需要の減少傾向が継続するとともに、小売事業において厳しい競争環境にあるなか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞の影響などにより、一層厳しい状況にある。

こうした状況のなか、当社グループは、福島への責任を貫徹するため、カイゼン活動をはじめとした生産性改革に加え、事業統合を完了した株式会社J E R Aの経営への適切な支援・監督、再生可能エネルギー発電事業の分社化等のカーボンニュートラルの潮流に対応した事業展開、送配電資機材の調達や非常災害対応における他社との協働など、収益力と企業価値の向上に向けた取り組みをすすめてきた。

当社グループの当連結会計年度の総販売電力量は、競争激化や新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、前連結会計年度比5.7%減の2,315億kWhとなった。

当連結会計年度の連結収支については、収益面では、燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が低下したことや総販売電力量が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比6.0%減の5兆8,668億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は5.9%減の5兆9,750億円となった。

一方、費用面では、原子力発電が引き続き全機停止するなか、グループをあげたコスト削減の徹底などにより、経常費用合計は前連結会計年度比4.9%減の5兆7,851億円となった。

この結果、経常利益は前連結会計年度比28.1%減の1,898億円となった。

また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金1,421億円を特別利益として計上する一方、原子力損害賠償費1,407億円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は1,808億円となった。

当連結会計年度の自己資本比率については前連結会計年度の24.3%から25.8%に、デット・エクイティ・レシオについては前連結会計年度の1.69から1.56に、また、ROE/ROAはそれぞれ6.0%/1.2%となるなど、引き続き財務体質の改善と資本効率の向上をすすめてきた。

当連結会計年度における各セグメントの業績（セグメント間取引消去前）は次のとおりである。

[ホールディングス]

販売電力料収入が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比15.8%減の6,242億円となった。加えて、基幹事業会社からの受取配当金が減少したことなどから、経常損益は前連結会計年度比1,307億円減の79億円の損失となった。

[フュエル&パワー]

持分法適用関連会社である株式会社J E R Aが、燃料費調整制度の期ずれによる悪化影響を受けながらも需給収支の好転等により増益となったことなどから、経常利益は前連結会計年度比7.9%増の698億円となった。

[パワーグリッド]

託送収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比13.9%増の2兆38億円となった。

加えて、減価償却費が減少したことなどから、経常利益は前連結会計年度比44.9%増の1,690億円となった。

[エナジーパートナー]

燃料費調整制度の影響による電気料収入単価の低下や小売販売電力量の減少などにより、売上高（営業収益）は前連結会計年度比10.8%減の5兆343億円となった。この結果、経常利益は前連結会計年度比89.2%減の64億円となった。

[リニューアブルパワー]

販売電力料収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前連結会計年度比18.3%増の1,434億円となった。この結果、経常利益は前連結会計年度比59.8%増の481億円となった。

コロナ禍による電力需要への影響は、2020年4月に発令された緊急事態宣言が解除されて以降、緩やかな回復傾向はみられたものの、感染拡大前の水準までは戻らず、需要水準の減少として現れた。

当連結会計年度の当社エリア需要は、前年同期比で1.3%程度の減少となった。当社小売販売電力量についても前年同期比で8.0%程度の減少となった。

新型コロナウイルスの影響分を正確に算定することは難しいが、一定の仮定をおいた試算を行うと、エリア電力需要の減少は63億kWh程度、小売販売電力量の減少は61億kWh程度と考えられる。

長期的な構造変化も含めた、全体的な電力需要への影響を注視しつつ、引き続き電力の安定供給維持に努める。

また、2020年12月末以降の寒波による低気温に伴い暖房需要が増加したことや、供給側ではLNG火力発電の計画を上回る稼働の継続により、燃料在庫が減少し発電事業者の持続的な供給力が低下したことから、年明けから厳しい電力需給状況が発生した。

こうした需給ひっ迫による収支影響は、個々の収支項目毎の影響は大きかったものの、当社グループ全体で見れば影響は相殺し合い、結果的に、当社連結収支に与えた影響は50億円程度の減少にとどまった。

なお、2021年4月に電力広域的運営推進機関が公表した全国各エリアの「2021年度電力需給見通し」の結果を踏まえ、2021年5月、経済産業省総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会の下に設置された「電力・ガス基本政策小委員会」において、「2021年度夏季及び冬季の電力需給見通しと対策」が取りまとめられた。

特に2021年度冬季の電力需給については、現時点で当社サービスエリア内において厳しい見通しが示されているが、国や電力広域的運営推進機関等、関係各所と連携して安定供給確保に向けた取り組みを進めていくとともに、収支影響についても注意深く見極めていく。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る状況

イ. キャッシュ・フロー等

(a) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

(b) 有利子負債

2021年3月31日現在の社債、長期借入金、短期借入金については、以下のとおりである。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	346,836	221,999	260,000	200,806	210,000	1,465,769
長期借入金	46,497	23,765	57,102	28,084	10,657	49,818
短期借入金	1,967,761	—	—	—	—	—
合計	2,361,095	245,765	317,102	228,890	220,657	1,515,588

上記については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項 (注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額」にも記載。

ロ. 財務政策

当社グループとして、総特等において機構から1兆円の出資を受けるとともに、取引金融機関に対し追加与信及び借換え等による与信を維持することなどをお願いしており、ご協力をいただいている。これらの機構や金融機関の支援・協力のもとで、自己資本比率の改善、公募社債市場への復帰を2017年3月に実現しており、2020年度はパワーグリッドにおいて7,000億円の公募社債を発行した。引き続き社債の発行を継続するなど、当社グループの自律的な資金調達力の回復もはかっている。

金融機関からの借入金や社債の発行により調達した資金は、電気事業等に必要な設備資金、借入金返済及び社債償還等に充当している。設備投資計画については、「第3 設備の状況」のとおりであり、借入金返済及び社債償還の予定については、「② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る状況 イ. キャッシュ・フロー等 (b) 有利子負債」のとおりである。

また、当社グループでは、グループ全体でより効率的な資金の運用を図る観点からグループ金融制度を採用している。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりである。

④ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的指標等

総特のとおり、賠償・廃炉に必要な資金を確保しつつ、2026年度以内に連結経常利益で3,000億円/年超、2027年度以降には4,500億円規模の利益水準を達成することを目指す。

当連結会計年度における経常利益は1,898億円となった。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5 【研究開発活動】

当社グループの技術開発については、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」並びに「総特」に基づき、「中長期ロードマップに基づいた廃炉の推進に向けた技術開発」及び「原子力安全の確保と電気の安定供給の達成に資する技術開発」を中心として取り組んでいる。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、17,613百万円である。なお、セグメント毎の研究開発費の内訳は、ホールディングスが8,180百万円、パワーグリッドが7,511百万円、エナジーパートナーが1,463百万円、リニューアブルパワーが457百万円である。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

設備投資については電気の安定供給維持に必要な最低限な水準まで絞り込む一方、福島第一原子力発電所での廃炉・汚染水対策等を行った結果、当連結会計年度の設備投資額は、608,857百万円となった。なお、セグメント毎の設備投資額の内訳（セグメント間取引消去前）は、以下のとおりである。

セグメントの名称	項目	設備投資額（百万円）
ホールディングス	原子力	194,989
	原子燃料	77,154
	その他	13,976
	合計	286,120
フュエル&パワー	その他	39
	合計	39
パワーグリッド	送電	95,658
	変電	48,517
	配電	127,356
	業務	8,446
	その他	3,962
	合計	283,942
エナジーパートナー	業務	6,350
	その他	14,289
	合計	20,639
リニューアブルパワー	水力・新エネルギー等	20,528
	その他	16
	合計	20,544
総計		611,286

（注） 上記設備投資額には消費税等は含まれていない。

2【主要な設備の状況】

連結ベース及び提出会社の主要な設備の状況については、以下のとおりである。

(1) セグメント毎の設備概況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
	土地	建物	機械装置 その他	相殺消去額等	計	
ホールディングス	(14,620) 40,195	193,578	885,065	△17,366	1,101,473	12,260
フュエル&パワー	(-) -	465	302	△0	768	32
パワーグリッド	(21,797) 364,632	166,002	3,765,800	△35,732	4,260,702	20,510
エナジーパートナー	(-) -	10,341	51,895	△0	62,237	3,106
リニューアブルパワー	(227,037) 15,280	9,903	376,582	△1	401,764	1,265
計	(263,456) 420,108	380,292	5,079,646	△53,101	5,826,945	37,173

（注） 1. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。

2. 「従業員数」には建設工事専従者718人を含まない。

(2) 提出会社

2021年3月31日現在

区分	セグメントの名称	設備概要	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
			土地	建物	機械装置 その他	計	
原子力発電設備	ホールディングス	発電所数 1カ所	(9,687)	121,898	850,693	991,688	5,374
		最大出力 8,212,000kW	19,096				
業務設備	ホールディングス	—	(—)	2,352	13,095	15,447	1,650
計		—	(9,687) 19,096	124,251	863,789	1,007,136	7,024

- (注) 1. 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所は、電気事業法に基づく廃止手続きを実施したため、原子力発電設備の発電所数に含まない。ただし、「帳簿価額」、「土地」の面積及び「従業員数」には含んでいる。
2. 「土地」の()内は面積(単位千㎡)である。
3. 上記のほか借地面積は1,245千㎡である。その主なものは、原子力発電設備用借地1,245千㎡である。
4. 「帳簿価額」には貸付設備72百万円、事業外固定資産60百万円及び附帯事業固定資産570百万円を含まない。
5. 「従業員数」には建設工事専従者等156人を含まない。
6. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。

主要発電設備

原子力発電設備

2021年3月31日現在

発電所名	セグメントの名称	所在地	出力 (kW)	土地面積 (千㎡)
福島第一	ホールディングス	福島県双葉郡大熊町	—	3,964
福島第二	ホールディングス	福島県双葉郡楢葉町	—	1,513
柏崎刈羽	ホールディングス	新潟県柏崎市	8,212,000	4,209

- (注) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所は、電気事業法に基づく廃止手続きを実施したため、廃止となっている。また、2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の影響等により、柏崎刈羽原子力発電所の全号機が停止している。

(3) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	区分	セグメント の名称	設備概要	帳簿価額 (百万円)				従業員数 (人)
				土地	建物	機械装置 その他	計	
東京電力フュエル&パワー㈱	業務設備	フュエル&パワー	—	(-) —	394	267	661	32
東京電力パワーグリッド㈱	水力発電設備	パワーグリッド	発電所数 1か所 最大出力 50kW	(0) 0	1	34	35	—
東京電力パワーグリッド㈱	内燃力発電設備	パワーグリッド	発電所数 10か所 最大出力 58,360kW	(79) 1,139	2,388	6,211	9,739	51
東京電力パワーグリッド㈱	新エネルギー等発電設備	パワーグリッド	—	(106) 367	—	—	367	—
東京電力パワーグリッド㈱	送電設備	パワーグリッド	架空電線路 亘長 14,899km 回線延長 28,585km 地中電線路 亘長 6,466km 回線延長 12,474km 支持物数 50,261基	(9,731) 150,388	8,097	1,288,540	1,447,026	1,518
東京電力パワーグリッド㈱	変電設備	パワーグリッド	変電所数 1,615か所 出力 1,500,000kW 277,508,010kVA 調相設備容量 50,918,820kVA	(10,576) 156,633	76,389	431,264	664,287	1,831
東京電力パワーグリッド㈱	配電設備	パワーグリッド	架空電線路 亘長 344,093km 電線延長1,028,560km 地中電線路 亘長 19,781km 電線延長 35,495km 支持物数 5,977,977基 変圧器個数 2,557,578個 変圧器容量 109,830,005kVA	(278) 14,228	22,765	2,013,821	2,050,815	6,390
東京電力パワーグリッド㈱	業務設備	パワーグリッド	本社1か所 総支社10か所 電力所2か所 等	(995) 22,988	40,128	18,473	81,590	4,581
東京電力エナジーパートナー㈱	業務設備	エナジーパートナー	—	(-) —	965	20,897	21,863	2,313
東京電力リニューアブルパワー㈱	水力発電設備	リニューアブルパワー	発電所数 163か所 最大出力 9,873,957kW	(221,897) 8,247	8,448	357,740	374,436	803
東京電力リニューアブルパワー㈱	新エネルギー等発電設備	リニューアブルパワー	発電所数 5か所 最大出力 50,770kW	(230) 6,041	5	5,199	11,246	5
東京電力リニューアブルパワー㈱	業務設備	リニューアブルパワー	—	(-) —	0	94	95	203
東京発電㈱	水力発電設備	リニューアブルパワー	発電所数 77か所 最大出力 186,820kW	(4,910) 985	1,141	13,849	15,975	254

(注) 1. 変電設備出力の上段1,500,000kWは周波数変換設備の出力である。

2. 「土地」の（ ）内は面積（単位千㎡）である。
3. 上記のほか借地面積は186,457千㎡である。その主なものは、送電設備用借地180,381千㎡である。
4. 「従業員数」には建設工事専従者等566人を含まない。
5. 上記設備には福利厚生施設を含んでいる。
6. 東京電力パワーグリッド㈱の新エネルギー等発電設備は、2019年3月29日付けで廃止となっているものの、売却が完了していない土地については帳簿価額を記載している。

水力発電設備

2021年3月31日現在

会社名	発電所名	セグメント の名称	所在地	水系	出力 (kW)		土地面積 (千㎡)
					最大	常時	
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	鬼怒川	リニューア ブルパワー	栃木県日光市	利根川	127,000	3,500	594
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	今市	リニューア ブルパワー	栃木県日光市	利根川	1,050,000	—	910
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	塩原	リニューア ブルパワー	栃木県那須塩原 市	那珂川	900,000	—	1,017
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	矢木沢	リニューア ブルパワー	群馬県利根郡み なかみ町	利根川	240,000	—	34
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	玉原	リニューア ブルパワー	群馬県利根郡み なかみ町	利根川	1,200,000	—	921
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	神流川	リニューア ブルパワー	群馬県多野郡上 野村	利根川・信濃川	940,000	—	1,752
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	葛野川	リニューア ブルパワー	山梨県大月市	富士川・相模川	1,200,000	—	1,367
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	秋元	リニューア ブルパワー	福島県耶麻郡猪 苗代町	阿賀野川	107,500	7,200	1,202
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	安曇	リニューア ブルパワー	長野県松本市	信濃川	623,000	—	3,253
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	水殿	リニューア ブルパワー	長野県松本市	信濃川	245,000	—	895
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	新高瀬川	リニューア ブルパワー	長野県大町市	信濃川	1,280,000	—	2,162
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	中津川第 一	リニューア ブルパワー	新潟県中魚沼郡 津南町	信濃川	127,000	13,900	343
東京電力リニュー アブルパワー ㈱	信濃川	リニューア ブルパワー	新潟県中魚沼郡 津南町	信濃川	181,000	88,400	457

主要送電設備

2021年3月31日現在

会社名	線路名	セグメントの名称	種別	電圧 (kV)	亘長 (km)
東京電力パワーグリッド(株)	西群馬幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	167.99
東京電力パワーグリッド(株)	南新潟幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	110.77
東京電力パワーグリッド(株)	南いわき幹線	パワーグリッド	架空	500 (一部1,000kV設計)	195.40
東京電力パワーグリッド(株)	福島幹線	パワーグリッド	架空	500	181.62
東京電力パワーグリッド(株)	福島東幹線	パワーグリッド	架空	500	171.35
東京電力パワーグリッド(株)	新豊洲線	パワーグリッド	地中	500	39.50
東京電力パワーグリッド(株)	葛南世田谷線	パワーグリッド	地中	275	32.50
東京電力パワーグリッド(株)	千葉葛南線	パワーグリッド	地中	275	30.38

主要変電設備

2021年3月31日現在

会社名	変電所名	セグメントの名称	所在地	最高電圧 (kV)	出力 (kVA)	土地面積 (千㎡)
東京電力パワーグリッド(株)	新野田	パワーグリッド	千葉県野田市	500	7,720,000	288
東京電力パワーグリッド(株)	新京葉	パワーグリッド	千葉県船橋市	500	6,900,000	373
東京電力パワーグリッド(株)	房総	パワーグリッド	千葉県市原市	500	6,690,000	239
東京電力パワーグリッド(株)	新富士	パワーグリッド	静岡県駿東郡小山町	500	6,670,000	325
東京電力パワーグリッド(株)	新古河	パワーグリッド	茨城県猿島郡境町	500	6,000,000	234

主要業務設備

2021年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメントの名称	所在地	土地面積 (千㎡)
東京電力パワーグリッド(株)	本社	パワーグリッド	東京都千代田区 他	356
東京電力パワーグリッド(株)	総支社等	パワーグリッド	東京都新宿区 他	683

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画については、以下のとおりである。

(1) 概要

連結ベースの2021年度の設備投資計画は、697,020百万円である。セグメント毎の設備投資計画の内訳（セグメント間取引消去前）は、ホールディングスが306,039百万円、フュエル&パワーが1百万円、パワーグリッドが350,162百万円、エナジーパートナーが16,952百万円、リニューアブルパワーが24,934百万円である。なお、重要な設備の除却、売却等の計画はない。

(2) 2021年度設備投資計画

設備投資計画については、電気の安定供給の確保を大前提とした上で、中長期にわたる徹底的な経営合理化の観点から設備投資額を抑制するよう努めていく。

主要な設備計画

水力

会社名	件名	セグメントの名称	出力 (千kW)	着工	運転開始
東京電力リニューアブルパワー(株)	葛野川 1号機	リニューアブルパワー	各400	1号機 1992年11月	1号機 1999年12月
	2号機			2号機 1992年11月	2号機 2000年6月
	3号機			3号機 1997年8月	3号機 2031年度以降
	4号機			4号機 1997年8月	4号機 2014年6月
東京電力リニューアブルパワー(株)	神流川 1号機	リニューアブルパワー	各470	1997年2月	1号機 2005年12月
	2号機				2号機 2012年6月
	3号機				3号機 2031年度以降
	4号機				4号機 2031年度以降
	5号機				5号機 2031年度以降
	6号機				6号機 2031年度以降

原子力

会社名	件名	セグメントの名称	出力 (千kW)	着工	運転開始
東京電力ホールディングス(株)	東通 1号	ホールディングス	各1,385	1号 2011/1	1号 未定
	東通 2号			2号 未定	2号 未定

送電

会社名	件名	セグメントの 名称	電圧 (kV)	亘長 (km)	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	G7060005アクセス線 (仮称) 新設	パワーグリッド	275	0.5	2021年4月	2022年2月
東京電力パワーグリッド㈱	京浜線1、2号 西南多摩線接続線新設	パワーグリッド	275	0.4	2021年9月	2022年3月
東京電力パワーグリッド㈱	G5150013アクセス線 (仮称) 新設	パワーグリッド	275	0.5	2021年5月	2022年5月 (1号線) 2022年6月 (2号線)
東京電力パワーグリッド㈱	西群馬幹線 東山梨(変)引込線新設	パワーグリッド	500	1号線: 0.1 2号線: 0.1	2022年5月	2022年11月
東京電力パワーグリッド㈱	五井火力線建替	パワーグリッド	275	11.1	2021年10月	2023年10月
東京電力パワーグリッド㈱	千葉印西変電所 引込線新設	パワーグリッド	275	10.5	2020年4月	2024年4月
東京電力パワーグリッド㈱	MS18GHZ051500アクセ ス線(仮称) 新設	パワーグリッド	275	0.1	2024年6月	2025年6月
東京電力パワーグリッド㈱	東新宿線引替	パワーグリッド	275	2番線: 23.4 →5.0 3番線: 23.4 →5.3	2024年度	2032年11月 (2番線) 2025年11月 (3番線)
東京電力パワーグリッド㈱	新宿線引替	パワーグリッド	275	1番線: 22.1 →21.2 2,3番線: 19.9 →21.2	2019年8月	2028年8月 (1番線) 2032年11月 (2番線) 2025年11月 (3番線)
東京電力パワーグリッド㈱	東清水線新設	パワーグリッド	275	13.0 7.0	2022年3月	2027年1月

変電

会社名	件名	セグメントの 名称	電圧 (kV)	増加出力	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	新京葉変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/154	300MVA	2018年8月	2019年9月 2021年11月
東京電力パワーグリッド㈱	新木更津変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/154	900MVA	2020年8月	2022年5月
東京電力パワーグリッド㈱	南多摩変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/66	100MVA	2021年7月	2022年6月
東京電力パワーグリッド㈱	新栃木変電所 変圧器増設	パワーグリッド	500/154	750MVA	2021年6月	2022年11月
東京電力パワーグリッド㈱	東山梨変電所 変圧器増設	パワーグリッド	500/154	750MVA	2019年11月	2022年12月
東京電力パワーグリッド㈱	新京葉変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/154	450MVA	2022年4月	2023年3月

会社名	件名	セグメントの 名称	電圧 (kV)	出力	着工	運転開始
東京電力パワーグリッド㈱	新野田変電所 変圧器増容量	パワーグリッド	275/154	80MVA	2022年12月	2023年10月
東京電力パワーグリッド㈱	北東京変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/66	300MVA	2022年6月	2024年2月
東京電力パワーグリッド㈱	千葉印西変電所 新設	パワーグリッド	275/66	600MVA	2021年6月	2024年4月
東京電力パワーグリッド㈱	鹿島変電所 変圧器増設	パワーグリッド	275/66	300MVA	2023年6月	2024年6月
東京電力パワーグリッド㈱	新富士変電所 変圧器増設	パワーグリッド	500/154	750MVA	2023年10月	2027年3月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	35,000,000,000
A種優先株式	5,000,000,000
B種優先株式	500,000,000
計	14,100,000,000（注）

（注） 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は40,500,000,000株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数14,100,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （2021年3月31日）	提出日現在発行数 （株） （2021年6月30日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,607,017,531	1,607,017,531	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は100株
A種優先株式 （当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等である。）	1,600,000,000	1,600,000,000	非上場	単元株式数は100株 （注1、2、3）
B種優先株式 （当該優先株式は行使価額 修正条項付新株予約権付社 債券等である。）	340,000,000	340,000,000	非上場	単元株式数は10株 （注1、2、3）
計	3,547,017,531	3,547,017,531	—	—

（注1） 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおり。

(1) A種優先株式及びB種優先株式（以下「本優先株式」という。）には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されている。本優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) 本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る本優先株式の数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、取得請求に係る本優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

取得価額は、当初200円とし、本優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、取得請求日における時価の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

（以下本（注1）においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。

取得請求日における時価は、取得請求日の直前の5連続取引日（以下本（注1）において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）及び当社が請求対象である普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（本優先株主及び当社が当該普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間に本優先株主が普通株式を対価とする取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）④及び（注3）（2）④を参照。

(3) 本優先株式の修正後取得価額は300円を上限とし、下限を30円とする。

上記の詳細は、後記（注3）（1）④及び（注3）（2）④を参照。

(4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条件はない。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおり。

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

① (i) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）が保有する議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。以下本①において同じ。）を3分の2以上に増加させる場合、又は(ii) 下記②により2分の1未満に減少させた議決権割合を2分の1以上に増加させる場合には、機構は、当社と協議のうえ、当社と共同で機構法第46条第1項に定める認定特別事業計画の変更手続をとる（この場合、当社は、機構の判断に従い、認定特別事業計画の変更に係る認定の申請を機構と共同で行う。）ものとし、当該変更について主務大臣の認定が得られた後に議決権割合を増加させるための取得請求権を行使すること（但し、機構が普通株式の市場売却等によってその保有する本優先株式を換価することを目的として、本優先株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使する場合にはこの限りではない。）

② (i) 当社の集中的な経営改革に一定の目的が果たされたと機構が判断する場合、又は(ii) 当社が公募債市場において自律的に資金調達を実施していると機構が判断する場合には、機構は、B種優先株式を対価とするA種優先株式の取得請求権の行使等の措置を講じることによって、機構が保有する当社の議決権割合（潜在株式に係る議決権を含まないベースで算定される。）を2分の1未満に低減させること。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式のいずれも、該当事項はない。

(3) その他投資者の保護を図るため必要な事項

① 単元株式数

A種優先株式の単元株式数は100株であり、B種優先株式の単元株式数は10株である。

② 種類株主総会の決議

当社は、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めていない。

③ 議決権の有無及びその内容

当社は、本優先株式とは異なる種類の株式である普通株式を発行している。普通株式及びA種優先株式は株主総会において議決権を有する株式だが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。議決権のあるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）と議決権のないB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている。）の2種類を発行する理由は、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

(注3) 株式の内容

(1) A種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. A種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（200円。但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「A種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. A種優先配当年率

A種優先配当年率＝日本円TIBOR（12ヶ月物）＋0.25%

なお、A種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. A種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. A種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記イ.のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数の普通株式（以下本(1)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(1)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(1)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(1)において同じ。）を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ.で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(1)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。但し、修正後取得価額が300円（以下本(1)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(1)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(1)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（A種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ、において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(1)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(1)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{発行済普通株式数} \times \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} + \text{当社が保有する普通株式の数} \right)}{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ B種優先株式を対価とする取得請求権

イ. B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のB種優先株式（以下「請求対象B種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「B種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

ロ. A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) B種優先株式の内容

① 剰余金の配当

イ. B種優先期末配当金

当社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（2,000円。但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ロ. に定める配当率（以下「B種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）（以下「B種優先配当基準金額」という。）を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して下記ハ. に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

ロ. B種優先配当率

$$\text{B種優先配当率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 0.5\%$$

なお、B種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下「B種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指す。当該日時に日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、B種優先配当率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時にReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いる。

ハ. B種優先中間配当金

当社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を、剰余金の中間配当金として支払う。

ニ. 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

ホ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

ヘ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

② 残余財産の分配

イ. B種優先残余財産分配金

当社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記ハ. に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

ロ. 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記イ. のほか残余財産の分配を行わない。

ハ. 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、分配日において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ニ. 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

④ 普通株式を対価とする取得請求権

イ. 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ. に定める数の普通株式（以下本(2)において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下本(2)において「普通株式対価取得請求」という。）、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日（以下本(2)において「普通株式対価取得請求日」という。）において、剰余授權株式数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）が請求対象普通株式総数（以下に定義される。以下本(2)において同じ。）を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。）のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が定める合理的方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式（自己株式（普通株式に限る。）を除く。）の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、下記ハ.乃至ホ. で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

ハ. 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

ニ. 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価（以下に定義される。）の90%に修正される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（以下本(2)においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。））。但し、修正後取得価額が300円（以下本(2)において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円（以下本(2)において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記ホ. の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日（以下本(2)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。但し、B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合（B種優先株主及び当社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。）、当該元引受契約を締結した旨を当社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、当社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記ホ. に定める事由が生じた場合、上記の終値（気配表示を含む。）の平均値は下記ホ. に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

ホ. 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額（なお、取得価額が本ホ. により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。）並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- iii) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ホ.において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下本(2)において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下本(2)において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価の数}} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- iv) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本iv)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本iv)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- v) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本v)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記i)乃至iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- iii) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

へ. 合理的な措置

上記ハ.乃至ホ.に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

⑤ A種優先株式を対価とする取得請求権

イ. A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、下記ロ.に定める数のA種優先株式（以下「請求対象A種優先株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「A種優先株式対価取得請求」という。）、当社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

ロ. B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

⑥ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- i) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- ii) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- iii) 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

② 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

① A種優先株式

	第4四半期会計期間 (2021年1月1日から 2021年3月31日まで)	第97期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

② B種優先株式

	第4四半期会計期間 (2021年1月1日から 2021年3月31日まで)	第97期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2012年7月31日 (注)	1,940,000	3,547,017	500,000	1,400,975	500,000	743,555

(注) 第三者割当

A種優先株式	発行価格(払込金額) 200円、総額320,000百万円
	資本組入額 100円、総額160,000百万円
	割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)
B種優先株式	発行価格(払込金額) 2,000円、総額680,000百万円
	資本組入額 1,000円、総額340,000百万円
	割当先 原子力損害賠償支援機構(現 原子力損害賠償・廃炉等支援機構)

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	28	74	69	2,347	594	522	438,309	441,943	—
所有株式数 (単元)	433,796	4,315,764	287,096	574,518	3,866,401	7,298	6,527,268	16,012,141	5,803,431
所有株式数の割合(%)	2.71	26.95	1.79	3.59	24.15	0.05	40.76	100.00	—

(注) 1. 自己株式3,266,717株は、「個人その他」に32,666単元、「単元未満株式の状況」に117株含まれている。

なお、自己株式3,266,717株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,265,647株である。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ146単元及び13株含まれている。

② A種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	16,000,000	—	—	—	16,000,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ B種優先株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数10株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	34,000,000	—	—	—	34,000,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	1,940,000	54.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	118,080	3.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	70,707	2.00
東京電力グループ従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	52,170	1.47
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	42,676	1.20
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	35,927	1.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	26,400	0.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	26,008	0.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	23,054	0.65
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	22,741	0.64
計	—	2,357,766	66.53

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりである。

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号	16,000,000	50.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,180,803	3.70
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	707,075	2.21
東京電力グループ従業員持株会	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	521,700	1.63
東京都	東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	426,767	1.34
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	359,275	1.12
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	264,005	0.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	260,083	0.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	230,545	0.72
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南2丁目15番1号)	227,412	0.71
計	—	20,177,665	63.17

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 340,000,000	—	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,265,600	—	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
	(相互保有株式) 普通株式 3,955,900		
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,593,992,600	15,939,926	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
	A種優先株式 1,600,000,000	16,000,000	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 5,803,431	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,547,017,531	—	—
総株主の議決権	—	31,939,926	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,600株含まれている。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数146個が含まれている。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
東京電力ホールディングス株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	3,265,600	—	3,265,600	0.09
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8番33号	2,369,800	—	2,369,800	0.07
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町1丁目3番1号	1,349,500	—	1,349,500	0.04
株式会社東光高岳	東京都江東区豊洲5丁目6番36号	236,600	—	236,600	0.01
計	—	7,221,500	—	7,221,500	0.20

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株 (議決権の数10個) ある。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含まれている。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	22,034	7,274,845
当期間における取得自己株式	3,492	1,186,306

(注) 「当期間における取得自己株式」には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	1,418	451,629	-	-
保有自己株式数	3,265,647	-	3,269,139	-

(注) 1. 当期間における「その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)」には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増しによる株式は含まれていない。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれていない。

3 【配当政策】

当社では、株主のみなさまに対する利益配分を経営の最重要課題の一つと認識しているが、東北地方太平洋沖地震以降の厳しい経営環境等に鑑み、配当の基本方針を取り下げている。新しい基本方針は、今後の状況に応じて改めて検討する。また、当社は、取締役会の決議により中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当は中間配当金と期末配当金の年2回を基本的な方針とし、これらの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会である。

当年度の業績については、競争激化や新型コロナウイルス感染拡大の影響で販売電力量が減少したものの、グループ全社を挙げた継続的なコスト削減に努めた結果、経常利益を確保するとともに、親会社株主に帰属する当期純利益を計上した。しかしながら、当社のおかれている厳しい経営環境等に鑑み、誠に遺憾ながら当期の配当については見送ることとした。

次期の配当についても、引き続き厳しい経営環境等が見込まれることから、中間、期末とも見送る予定としている。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は2016年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

② 企業統治の体制

イ. 企業統治の概要

(a) 取締役会（取締役）・執行役会等

取締役会は、社外取締役6名を含む13名（男性11名、女性2名）で構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、重要な業務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的な、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督している。また、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき指名・監査・報酬委員会を設置している。取締役会の議長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

執行役（男性13名、女性1名）は、取締役会の方針に従って業務を執行し、取締役会に付議される事項を含め、経営に関する重要な事項については、原則として毎週開催され、代表執行役社長が議長を務める執行役会やその他の会議体等において審議を行うなど、的確かつ迅速な意思決定を図り、効率的な会社運営を実施している。また、執行役会での意思決定を補佐するため、組織を横断した社内委員会を適宜設置している。執行役会の構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (2) 執行役」に記載の執行役に加え、監査委員の取締役 森下義人である。

なお、当社は、特定の業務に対して責任を負い、その業務を執行する執行役員を設置している。

(b) 指名委員会

指名委員会は、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されており、1年に1回以上開催され、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定している。また、会社法に基づく権限ではないが、指名委員会は、執行役等の人事に関する事項についても審議している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

(c) 監査委員会

監査委員会は、社外取締役5名を含む6名の監査委員より構成されており、原則として毎月1回、また必要に応じて開催され、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を行っている。なお、監査委員のうち1名は公認会計士として、2名は弁護士として、1名は当社経理部門における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

また、監査委員会を補助するため、2名の監査特命役員と8名のスタッフを配置し、常勤の監査委員・監査特命役員・スタッフが主要な関係会社の非常勤監査役に就任している。なお、監査特命役員及び監査委員会業務室に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議している。

このような体制のもと、監査委員会は、取締役会、執行役会その他の重要な会議への出席、取締役及び執行役の職務執行状況の報告聴取並びに本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施するほか、定期的に開催される代表執行役とのミーティング等を通じて取締役及び執行役等との意思疎通を図っている。監査委員が実施した監査の方法、経過及び結果は監査委員会に報告され、監査委員会の職務執行状況は、取締役会に遅滞なく報告されている。

(d) 報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役4名で構成されており、1年に1回以上開催され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定している。委員長及び構成員は、「(2) 役員の状況 ① 役員一覧 (1) 取締役」に記載のとおりである。

(e) 会計監査人（監査法人）

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりである。

氏名	所属監査法人
湯川 喜雄	EY新日本有限責任監査法人
春日 淳志	EY新日本有限責任監査法人
清水 幹雄	EY新日本有限責任監査法人

なお、継続監査年数はいずれも7年以内である。

会計監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士28名、その他47名となっている。

ロ. 企業統治を採用する理由

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行、監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに、経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいる。

また、当社は2016年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており、当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し、さらなる企業価値の向上に努めている。

ハ. 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約

当社は、取締役 小林喜光、同 國井秀子、同 高浦英夫、同 大八木成男、同 大西正一郎、同 新川麻及び同 森下義人との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その取締役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結している。

ニ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしている。また、保険料は当社が全額を負担している。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由がある。

③ 内部統制システムの整備等の状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システムの基本方針（「会社業務の適正を確保するための体制の整備」、2006年4月制定）をもとに、法令などの遵守徹底、業務の有効性・効率性の向上など、会社業務の適正を確保するため、体制を整備・運用するとともに適宜評価し、改善に取り組んでいる。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制報告制度」についても、適切な制度運用、評価などを行い、財務報告の信頼性確保に努めている。

取締役会等での決定事項に基づく業務執行は、「職制および職務権限規程」等において責任と権限を明確にした上、代表執行役、執行役、執行役員、部室長等が各職位に基づき適切かつ迅速に遂行している。また、規程・マニュアル等の社内規程を整備し、法令遵守や会計の適正処理をはじめとする日常業務に関する品質の維持・向上に努めている。

取締役及び執行役は、当社グループの事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に反映している。当該リスクは、業務主管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理している。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化の予防に努めるとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努めている。特に、原子力については、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図っている。

内部監査については、内部監査室（人員50名）が中心となり、事業活動全般にわたる業務遂行状況やその管理について監査するとともに、必要に応じて特定のテーマについて監査している。主要な内部監査結果は社長又は執行役会等に報告され、監査対象箇所等は監査結果に基づき所要の改善措置を講じている。

また、社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、社外有識者を委員に含む企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」や、法令・倫理上の悩みや疑問を気軽に相談できる「企業倫理相談窓口」等を設置するとともに、あらゆる企業行動の規範となる「企業倫理遵守に関する行動基準」を制定し、その定着に向けて全社員に対し教育・研修を実施している。

さらに、経営の透明性を高め、社外の意見を経営に反映するため、株主や投資家のみなさまに向けた決算等の説明会、インターネット・ホームページ等の媒体を通じた的確かつ迅速な経営情報の開示を行うとともに、国内外の投資家のみなさまと経営層が直接意見交換を行うなど、積極的なIR活動を展開している。

④ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、当該決議は累積投票によらない旨を定款に定めている。

⑤ 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって、自己の株式を買い受けることができる旨を定款に定めている。

ロ. 取締役及び執行役の責任免除

当社は、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めている。

ハ. 中間配当

当社は、株主への配当の機会を確保するため、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めている。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、株主総会を円滑に運営するため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めている。

⑦ 種類株式の発行

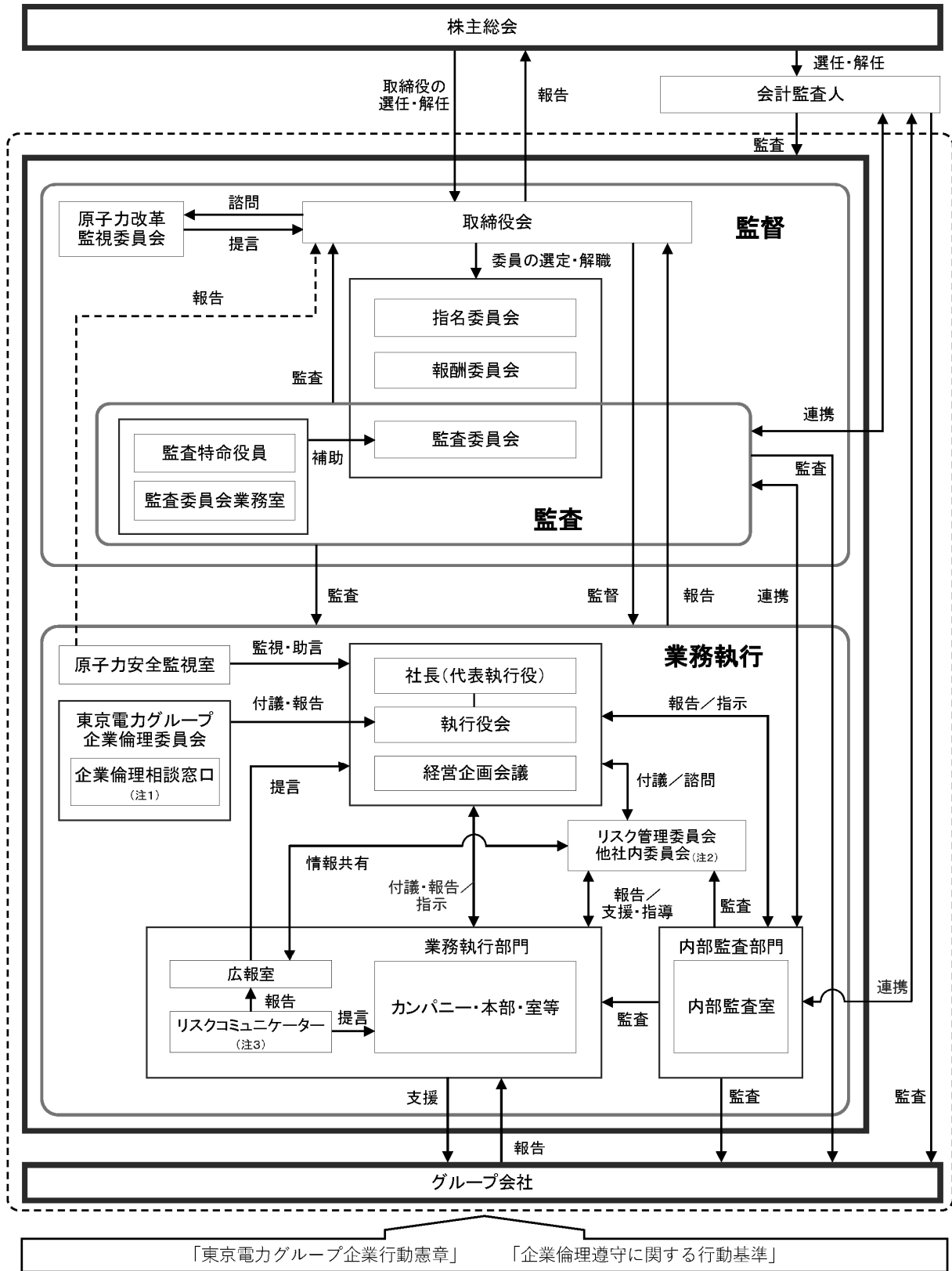
当社は、普通株式のほか、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）を割当先とするA種優先株式及びB種優先株式を発行している。

普通株式及びA種優先株式は、株主総会において議決権を有する株式であるが、B種優先株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。これは、機構が、議決権付種類株式であるA種優先株式（B種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）により、総議決権の2分の1超を取得するとともに、追加的に議決権を取得できる転換権付無議決権種類株式であるB種優先株式（A種優先株式及び普通株式を対価とする取得請求権が付されている）を引き受けることで、潜在的には総議決権の3分の2超の議決権を確保するためである。

また、株式ごとに異なる数の単元株式数を定めており、株主総会において議決権を有する普通株式及びA種優先株式は、単元株式数を100株としているが、B種優先株式については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないため、単元株式数を10株としている。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載している。

<会社の機関・内部統制等の関係>



(注1) 社員・グループ会社等の東京電力グループの仕事に関係する人が利用できる窓口
 (注2) 投資管理委員会 等
 (注3) リスクコミュニケーションを行う専門職

＜「会社業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議（2018年7月12日改定）＞
当社は、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善する。

1. 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、監査特命役員を置く。また、監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、必要な人員を配置する。
- (2) 監査特命役員及び監査委員会の職務を補助する専任の組織に属する者は、監査委員会の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査委員会と協議する。
- (3) 取締役及び執行役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告するとともに、監査委員会が選定する監査委員の求める事項について、必要な報告を行う。また、当社の取締役、執行役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者から、監査委員会に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないよう適切に対応する。
- (4) 監査委員が執行役会、経営企画会議及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、会計監査人及び内部監査組織が監査委員会と連携を図るための環境を整えるとともに、監査委員の職務の執行に必要と認められる費用については、これを支出する等、監査委員会の監査の実効性を確保するための体制を整備する。

2. 取締役及び執行役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役及び執行役はこれを率先して実践するとともに、執行役員及び従業員にこれを遵守させる。
また、社外有識者を委員に含み、企業倫理全般を統括する「東京電力グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として毎月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な職務執行について審議・決定するとともに、執行役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役の職務執行を監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて職務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
また、取締役会の機能を補完するとともに、効率的かつ適切な意思決定を図るため、執行役会を設置する。執行役会は、原則として毎週1回、また必要に応じて開催し、取締役会への付議事項を含む経営の重要事項について審議する。
なお、取締役及び執行役は、常に十分な情報の収集を行い、法令及び定款に適合した適切な経営判断を行う。

3. 執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 執行役会の議事概要その他職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。
- (2) 情報のセキュリティや職務執行の効率性向上、適正の確保に資するIT環境を整備する。

4. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役及び執行役は、当社及びグループ会社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の経営計画に適切に反映する。また、グループ全体のリスク管理が適切になされるよう社内規程を整備する。
- (2) 当該リスクは、社内規程に従い、業務所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に関わる場合は、組織横断的な委員会等で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、執行役社長を委員長とする「リスク管理委員会」において、リスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制する。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の設置、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。

- (6) 会社の経営全般について情報の共有を図り、経営改革を推進するため、経営企画会議を設置する。経営企画会議は、必要に応じて開催し、重点経営課題に関する対応方針や対応の方向性について審議する。
- (7) 福島第一原子力発電所の事故に対する反省を踏まえ、執行役社長直属の組織として「原子力安全監視室」を設置し、第三者の専門的知見を活用した原子力安全に関する取り組みの監視、必要に応じた助言を行い、意思決定へ直接的に関与する体制を整備することで、原子力安全に対するマネジメントの改善を図る。また、原子力安全監視室は、原子力安全に関する事項について、必要に応じて取締役会に直接報告する。
また、原子力を含む事業活動全般に関し、社会との適切なコミュニケーションを行うための体制を整備する。

5. 執行役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、執行役会のほか、経営企画会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 執行役による職務執行については、社内規程において責任と権限を明確にし、執行役、執行役員、従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。

6. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、継続的に企業倫理研修を実施すること等により、その定着と徹底を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「東京電力グループ企業倫理委員会」で審議の上、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査組織が、従業員の職務執行の状況について、定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を執行役会等に報告する。執行役は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

7. 当社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を経営方針として示し、その達成に向け、グループを挙げて取り組む。また、グループ会社において業務の適正を確保するための体制をグループ会社が自律的に整備・運用できるよう、適切な支援を行う。
- (2) グループ会社が効率的な意思決定を行い、適切かつ迅速な職務執行ができるよう、社内規程により責任と権限を明確化する。
- (3) 職務執行上重要な事項については、社内規程等に従い、グループ会社から事前協議や報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の経営状況を把握するとともに、グループにおける経営課題の共有と解決ができるよう、当社取締役及び執行役とグループ会社取締役が定期的な会議の中で意見交換等を行う。
- (4) グループ会社が「企業倫理相談窓口」を利用できる環境を整える。
- (5) グループ会社の業務の適正を確保できるよう、必要に応じて当社の内部監査組織が監査等を行う。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性19名 女性3名 (役員のうち女性の比率13.6%)

(1) 取締役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 指名委員会委員長 監査委員会委員 報酬委員会委員	小林 喜光	1946年11月18日生	1974年12月 三菱化成工業株式会社(現三菱ケミカル株式会社)入社 2007年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役社長 2007年4月 三菱化学株式会社(現三菱ケミカル株式会社。以下同じ)代表取締役社長 2012年4月 三菱化学株式会社取締役会長 2012年6月 当社取締役(2015年3月まで) 2015年4月 株式会社三菱ケミカルホールディングス代表取締役会長 2015年4月 公益社団法人経済同友会代表幹事 2015年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長 2017年10月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構運営委員 2021年6月 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役(現) 2021年6月 当社取締役会長(現)	(注)2	普通株式 21,600
取締役 監査委員会委員 報酬委員会委員長	國井 秀子	1947年12月13日生	1982年5月 株式会社リコー入社 2005年6月 株式会社リコー常務執行役員 2008年4月 株式会社リコーグループ執行役員 2008年4月 リコーソフトウェア株式会社(現リコーITソリューションズ株式会社)取締役会長 2009年4月 株式会社リコー理事 2012年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授 2013年4月 芝浦工業大学学長補佐 2013年10月 芝浦工業大学男女共同参画推進室長 2014年6月 当社取締役(現) 2018年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科客員教授 2019年4月 芝浦工業大学客員教授(現)	(注)2	普通株式 8,812
取締役 監査委員会委員長 報酬委員会委員	高浦 英夫	1949年6月19日生	1977年5月 公認会計士(現) 2006年9月 あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人。以下同じ)代表執行役 2009年5月 あらた監査法人代表社員 2015年6月 本田技研工業株式会社社外監査役 2017年6月 本田技研工業株式会社社外取締役(監査等委員) 2017年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 9,409

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	大八木 成男	1947年5月17日生	1971年3月 帝人株式会社入社 2008年6月 帝人株式会社代表取締役社長C E O 2010年6月 帝人株式会社代表取締役社長執 行役員C E O 2014年4月 帝人株式会社取締役会長 2018年4月 帝人株式会社取締役相談役 2018年6月 帝人株式会社相談役 (現) 2020年6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 3,404
取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	大西 正一郎	1963年9月25日生	1992年4月 弁護士 (現) 2003年11月 株式会社産業再生機構マネー ジングディレクター 2007年1月 フロンティア・マネジメント株 式会社代表取締役 (現) 2017年11月 F C Dパートナーズ株式会社代 表取締役 (現) 2020年6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 0
取締役 監査委員会委員	新川 麻	1965年2月17日生	1991年4月 弁護士 (現) 2001年1月 西村総合法律事務所 (現西村あ さひ法律事務所) パートナー (現) 2019年4月 東京大学大学院法学政治学研 究科客員教授 (現) 2021年6月 当社取締役 (現)	(注) 2	普通株式 0
取締役 指名委員会委員	小早川 智明	1963年6月29日生	1988年4月 当社入社 2014年6月 当社カスタマーサービス・カン パニー法人営業部長 2015年6月 当社常務執行役カスタマーサー ビス・カンパニー・プレジデ ント 2016年4月 東京電力エナジーパートナー株 式会社代表取締役社長 2016年5月 東京電力エナジーパートナー株 式会社代表取締役社長商品開発 室長 2016年6月 当社取締役 2017年6月 当社取締役、代表執行役社長原 子力改革特別タスクフォース長 (現)	(注) 2	普通株式 13,723

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	文挾 誠一	1960年7月25日生	1985年4月 当社入社 2014年6月 当社執行役員経営企画本部事務局長 2015年4月 当社常務執行役員経営企画本部担当（共同）兼経営企画本部事務局長 2015年7月 当社常務執行役員経営企画担当（共同） 2016年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社取締役（非常勤） 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役（非常勤） 2016年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（非常勤） 2016年6月 当社常務執行役員経営企画担当（共同）兼経営企画ユニット企画室長 2017年6月 当社代表執行役員副社長経営企画担当（共同） 2019年6月 当社取締役、代表執行役員副社長経営企画担当（共同）（現） 2020年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社代表取締役社長（現）	(注) 2	普通株式 1,875
取締役	守谷 誠二	1963年4月21日生	1986年4月 当社入社 2013年6月 当社監査委員会業務室長 2016年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社常務取締役兼当社経営企画ユニット経理室 2017年6月 東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長（現） 2017年6月 当社取締役 2018年9月 当社取締役、代表執行役員副社長最高財務責任者兼社長補佐 2019年4月 当社取締役、代表執行役員副社長最高財務責任者兼E S G担当兼社長補佐 2020年2月 当社取締役、代表執行役員副社長最高財務責任者兼E S G担当兼社長補佐兼E V推進室長 2020年4月 当社取締役、代表執行役員副社長最高財務責任者兼社長補佐（現）	(注) 2	普通株式 56,746

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	秋本 展秀	1968年10月22日生	1991年4月 当社入社 2014年7月 当社福島本部復興調整部部长代理兼復興企画グループマネージャー兼福島原子力補償相談室副室長 2016年7月 当社福島本部復興調整部部长代理兼福島原子力補償相談室副室長 2017年6月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役 2017年7月 東京電力エナジーパートナー株式会社常務取締役サービスソリューション事業本部長 2019年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長(現) 2019年6月 当社取締役(現)	(注)2	普通株式 6,713
取締役	牧野 茂徳	1969年6月30日生	1992年4月 当社入社 2012年7月 当社原子力設備管理部設備技術グループマネージャー 2016年7月 当社原子力安全・統括部(福島第二原子力発電所駐在) 2016年12月 当社原子力人材育成センター所長 2017年6月 当社取締役、常務執行役原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長(現)	(注)2	普通株式 5,224
取締役 指名委員会委員	吉野 栄洋	1968年10月16日生	1992年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 2012年6月 原子力損害賠償支援機構(現原子力損害賠償・廃炉等支援機構)執行役員 2017年7月 経済産業省大臣官房参事官(商務・サービスグループ担当) 2018年7月 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 2020年6月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長(現) 2020年6月 当社執行役社長補佐兼経営企画担当(共同) 2021年6月 当社取締役、執行役会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当(共同)(現)	(注)2	普通株式 0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 監査委員会委員	森下 義人	1962年3月14日生	1985年4月 当社入社	(注) 2	普通株式 27,886
			2015年7月 当社経営企画ユニット経理室長 兼ビジネスソリューション・カンパニー		
			2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会社 社常務取締役経理・社債等担当 兼当社経営企画ユニット経理室		
			2017年6月 当社常務執行役		
			2017年6月 東京電力フュエル&パワー株式会社 取締役 (非常勤)		
			2017年6月 東京電力パワーグリッド株式会社 取締役 (非常勤)		
			2017年6月 東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役 (非常勤)		
			2019年4月 当社参与		
			2019年6月 当社取締役 (現)		
計					155,392

(注) 1. 取締役 小林 喜光、同 國井 秀子、同 高浦 英夫、同 大八木 成男、同 大西 正一郎及び同 新川 麻は、社外取締役である。

2. 2021年6月29日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(2) 執行役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役社長 原子力改革特別タスクフォース 長	小早川 智明	1963年6月29日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 13,723
代表執行役副社長 経営企画担当 (共同)	文挾 誠一	1960年7月25日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 1,875
代表執行役副社長 最高財務責任者兼社長補佐	守谷 誠二	1963年4月21日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 56,746
執行役副社長	佐伯 光司	1963年6月30日生	1986年4月 当社入社 2015年7月 当社経営企画ユニット総務・法務室長 2016年4月 当社常務執行役経営企画ユニット総務・法務室長兼福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 2016年6月 当社常務執行役福島本部副本部長兼原子力・立地本部副本部長 2017年6月 当社常務執行役安全統括、原子力・立地本部副本部長 (青森担当) 2018年4月 当社常務執行役 2018年10月 当社常務執行役CRE推進室長 2018年11月 当社常務執行役秘書室長兼CRE推進室長 2019年4月 当社執行役副社長 (現)	(注) 1	普通株式 19,776
常務執行役 最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者	関 知道	1964年1月10日生	1986年4月 当社入社 2015年7月 当社経営企画ユニット企画室次長 2016年4月 当社常務執行役IoT担当 2017年6月 当社常務執行役IoT担当兼経営企画ユニットシステム企画室長 2018年4月 当社常務執行役IoT担当 2020年4月 当社常務執行役最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者 (現)	(注) 1	普通株式 3,142
常務執行役 防災・安全統括	山本 竜太郎	1964年1月19日生	1988年4月 当社入社 2016年4月 東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社長 (常務取締役待遇) 2018年4月 当社執行役員技監 2018年10月 当社常務執行役防災・安全統括 (現)	(注) 1	普通株式 5,092

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 最高マーケティング責任者兼E S G担当兼チーフ・スポークス パーソン	長崎 桃子	1969年12月 8 日生	<p>1992年 4 月 当社入社</p> <p>2016年 5 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社リビング事業本部戦略・ マーケティンググループマネー ジャー</p> <p>2016年 9 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社リビング事業本部戦略・ マーケティンググループマネー ジャー兼ガス事業プロジェクト 推進室ガスライフ推進グループ マネージャー</p> <p>2017年 6 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社リビング事業本部テブコ カスタマーサービス株式会社出 向（代表取締役社長）</p> <p>2017年10月 東京電力エナジーパートナー株 式会社サービスソリューション 事業本部テブコカスタマーサー ビス株式会社出向（代表取締役 社長）</p> <p>2019年 4 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社常務取締役最高情報責任 者（C I O）兼オペレーション本 部長</p> <p>2020年 4 月 当社常務執行役最高マーケティ ング責任者兼E S G担当兼E V 推進室長</p> <p>2020年 4 月 東京電力エナジーパートナー株 式会社取締役（非常勤）（現）</p> <p>2020年 4 月 東京電力リニューアブルパワー 株式会社取締役（非常勤） （現）</p> <p>2021年 4 月 当社常務執行役最高マーケティ ング責任者兼E S G担当兼チー フ・スポークスパーソン（現）</p>	(注) 1	普通株式 1,388

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	山口 裕之	1965年6月5日生	1991年4月 当社入社 2016年4月 当社経営企画ユニット経理室 (経理担当) 兼ビジネスソリューション・カンパニー経理センター 2017年4月 当社経営企画ユニット経理室 (経理担当) 兼ビジネスソリューション・カンパニー経理センター兼経営技術戦略研究所リソースアグリゲーション推進室事業推進グループマネージャー 2017年6月 当社経営企画ユニット経理室長 兼ビジネスソリューション・カンパニー 2020年4月 東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社長 2021年4月 当社常務執行役(現) 2021年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社取締役(非常勤)(現) 2021年4月 東京電力リニューアブルパワー株式会社取締役(非常勤)(現)	(注) 1	普通株式 8,587
常務執行役 福島第一廃炉推進カンパニー・ プレジデント兼廃炉・汚染水対策 最高責任者	小野 明	1959年6月1日生	1983年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員福島第一廃炉推進 カンパニー・バイスプレジデント 兼福島第一原子力発電所長兼 福島本部 2016年7月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構執行役員戦略グループ長 2018年2月 原子力損害賠償・廃炉等支援機 構上席執行役員プログラム監 督・支援室長 2018年4月 当社常務執行役福島第一廃炉推 進カンパニー・プレジデント兼 廃炉・汚染水対策最高責任者兼 プロジェクト計画部長 2019年4月 当社常務執行役福島第一廃炉推 進カンパニー・プレジデント兼 廃炉・汚染水対策最高責任者 (現)	(注) 1	普通株式 6,939
常務執行役 福島復興本社代表兼福島本部長 兼原子力・立地本部副本部長	高原 一嘉	1964年8月2日生	1988年4月 当社入社 2016年4月 当社福島本部福島広報部長 2017年6月 東京電力パワーグリッド株式会 社茨城総支社長 2019年4月 当社執行役員福島第一廃炉推進 カンパニー・バイスプレジデ ント 2021年4月 表兼福島本部長兼原子力・立地 本部副本部長(現)	(注) 1	普通株式 2,692

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役 新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長	橘田 昌哉	1964年1月15日生	1987年4月 当社入社 2015年6月 当社新潟本部副本部長 2017年6月 当社常務執行役新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長（現）	(注) 1	普通株式 1,840
常務執行役 原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長	牧野 茂徳	1969年6月30日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 5,224
常務執行役 原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長	宗 一誠	1964年1月30日生	1986年4月 当社入社 2015年6月 当社原子力・立地本部立地地域部長兼福島本部兼新潟本部 2018年4月 当社常務執行役原子力・立地本部副本部長（青森担当）兼立地地域部長兼福島本部兼新潟本部 2019年4月 当社常務執行役原子力・立地本部副本部長（青森担当） 2019年7月 当社常務執行役原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長（現）	(注) 1	普通株式 3,583
執行役 社長補佐兼経営企画担当（共同）	吉野 栄洋	1968年10月16日生	(1) 取締役に記載している	(注) 1	普通株式 0
計					130,607

(注) 1. 2021年6月29日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで。

2. 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入している。執行役員は以下のとおりである。

増井 秀企	原子力・立地本部副本部長
西村 冬彦	洋上風力担当
磯貝 智彦	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント兼福島第一原子力発電所長兼福島本部
梶山 直希	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント
多田 克行	原子力・立地本部副本部長兼経営企画ユニット企画室兼原子力改革ユニット 原子力改革特別タスクフォース事務局
白井 真	福島本部除染推進室長
茨木 久美	ビジネスソリューション・カンパニー・プレジデント
松本 純一	福島第一廃炉推進カンパニープロジェクトマネジメント室長兼福島本部
石井 武生	原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼新潟本部
添田 隆秀	経営企画ユニット企画室
坂井 毅志	福島第一廃炉推進カンパニー・シニアバイスプレジデント
内田 正明	福島復興本社副代表兼福島本部副本部長
兵頭 賢	経営企画ユニットグループ事業管理室投資統括準備室長
田南 達也	福島第一廃炉推進カンパニー・バイスプレジデント

② 社外役員の状況

イ. 社外取締役の員数及び社外取締役との人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係

当社の社外取締役は、小林喜光、國井秀子、高浦英夫、大八木成男、大西正一郎及び新川麻の6名である。

社外取締役6名の出身元の会社等との取引関係等については、その規模（双方の売上高に占める割合等）及び態様（一般消費者としての定型的な取引等）に鑑みて、特記すべき事項はない。

ロ. 社外取締役の機能及び役割、独立性に関する基準又は方針、選任状況の考え方

社外取締役は、それぞれの専門分野における幅広い経験と見識等を活かし、取締役会等を通じて、重要な経営戦略の策定と業務執行の監督を行っている。

また、当社は、以下の選任方針に基づき社外取締役6名を選任しており、これらはいずれも株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えており、新川氏以外の社外取締役5名を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届出を行っている。

上記に鑑み、当社の社外取締役は、経営の客観性・透明性をより一層向上させる上で適任な人材であると考えている。

<選任方針>

当社は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと、企業価値の最大化の実現に向け、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格、識見、能力を有する人物を、取締役候補者及び執行役として選任することとしている。

また、取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし、その員数は、定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしている。このうち、社外取締役については、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしている。

「社外取締役の独立性判断基準」

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. 当社グループ関係者
 - ・当社又は当社子会社の出身者
2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
3. 主要な取引先
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者
4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
5. 役員相互就任
 - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員

6. 近親者

- ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
- ・最近3年間において、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
- ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。

7. その他

- ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とする事ができるものとする。

※1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

※2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

ハ. 社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等を通じて、執行役等の職務の執行を監督している。また、社外取締役5名を含む監査委員会は、内部監査部門、会計監査人及び内部統制部門と、「(3)監査の状況 ④内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおり相互連携等を図りながら監査を行うとともに、取締役会において当該監査結果を報告している。

(3) 【監査の状況】

①監査委員会監査の状況

a. 監査委員会監査の組織、人員及び手続き

監査委員会監査の組織、人員及び手続きについては「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (c)監査委員会」に記載のとおりである。

b. 監査委員及び監査委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査委員会を16回開催しており、個々の監査委員の出席状況については以下のとおりである。

氏名	監査委員会への出席状況
高浦 英夫	16 / 16 回 (100%)
安念 潤司	14 / 16 回 (88%)
大西 正一郎	14 / 14 回 (100%)
田中 耕太郎	14 / 14 回 (100%)
森下 義人	16 / 16 回 (100%)

大西正一郎、田中耕太郎は2020年6月の就任以降に開催された監査委員会への出席状況を記載している。

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、総特や2020年度グループ経営計画に織り込まれている重要施策の進捗状況の確認とともに、福島第一原子力発電所廃炉への取り組み状況、福島復興への取り組み状況、安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保、収益力と企業価値の向上に向けた取り組み状況等を監査の最重要項目と位置づけた。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査した。

②内部監査の状況

内部監査については「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ③内部統制システムの整備等の状況」に記載のとおりである。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人の名称は「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e)会計監査人(監査法人)」に記載のとおりである。

b. 継続監査期間

52年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士は「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e)会計監査人(監査法人)」に記載のとおりである。

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ②企業統治の体制 イ. 企業統治の概要 (e)会計監査人(監査法人)」に記載のとおりである。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等を総合的に判断し選定している。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としている。また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としている。

f. 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、会計監査人の評価を行っている。この評価については、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等について総合的に判断している。

④内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査委員会、内部監査部門及び会計監査人はそれぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより、監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的実施すること等により相互連携を図っている。また、内部統制部門は、監査委員会に対して、内部統制システムの整備及び運用の状況等について適宜報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人に対しても必要に応じ監査に必要な情報提供を行っている。

⑤監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	150	5	166	17
連結子会社	215	8	275	7
計	365	13	441	25

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務制限条項に係る確認業務などである。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計指導・助言業務などである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言業務などである。

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計指導・助言業務などである。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（上記a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	190	—	164
連結子会社	1	96	6	134
計	1	286	6	299

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザー業務委託などである。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザー業務委託などである。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザー業務委託などである。

連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、アドバイザー業務委託などである。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項なし。

（当連結会計年度）

該当事項なし。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査日数等を勘案し、会社法の定めに従い監査委員会の同意を得た上で決定している。

e. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意した。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役3名で構成される報酬委員会において取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を次のとおり定めている。

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

(a) 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

<基本報酬>

常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

(b) 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。業績連動報酬の割合は、他企業等における割合を勘案して設定する。

<基本報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

<業績連動報酬>

役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた割合を設定する。また、会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

(c) 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

②役員区分ごとの報酬などの総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の取締役及び執行役に対する報酬等の内容は、以下のとおりである。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	23	23	—	—	1
執行役	395	282	112	—	14
社外取締役	71	71	—	—	8

(注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給していないため、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めていない。

2. 業績連動報酬の算定にあたっては、報酬委員会が定める取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針のもと、総特の目標達成に向けて、執行役が意欲と責任を持って取り組み、その成果が適切に反映できるよう、業績連動報酬の指標には、経営計画上の会社業績（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく特別負担金額を控除する前の連結経常利益）及び個人業績（各担当部門のコスト削減指標その他KPI）を設定している。支給額については、目標達成時を支給率100%として、0～150%の範囲で変動し、以下のとおり算定のうえ、報酬委員会において決定している。

会社業績：達成度を基準額に乗じて算定

個人業績：達成度又は報酬委員会による評価に応じた割合を基準額に乗じて算定

業績連動報酬の指標に関する実績については、会社業績は2,398億円であった。個人業績については、個人ごとに設定された指標やKPIに基づき評価を行い、概ね目標を達成している。

3. 当年度の取締役及び執行役の報酬等の内容は、社外取締役3名で構成される報酬委員会において上記方針を踏まえて審議を行い決定している。具体的には、当年度の取締役及び執行役の報酬水準及び報酬構成並びに執行役の業績連動報酬の支給額について、報酬委員会において6回にわたり審議を行った。なお、報酬委員会において執行役に対する業績連動報酬の支給額を決定するにあたっては、当年度の会社業績及び個人業績の達成度並びにその他経営状況を考慮している。

報酬委員会としては、こうした経緯により決定された当年度の取締役及び執行役の報酬等の内容は、上記方針に沿うものであると判断している。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、投資有価証券に該当する株式のうち、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有するものを「保有目的が純投資目的である投資株式」、それ以外を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」としている。

②提出会社における株式の保有状況

当社については以下のとおりである。

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容 (非上場株式以外の株式)

成長戦略を踏まえた中長期的な連携の必要性や、当社事業の円滑な遂行と持続的成長等を総合的に勘案して、企業価値向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本とし、全株式を取締役会で個別に検証した結果、全ての銘柄について保有が適当と判断している。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	77	4,741
非上場株式以外の株式	1	1,951

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	4
非上場株式以外の株式	—	—

ハ. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱日本製鋼所	742,800	742,800	定量的な保有効果の記載は困難であるものの、上記(1)イ.の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会で個別に検証した結果、同社は原子力・火力・水力の主要部材を製造しており、事業上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持・強化を図るため継続して保有している	無
	1,951	971		

- (2) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項なし。

③東京電力エナジーパートナー株式会社における株式の保有状況

提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東京電力エナジーパートナー」という）については以下のとおりである。

- (1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容（非上場株式以外の株式）

成長戦略を踏まえた中長期的な連携の必要性や、事業の円滑な遂行と持続的成長等を総合的に勘案して、企業価値向上に資する必要最小限の株式を保有することを基本とし、全株式を取締役会で個別に検証した結果、全ての銘柄について保有が適当と判断している。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	22	3,185
非上場株式以外の株式	1	8,435

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

ハ. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	東京電力エナ ジーパートナ ーの株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本瓦斯株	1,460,000	1,460,000	定量的な保有効果の記載は困難であるものの、上記(1)イ.の保有の合理性を検証する方法に従って取締役会で個別に検証した結果、同社との業務提携の維持や、新事業への展開による収益強化を目的として継続して保有している	無
	8,435	5,219		

- (2) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項なし。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成について

- (1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。
- (2) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「電気事業会計規則」に準拠して作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けている。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入している。

また、同機構等が行う連結財務諸表等の適正性確保に資する各種研修に参加している。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
固定資産	※1, ※2 10,171,830	※1, ※2 10,518,029
電気事業固定資産	5,586,142	5,633,144
水力発電設備	377,762	389,775
原子力発電設備	994,677	983,248
送電設備	1,435,833	1,439,770
変電設備	634,240	659,744
配電設備	2,016,946	2,018,429
その他の電気事業固定資産	126,681	142,175
その他の固定資産	190,688	182,172
固定資産仮勘定	1,264,035	1,334,263
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,003,105	1,012,464
原子力廃止関連仮勘定	127,655	124,692
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	133,275	197,107
核燃料	597,919	584,751
装荷核燃料	81,423	81,151
加工中等核燃料	516,496	503,600
投資その他の資産	2,533,045	2,783,696
長期投資	※4 105,892	※4 118,494
関係会社長期投資	※5 1,298,165	※4, ※5 1,389,469
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	494,613	490,125
廃炉等積立金	390,150	485,000
退職給付に係る資産	120,734	163,566
その他	125,979	139,281
貸倒引当金(貸方)	△2,490	△2,239
流動資産	1,786,016	1,575,126
現金及び預金	※4 813,300	※4 454,886
受取手形及び売掛金	559,892	※4 674,112
たな卸資産	※3 87,837	※3 86,235
その他	※4 329,168	※4 383,223
貸倒引当金(貸方)	△4,183	△23,333
合計	11,957,846	12,093,155

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	4,858,600	5,376,491
社債	※4,※7 1,757,437	※4,※7 2,358,576
長期借入金	※4 215,925	※4 169,427
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	168,898	—
特定原子力施設炉心等除去引当金	4,796	170,369
災害損失引当金	520,988	502,384
原子力損害賠償引当金	496,433	491,147
退職給付に係る負債	368,475	332,201
資産除去債務	994,806	1,016,719
その他	330,837	335,665
流動負債	4,174,787	3,565,418
1年以内に期限到来の固定負債	※4,※7 999,684	※4,※7 436,364
短期借入金	※4,※7 1,972,699	※4,※7 1,967,761
支払手形及び買掛金	315,974	307,293
未払税金	62,485	81,885
その他	823,941	772,113
特別法上の引当金	7,572	8,443
原子力発電工事償却準備引当金	7,572	8,443
負債合計	9,040,960	8,950,354
株主資本	2,940,480	3,121,484
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	756,097	756,196
利益剰余金	791,881	972,790
自己株式	△8,474	△8,477
その他の包括利益累計額	△40,295	3,814
その他有価証券評価差額金	2,167	9,267
繰延ヘッジ損益	△14,067	4,015
土地再評価差額金	※8 △2,471	※8 △2,483
為替換算調整勘定	△9,914	△23,083
退職給付に係る調整累計額	△16,010	16,098
新株予約権	3	18
非支配株主持分	16,699	17,483
純資産合計	2,916,886	3,142,801
合計	11,957,846	12,093,155

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
営業収益	6,241,422	5,866,824
電気事業営業収益	5,878,139	5,514,185
その他事業営業収益	363,283	352,639
営業費用	※1,※2,※3 6,029,581	※1,※2,※3 5,723,364
電気事業営業費用	5,695,755	5,409,287
その他事業営業費用	333,825	314,076
営業利益	211,841	143,460
営業外収益	107,454	108,200
受取配当金	1,049	421
受取利息	343	461
持分法による投資利益	99,796	100,635
その他	6,265	6,682
営業外費用	55,262	61,780
支払利息	43,985	42,681
その他	11,277	19,098
当期経常収益合計	6,348,876	5,975,024
当期経常費用合計	6,084,844	5,785,144
当期経常利益	264,032	189,880
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	383	870
原子力発電工事償却準備金引当	383	870
特別利益	414,943	142,180
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※5 101,699	※5 142,180
持分変動利益	199,717	—
災害損失引当金戻入額	※6 113,526	—
特別損失	609,332	140,796
財産偶発損	※4 321	—
災害特別損失	※2,※4 394,934	—
原子力損害賠償費	※2,※5 107,915	※2,※5 140,796
福島第二廃止損失	※6,※7 95,651	—
減損損失	※7 10,510	—
税金等調整前当期純利益	69,259	190,393
法人税、住民税及び事業税	18,878	8,912
法人税等調整額	△1,209	△303
法人税等合計	17,668	8,609
当期純利益	51,591	181,784
非支配株主に帰属する当期純利益	888	888
親会社株主に帰属する当期純利益	50,703	180,896

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
当期純利益	51,591	181,784
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,722	3,646
為替換算調整勘定	580	△482
退職給付に係る調整額	△17,816	29,962
持分法適用会社に対する持分相当額	△24,192	10,997
その他の包括利益合計	※1 △39,706	※1 44,123
包括利益	11,884	225,907
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	10,996	225,019
非支配株主に係る包括利益	887	888

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	756,098	741,070	△8,469	2,889,675
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	50,703	—	50,703
自己株式の取得	—	—	—	△12	△12
自己株式の処分	—	△2	—	2	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	0	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	108	—	108
その他	—	—	—	4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△1	50,811	△5	50,804
当期末残高	1,400,975	756,097	791,881	△8,474	2,940,480

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,663	2,723	△2,362	△6,977	2,700	△252	—	14,276	2,903,699
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	50,703
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△12
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	108
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,495	△16,791	△108	△2,936	△18,711	△40,043	3	2,423	△37,617
当期変動額合計	△1,495	△16,791	△108	△2,936	△18,711	△40,043	3	2,423	13,187
当期末残高	2,167	△14,067	△2,471	△9,914	△16,010	△40,295	3	16,699	2,916,886

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,400,975	756,097	791,881	△8,474	2,940,480
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	180,896	—	180,896
自己株式の取得	—	—	—	△7	△7
自己株式の処分	—	△2	—	3	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	101	—	—	101
土地再評価差額金の取崩	—	—	12	—	12
その他	—	—	—	1	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	98	180,908	△2	181,004
当期末残高	1,400,975	756,196	972,790	△8,477	3,121,484

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,167	△14,067	△2,471	△9,914	△16,010	△40,295	3	16,699	2,916,886
当期変動額									
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	180,896
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△7
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	—	101
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	12
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,099	18,082	△12	△13,168	32,109	44,110	15	784	44,910
当期変動額合計	7,099	18,082	△12	△13,168	32,109	44,110	15	784	225,914
当期末残高	9,267	4,015	△2,483	△23,083	16,098	3,814	18	17,483	3,142,801

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	69,259	190,393
減価償却費	422,495	412,039
減損損失	10,510	—
原子力発電施設解体費	35,535	37,459
固定資産除却損	24,258	24,347
特定原子力施設炉心等除去準備引当金の増減額 (△は減少)	166,812	—
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	210,457	2,545
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△4,930	△10,434
廃炉等積立金の増減額 (△は増加)	△190,150	△94,849
受取利息及び受取配当金	△1,392	△882
支払利息	43,985	42,681
持分法による投資損益 (△は益)	△99,796	△100,635
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△101,699	△142,180
原子力損害賠償費	107,915	140,796
持分変動損益 (△は益)	△199,717	—
災害損失引当金戻入額	△113,526	—
福島第二廃止損失	95,651	—
売上債権の増減額 (△は増加)	57,268	△114,202
仕入債務の増減額 (△は減少)	63,517	△5,766
未払費用の増減額 (△は減少)	△72,175	△109,583
その他	△114,888	28,435
小計	409,389	300,164
利息及び配当金の受取額	4,907	16,490
利息の支払額	△42,934	△42,157
東北地方太平洋沖地震による災害特別損失の支払 額	△23,347	△28,465
原賠・廃炉等支援機構資金交付金の受取額	520,000	521,400
原子力損害賠償金の支払額	△521,408	△521,273
法人税等の支払額	△23,111	△6,333
営業活動によるキャッシュ・フロー	323,493	239,825

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△554,856	△599,859
工事負担金等受入による収入	22,178	19,017
投融資による支出	△5,913	△11,287
投融資の回収による収入	2,659	1,081
その他	27,678	13,833
投資活動によるキャッシュ・フロー	△508,253	△577,215
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	879,635	957,489
社債の償還による支出	△623,516	△468,635
長期借入金の返済による支出	△433,951	△511,664
短期借入れによる収入	4,088,132	4,021,210
短期借入金の返済による支出	△3,892,332	△4,026,090
その他	△4,376	7,348
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,591	△20,340
現金及び現金同等物に係る換算差額	45	△104
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△171,122	△357,835
現金及び現金同等物の期首残高	999,362	812,143
連結の範囲の変更による現金及び現金同等物の減少額	△16,096	—
現金及び現金同等物の期末残高	*1 812,143	*1 454,307

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 45社 (前連結会計年度は45社)

連結子会社名は「第1 企業の概況 3. 事業の内容の〔事業系統図〕」に記載している。

議決権の過半数を自己の計算において所有している、銚子洋上ウインドファーム(株)は、経営方針及び財務に係る重要な経営事項の決定について共同支配企業の同意が必要であることから、子会社ではなく、持分法適用の関連会社としている。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 28社 (前連結会計年度は25社)

主な持分法適用関連会社は、(株)関電工、日本原子力発電(株)、(株)J E R Aほかである。

K K 6 安全対策共同事業(株)、ヒマル・エナジー・シンガポール社については、新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めている。ダリアリ・エナジー社については、新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めている。

持分法を適用していない関連会社(日本原子力防護システム(株)、原燃輸送(株)ほか)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社はテプコ・リソーシズ社、テプコ・リニューアブル・パワー・シンガポール社、テプコ・イノベーション・アンド・インベストメンツ・ユーエス社、テプコ・エナジー・パートナー・インターナショナル(タイ)社、テプスコ・ベトナム社の5社(前連結会計年度は4社)であり、12月31日を決算日としている。

なお、連結財務諸表の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行うこととしている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 長期投資(その他有価証券)

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法(売却原価は移動平均法)により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

ロ たな卸資産

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う総平均法による原価法によっている。

ハ デリバティブ

時価法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、2005年度以降取得分の送電線路に係る地役権の耐用年数は、送電線路の耐用年数に準じた年数(36年)とし、それ以外の送電線路に係る地役権は平均残存耐用年数としている。

また、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、(8)原子力発電施設解体費の計上方法に記載している。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

ロ 災害損失引当金

① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

- ② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの
東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。
災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。
- a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失
政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(2011年12月21日)が策定され(2019年12月27日最終改訂)、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2021」(2021年3月25日改訂)を策定した。
これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。ただし、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用は、ここには含んでいない。当炉心等除去に要する費用の詳細は、「(3)重要な引当金の計上基準 ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。通常の見積りが困難であるものは、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。
なお、当損失又は費用の見積りに関して、通常の見積りが可能なものと困難であるものと分類した上で、それぞれの見積り方法、並びに見積りに含まれる不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。
- b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用
今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額(割引率4.0%)を計上している。
なお、装荷核燃料に係る処理費用はその他固定負債に含めて表示している。
- ③ 台風第19号(東日本台風)及び第21号により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの
2019年10月に発生した台風第19号(東日本台風)及び第21号により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。
- ④ 2020年7月の豪雨により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの
2020年7月に発生した豪雨により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。
- ⑤ 福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの
2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

災害損失引当金残高の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
① 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	5,112百万円	4,860百万円
② 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	512,791	496,381
うち a 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	504,326	488,443
b 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用	6,366	6,620
c その他	2,099	1,317
③ 台風第15号(房総半島台風)、第19号(東日本台風)及び第21号により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	5,100	1,034
④ 2020年7月の豪雨により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	—	8
⑤ 福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	—	7,898
計	523,004	510,183

ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。また、申請額のうち、未承認額は特定原子力施設炉心等除去準備引当金に、既承認額は特定原子力施設炉心等除去引当金に計上している。

なお、当損失又は費用の見積りに関する不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(追加情報)

廃炉等積立金

原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づき、機構より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、原賠機構法の規定に基づき、機構に積立てを実施しているものである。当該積立金と積立スキーム図及び関連する引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

ニ 原子力損害賠償引当金

前連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,901,963百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

① 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当連結会計年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末における合理的な見積額を計上している。

② 除染に係る引当金の相殺表示

同原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当連結会計年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,824,484百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

ホ 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電事法第27条の3及び同条の29の規定により、原子力償却準備引当金省令に基づき計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、主としてその発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の当連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

ハ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(7) 使用済燃料再処理等抛出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、改正再処理等積立金法第4条第1項に規定する抛出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。当抛出金を使用済燃料再処理機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が再処理等を実施することとなる。

なお、使用済燃料の再処理関連加工に係る抛出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(8) 原子力発電施設解体費の計上方法

イ 通常時の処理方法

原子炉等規制法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置に係る費用の計上方法については、資産除去債務適用指針第8項を適用し、解体引当金省令の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受けた原子力発電施設解体費の総見積額を、発電設備の見込運転期間にわたり定額法で計上する方法によっている。

ロ 廃炉時の処理方法

エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

なお、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

なお、福島第一原子力発電所の解体に係る費用について、当該費用及び資産除去債務とその他の引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(9) 原子力廃止関連仮勘定償却費の計上方法及び廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

なお、従前は小売規制料金による回収が認められてきたが、制度継続の観点から2020年10月より現在の回収方法に移行されている。

イ 原子力廃止関連仮勘定の償却

当社は2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、電気事業会計規則第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認され、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等拠出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く）及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

原子力廃止関連仮勘定は電事法施行規則改正省令附則第8条の規定に基づき、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却している。

ロ 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条の21の6の規定に基づき、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、2020年7月22日に承認され、東京電力パワーグリッド株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社において電事法施行規則第45条の21の5の規定に基づき、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っている。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、電気事業会計規則に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(重要な会計上の見積り)

1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した災害損失引当金は488,443百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金は170,369百万円である。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

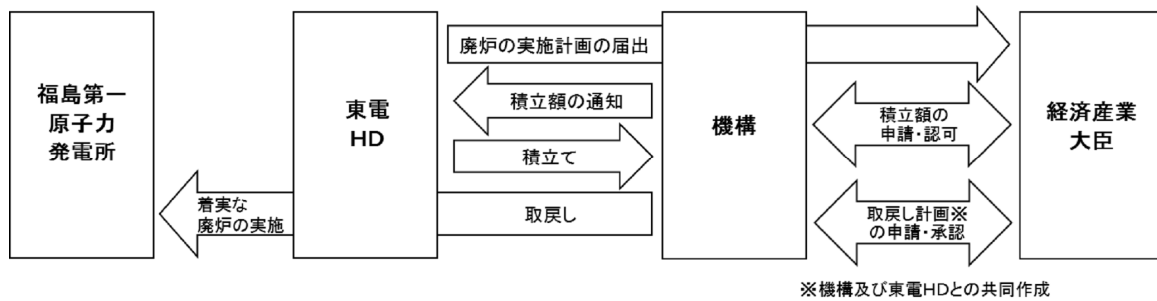
イ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

① 廃炉に関連した見積りの前提

東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という）では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という）により指定された額について、廃炉等に充てる資金の積立てを行い（廃炉等積立金）、機構と共同で、廃炉作業を想定した上で必要となる資金について取戻し計画を策定する。

当該計画について、経済産業大臣の承認を受けたのちに、廃炉等積立金の取戻しを行い、実際の廃炉作業への支出を行っている。廃炉作業に関連して発生する費用又は損失に係る引当金は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金（※）及び特定原子力施設炉心等除去引当金の三つの科目で連結貸借対照表上に計上している。

（※）当連結会計年度の廃炉等積立金の取戻しに関する計画において、新たな申請額がないことから当連結会計年度は計上していない。



災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の関係

引当の対象	取戻し計画の状況	引当金の名称
取戻し計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用	大臣の承認前	特定原子力施設炉心等除去準備引当金
	大臣の承認後	特定原子力施設炉心等除去引当金
その他		災害損失引当金

② 会計上の見積方法

a 災害損失引当金

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

I 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ロ 災害損失引当金」に記載の経緯を踏まえ、通常の見積りが可能な費用又は損失については、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。一方、将来の工事等の具体的な内容を当連結会計年度末では想定できず、通常の見積りが困難である費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

II 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ロ 災害損失引当金」に記載している。

b 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ハ 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

なお、事故炉である福島第一原子力発電所の解体費用の見積りについては、通常炉と同様の状況にまで復旧させるための費用は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去

引当金として計上し、通常炉としての解体費用については、原子力発電施設解体費として計上している。前者については、以下の不確実性が存在する一方、後者については、通常炉と同様の省令に準じた見積りとなる。

ロ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金に含まれる、主要な仮定とその不確実性は以下のとおりである。

① 通常の見積りが可能なもの

2021年3月25日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当連結会計年度末においては、これに基づき関連する費用の見積りを行っている。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に前例のない取組みであり、それ自体に不確実性を内包しているが、それでも至近3年程度は概念検討等が進んでいることから具体的な工事や作業を計画しやすい一方で、それ以降はこれから具体的な検討をするものが多く、中でもデブリ取出しに関しては本格的に取り出すための装置は構想に近い段階にある等、長期にわたる工事や作業の金額を見積もるにあたっては、多くの仮定を置かざるを得ない。今回の見積りでは、それぞれの作業プロセスにおいて、現在進められている国等の研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づいた仮定を置いているが、今後の研究の進展や現場状況のより詳細な把握、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく新たな技術的知見の獲得等により、見積りの前提として置いた仮定は見直しが必要となることも考えられる。このような場合、新たな作業や想定していた作業方法の変更、作業の範囲の見直し、作業単価の変動等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

② 通常の見積りが困難なもの

工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、類似事例である米スリーマイル島原子力発電所（以下、「TMI」という）の事故における費用実績額に基づく概算額を計上している。

当見積りにおいては、TMIでの費用処理実績額に、TMIの事故発生時から福島第一原子力発電所の事故発生時までの間における物価上昇率、為替レート等に、取出し対象基数等を加味して算定を行っている。これには、廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は、発電機の基数に比例する等の仮定に基づいているが、TMIと福島第一原子力発電所では、燃料デブリの量や、原子炉内の存在箇所の違いによる難易度の違い等、状況の差異があることから、想定した見積りと実際の作業の種類・範囲及び量が変動する可能性がある。また、事故炉の廃炉という極めて限定的かつ長期にわたって発生する作業について、作業の種類・範囲及び量が一定であったとした場合においても、物価水準の変動、技術革新の状況等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

ハ 翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

上記により、通常の見積りが可能なもの、通常の見積りが困難なもの、それぞれについて最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

2. 原子力発電設備等の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等は、930,670百万円である。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積方法

事業用の固定資産については、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額することが要求される。原子力発電設備等については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である発電所を資産グループに設定しており、このうち柏崎刈羽原子力発電所については、1～7号機の各ユニットに係る原子力発電設備等を一つの資産グループとし、電力取引契約を通じた電気料金収入などによる投資の回収状況を踏まえ、減損の判定を行っている。

同発電所は、従前より総合特別事業計画の下で、新規制基準への対応と地元のご理解を得るべく取組みを進めてきたが、「核物質防護設備の機能の一部喪失」、「ID不正使用」及び「安全対策工事の一部未完了」という一連の事案の発生を当社として大変重く受け止め、根本的な原因究明の上で抜本的な改革に取り組んでいく段階にある。同発電所は、2012年3月に定期点検のため6号機の稼働を停止して以降、現在まで長期にわたり不稼働状態が継続しており、こうした状況を踏まえ、当社は同発電所資産グループについて減損の兆候を認識し、減損損失の認識の検討を行った。

当該検討にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、当資産グループの帳簿価額との比較を行った。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が当資産グループの帳簿価額を上回るため、減損は不要と判断している。

ロ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備等の資産性評価に含まれる主要な仮定は、ユニットごとの稼働状況、安全対策工事に係るコスト、将来の電力価格であり、いずれも不確実性を含んでいる。今後は、一連の事案を踏まえた追加検査を含め、原子力規制委員会の安全規制審査に合格した上で立地自治体のご理解を得ていくことが必要となる。また、原子力規制委員会の新規制基準に対応するための安全対策工事に係るコストについては、計画されている工事についての材料費や作業員の労務費等の工事費の上振れの可能性に加え、原子力規制委員会の他の原子力発電事業者に対する審査も含めた今後の審査の進展により、新規制基準の改訂等による規制対応への要求事項の高度化・厳格化により工事費が上振れする可能性がある。さらに、将来の電力価格も、全国の電力需給の状況、火力発電の燃料費のベースとなる原油価格の状況やこれらを含めた日本卸電力取引所の電力価格等の状況などの影響に大きく依存する。

ハ 翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

上記の不確実性については、現時点において入手可能な情報をもとに最大限の見積りを行っているが、将来のこれらの項目の変動により、当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性がある。今後減損会計の適用により、上記原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等の総額の一部が影響を受ける可能性がある。

3. 退職給付に係る負債及び資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した退職給付に係る負債は332,201百万円、退職給付に係る資産は163,566百万円である。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積り方法

「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 退職給付に係る会計処理の方法」に記載している。

なお、退職給付債務の計算において使用する割引率は、主として、期末のダブルA格社債の利回り(指標利率)を基に決定しており、当連結会計年度は1.0%を採用している。また、年金資産の長期期待運用収益率は、運用方針や保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績等を基に決定しており、主として、当連結会計年度は2.5%を採用している。

ロ 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

従業員の退職給付に係る債務及び費用は、割引率、退職率、死亡率、年金資産の長期期待運用収益率、年金数理計算上の基礎率等について合理的な仮定に基づき見積もっているが、実績との差異や仮定の変動は、将来の退職給付に係る債務・費用に影響を及ぼす可能性がある。

指標利率の変動により割引率を変更することとなった場合は退職給付債務が変動するが、退職給付債務が10%以上変動しないと見込まれる場合は、重要性基準により変更しない。

また、年金資産として保有している株式や債券は、金融市場の動向により時価が変動する。

ハ 翌連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす影響

上記により、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会計方針に基づき、数理計算上の差異は、主として、発生の当連結会計年度より3年間で定額償却しており、変動影響は以下のとおりである。

	退職給付債務への影響	退職給付費用への影響(年)
割引率0.1%あたり	10,000百万円程度	3,300百万円程度
年金資産運用収益率の差異1.0%あたり	5,600百万円程度	1,800百万円程度

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
- ・「電気事業会計規則」

(1) 概要

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」については、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものである。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされている。

「電気事業会計規則」については、当該会計基準の適用を踏まえ改正されたものである。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については評価中であるが、主たる影響として、再生可能エネルギー発電促進賦課金が、第三者のために回収する額に相当するため、収益認識における取引価格に含めず営業収益から負債勘定整理に変更し、対応する再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金も営業費用から当該負債勘定整理に変更することとなる。また、再生可能エネルギー特別措置法に基づく交付金も営業収益から営業費用の戻入に変更することとなる。

上記に伴う影響額を2021年3月期の実績で算定すると営業収益は、971,149百万円程度減少し、同額が営業費用から減少することとなる。また、上記以外の連結財務諸表に与える影響額については、軽微である。

なお、東京電力エナジーパートナー株式会社には、電力の小売全面自由化に伴う一般消費者保護のための料金規制経過措置が適用されており、電気事業会計規則に従い、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行い、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益は翌月に計上している。

ただし、当該子会社に対する料金規制経過措置が廃止となった後は、決算月に実施した検針の日から決算日までに生じた収益は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103-2項に基づいて見積計上することとする。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」
- ・「金融商品に関する会計基準」
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものである。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的に全て取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされている。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用する。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定である。

(表示方法の変更)

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用に伴う変更

会計上の見積りの開示に関する会計基準を当連結会計年度から適用し、(重要な会計上の見積り)を記載している。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していない。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払費用の増減額(△は減少)」は金額的重要性が増したため、区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っている。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△187,063百万円は、「未払費用の増減額(△は減少)」△72,175百万円、「その他」△114,888百万円として組み替えている。

(追加情報)

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、497,641百万円(前連結会計年度は519,577百万円)である。

(連結貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	391,509百万円	405,064百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	18,606,189百万円	18,882,824百万円

3. たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
商品及び製品	9,769百万円	9,995百万円
仕掛品	14,061	13,649
原材料及び貯蔵品	64,007	62,590

4. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産を社債及び(株)日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む)	734,642百万円	524,642百万円
(株)日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	107,976	56,821

(2) 東京電力パワーグリッド(株)の総財産を社債及び(株)日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
社債	1,480,000百万円	2,180,000百万円
(株)日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	437,843	—

(3) 東京電力エナジーパートナー(株)の総財産を(株)日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
(株)日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)	56,589百万円	—百万円

(4) 原賠法に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
流動資産		
その他	120,000百万円	120,000百万円

(5) 一部の連結子会社が海外事業参画等に伴い担保に供している資産並びに担保付債務
担保に供している資産

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	399百万円	327百万円
関係会社長期投資	—	4,667
流動資産		
現金及び預金	59	319
受取手形及び売掛金	—	35
計	458	5,349

上記資産を担保としている債務

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
流動負債		
短期借入金	—百万円	1,055百万円

(6) 一部の連結子会社の出資会社における金融機関からの借入金等に対して担保に供している資産

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
固定資産		
投資その他の資産		
長期投資	4百万円	4百万円

なお、出資会社が債務不履行となっても、連結子会社の負担は当該出資等の金額に限定されている。

5. 非連結子会社及び関連会社に対する株式及び出資金（うち、共同支配企業に対する投資の金額）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	1,266,634百万円	1,368,220百万円
	(821,173)	(897,011)

6. 偶発債務
(1) 保証債務

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務		
日本原燃(株)	40,113百万円	25,327百万円
エスケーゼット・ユー社	322	218
ロ アイティーエム・オーアンドエム社のアラビアン・パワー社との運転保守契約の履行に対する保証債務(※)	652	664
ハ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力公社との売電契約の履行に対する保証債務(※)	1,175	—
ニ パイトン・オペレーション・アンド・メンテナンス・インドネシア社のパイトン・エナジー社との運転保守契約の履行に対する保証債務(※)	481	489
ホ 従業員の持ち家財形融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	118,500	104,990
計	161,246	131,689

(※) 上記の保証債務残高のうち前連結会計年度2,309百万円、当連結会計年度1,153百万円については、(株)JERAとの間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、同社が当該損失を補填する契約を締結している。

(2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務

前連結会計年度(2020年3月31日)及び当連結会計年度(2021年3月31日)

放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る費用に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

7. 財務制限条項

前連結会計年度(2020年3月31日)

社債(7,437百万円)、1年以内に期限到来の固定負債(247,204百万円)及び短期借入金(976,764百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当連結会計年度(2021年3月31日)

社債(2,806百万円)、1年以内に期限到来の固定負債(251,836百万円)及び短期借入金(912,265百万円)には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

8. 土地再評価差額金

前連結会計年度(2020年3月31日)及び当連結会計年度(2021年3月31日)

土地再評価法に基づき、一部の持分法適用関連会社において事業用土地の再評価を行ったことによる土地再評価差額金の持分相当額である。

(連結損益計算書関係)

1. 営業費用のうち販売費及び一般管理費の内訳

電気事業営業費用（相殺消去後5,409,287百万円、相殺消去額△58,964百万円（前連結会計年度は相殺消去後5,695,755百万円、相殺消去額△87,272百万円））に含まれる販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、370,574百万円（前連結会計年度343,338百万円）であり、主要な費目及び金額は以下のとおりである。

なお、電気事業における連結会社間の取引に係る相殺消去は電気事業営業費用総額で行っていることから、相殺消去前の金額を記載している。

※相殺消去額は、当社と各基幹事業会社との取引に係る相殺消去を除いた金額を記載している。

また、販売費及び一般管理費の金額（相殺消去前）は、当社と各基幹事業会社との取引を控除した金額を記載している。

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
給料手当	79,833百万円	81,379百万円
退職給与金	23,558	13,238
委託費	103,160	114,152
貸倒損	2,075	20,639

(表示方法の変更)

貸倒損については、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、前連結会計年度も含め主要な費目として表示している。

2. 引当金繰入額

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	168,898百万円	－百万円
特定原子力施設炉心等除去引当金	6,099	168,898
災害損失引当金	228,580	18,063
原子力損害賠償引当金	107,915	140,796

3. 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
	17,905百万円	17,613百万円

4. 災害特別損失及び財産偶発損の内容

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(1) 東北地方太平洋沖地震

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、燃料デブリ取出しに係る準備の作業費用等を災害特別損失として374,071百万円計上している。

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」（平成23年12月16日）を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により中長期ロードマップが策定された（令和元年12月27日最終改訂）。

当社は中長期ロードマップの主要な目標工程等や原子力規制委員会により策定された「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（2020年3月版）」（令和2年3月4日）に掲げる目標を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2020」（2020年3月27日）を策定した。これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動の可能性があるものの、当連結会計年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

(2) 台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号

2019年9月から10月までの間に発生した台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号による滅失資産の簿価相当額を財産偶発損として321百万円計上するとともに、同台風により被災した資産の復旧等に要する修繕費、固定資産除却費等を災害特別損失として20,863百万円計上している。

5. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2020年3月19日に同日時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2019年3月19日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額813,266百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

また、資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

(1) 賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前連結会計年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2021年3月22日に同時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2020年3月19日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2) 除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当連結会計年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額297,251百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし当連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

6. 福島第二廃止損失及び災害損失引当金戻入額の内容

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、発電設備及び核燃料等の損失額について、福島第二廃止損失として95,651百万円を特別損失に計上するとともに、災害損失引当金に計上していた費用又は損失のうち、当該発電所において不要となる工事等に係る見積額を取り崩したことから災害損失引当金戻入額として113,526百万円を特別利益に計上している。

なお、福島第二廃止損失には、固定資産に係る減損損失として45,621百万円を含んでいる。

7. 減損損失

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(1) 資産のグルーピングの方法

イ 電気事業に使用している固定資産

事業運営体制や電力取引契約などに基づき、以下のとおりグルーピングを区分している。

電気事業（固定資産）の種類	グルーピングの区分
水力発電事業固定資産	発電所又は発電種別単位
原子力発電事業固定資産	発電所単位
新エネルギー等発電事業固定資産	発電種別単位
上記を除く電気事業固定資産	電気事業一体

ロ 附帯事業に使用している固定資産

原則として事業ごとの資産グループとしている。

ハ イ及びロ以外の固定資産

原則として個別の資産ごととしている。

(2)減損損失の金額、認識した資産又は資産グループ
電気事業に使用している固定資産

資 産	場 所	種 類	金 額 (百万円)
福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楡葉町及び富岡町	土地、建物、構築物、 機械装置、建設仮勘定ほか	45,621
新エネルギー等発電事業 固定資産	山梨県甲府市、神奈川県川崎市川崎区	土地、構築物、機械装置ほか	3,738

イ及びロ以外の固定資産

資 産	場 所	種 類	金 額 (百万円)
事業外固定資産ほか	福島県双葉郡大熊町及び双葉町ほか	機械装置ほか	6,771

(3)減損損失の認識に至った経緯

福島第二原子力発電所1～4号機の廃止の決定や、今後の事業構造の変化により、市場価格を踏まえた電力取引契約の改定、並びに使用見込みのない固定資産について、投資の回収が困難であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

これらの減少額のうち、福島第二原子力発電所に係る減少額45,621百万円については福島第二廃止損失として、新エネルギー等発電事業固定資産のうち太陽光発電事業固定資産及び事業外固定資産ほかの減少額10,510百万円については減損損失として、それぞれを特別損失に計上している。

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定している。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社資本コストに基づいた割引率により算定している。正味売却価額は、売却見込額等合理的な見積りにより算定しているが、売却等の見積りが困難な場合は零円としている。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	794百万円	4,321百万円
組替調整額	1,691	57
税効果調整前	2,485	4,378
税効果額	△763	△732
その他有価証券評価差額金	1,722	3,646
為替換算調整勘定：		
当期発生額	580	△482
組替調整額	—	—
税効果調整前	580	△482
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	580	△482
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△18,762	28,579
組替調整額	△4,017	8,033
税効果調整前	△22,780	36,612
税効果額	4,963	△6,650
退職給付に係る調整額	△17,816	29,962
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△25,071	2,421
組替調整額	878	8,576
持分法適用会社に対する持分相当額	△24,192	10,997
その他の包括利益合計	△39,706	44,123

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,791	25	10	4,806
合計	4,791	25	10	4,806

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加25千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少10千株は、持分法適用関連会社の持分比率減少に伴う自己株式(当社株式)の当社帰属分の変動等である。

2. 新株予約権に関する事項

連結子会社における当連結会計年度末残高 3百万円

当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,607,017	—	—	1,607,017
A種優先株式	1,600,000	—	—	1,600,000
B種優先株式	340,000	—	—	340,000
合計	3,547,017	—	—	3,547,017
自己株式				
普通株式	4,806	22	3	4,825
合計	4,806	22	3	4,825

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加22千株は、単元未満株式の買取りによる取得等であり、減少3千株は、持分法適用関連会社の持分比率減少に伴う自己株式(当社株式)の当社帰属分の変動等である。

2. 新株予約権に関する事項

連結子会社における当連結会計年度末残高 18百万円

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
現金及び預金勘定	813,300百万円	454,886百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,157	△578
現金及び現金同等物	812,143	454,307

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引
借主側
未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	158	79
1年超	212	183
合計	371	262

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金調達については、金融機関からの借入れ及び社債の発行等により、電気事業等の運営上、必要な設備資金等の確実な調達に努めている。

資金運用は短期的な預金等に限定している。

デリバティブ取引は、社内規程に基づきリスクヘッジの目的に限定して利用しており、トレーディング・投機目的での取引はない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主に株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されている。なお、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金（連結貸借対照表計上額490,125百万円）は、原賠機構法第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る資金の未収金である。当該未収金は、東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故等に伴う原子力損害に係る賠償の履行に充てるため、機構から、その必要額の交付を受けるものであり、賠償に要する金額に基づいていることなどから、時価等については記載していない。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、社内規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、支払期日を経過してなお支払われない場合については、督促等を行い回収に努めている。

有利子負債には、金利変動リスクに晒されている借入れ及び社債があり、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避している。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金並びに支払手形及び買掛金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を有するが、資金繰計画を作成・更新する等により管理している。

デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクのヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、社内規定に基づき執行箇所及び管理箇所が定められている。これらは、取引相手の契約不履行による信用リスクを有するが、デリバティブ取引の相手として、信用度の高い金融機関を選択しており、そのリスクは極めて低いと判断している。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。（注2）参照。）

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	6,419	6,419	—
(2) 現金及び預金	813,300	813,300	—
(3) 受取手形及び売掛金	559,892	559,892	—
(4) 社債（※3）	(2,214,642)	(2,247,608)	△32,966
(5) 長期借入金（※3）	(727,590)	(738,352)	△10,762
(6) 短期借入金	(1,972,699)	(1,972,699)	—
(7) 支払手形及び買掛金	(315,974)	(315,974)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （※1）（百万円）	時価（※1）（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（※2）	10,845	10,845	—
(2) 現金及び預金	454,886	454,886	—
(3) 受取手形及び売掛金	674,112	674,112	—
(4) 社債（※3）	(2,705,412)	(2,776,013)	△70,601
(5) 長期借入金（※3）	(215,925)	(225,728)	△9,803
(6) 短期借入金	(1,967,761)	(1,967,761)	—
(7) 支払手形及び買掛金	(307,293)	(307,293)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（※2）連結貸借対照表上、「長期投資」に計上されている。

（※3）連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」に計上されているものが含まれている。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっている。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記参照。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものうち市場価格のあるものの時価は、市場価格によっている。市場価格のないものについては、元利金を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定している。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。ただし、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金（「デリバティブ取引関係」注記参照）については、その金利スワップのレートを借入金利とみなして現在価値を算定している。

(6) 短期借入金、並びに(7) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	10,159	9,586
その他	13,443	14,447
合計	23,602	24,034

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
現金及び預金 (※)	813,300	—	—	—
受取手形及び売掛金	559,892	—	—	—
合計	1,373,192	—	—	—

(※) 現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
現金及び預金（※）	454,886	—	—	—
受取手形及び売掛金	674,112	—	—	—
合計	1,128,999	—	—	—

（※）現金及び預金の1年以内の償還予定額には現金を含んでいる。

（注4）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	457,204	99,631	221,999	160,000	200,806	1,075,000
長期借入金	511,664	46,497	23,765	57,102	28,084	60,475
短期借入金	1,972,699	—	—	—	—	—
合計	2,941,568	146,129	245,765	217,102	228,890	1,135,475

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	346,836	221,999	260,000	200,806	210,000	1,465,769
長期借入金	46,497	23,765	57,102	28,084	10,657	49,818
短期借入金	1,967,761	—	—	—	—	—
合計	2,361,095	245,765	317,102	228,890	220,657	1,515,588

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの)			
株式	226	135	91
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	226	135	91
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの)			
株式	6,192	7,971	△1,778
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	6,192	7,971	△1,778
合計	6,419	8,106	△1,687

当連結会計年度 (2021年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの)			
株式	10,843	8,225	2,617
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	10,843	8,225	2,617
(連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの)			
株式	2	3	△0
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	2	3	△0
合計	10,845	8,228	2,617

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度 (2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	24,468	24,168	(※)	—
合計			24,468	24,168	—	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	24,168	24,168	(※)	—
合計			24,168	24,168	—	

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、「金融商品関係」注記におけるデリバティブ取引の「連結貸借対照表計上額」、「時価」には含まれていない。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けている。

当社については、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有している。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
退職給付債務の期首残高	813,175百万円	803,194百万円
勤務費用	24,557	23,874
利息費用	7,872	7,785
数理計算上の差異の発生額	980	7,862
退職給付の支払額	△41,880	△43,941
企業結合に伴う減少額	△1,512	—
転籍に伴う減少額	—	△40,915
その他	0	0
退職給付債務の期末残高	803,194	757,860

(注) 一部の退職給付制度では、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
年金資産の期首残高	580,279百万円	555,452百万円
期待運用収益	14,223	13,599
数理計算上の差異の発生額	△27,117	50,552
事業主からの拠出額	5,829	5,712
退職給付の支払額	△18,367	△17,994
転籍に伴う減少額	—	△18,689
その他(注2)	604	593
年金資産の期末残高	555,452	589,225

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の年金資産を含んでいる。

2. 従業員拠出による増加等である。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	437,284百万円	426,950百万円
年金資産	△555,452	△589,225
	△118,168	△162,274
非積立型制度の退職給付債務	365,910	330,909
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	247,741	168,634
退職給付に係る負債	368,475	332,201
退職給付に係る資産	△120,734	△163,566
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	247,741	168,634

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
勤務費用(注1、2)	23,936百万円	23,262百万円
利息費用	7,872	7,785
期待運用収益	△14,223	△13,599
数理計算上の差異の費用処理額	5,477	△5,264
過去勤務費用の費用処理額	△158	△119
転籍に伴う費用処理額	—	△204
その他(注3)	19	20
確定給付制度に係る退職給付費用	22,923	11,880

(注) 1. 簡便法を採用している退職給付制度の退職給付費用を含んでいる。

2. 従業員拠出額を控除している。

3. 早期割増退職金等である。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
過去勤務費用	△158百万円	△119百万円
数理計算上の差異	△22,621	36,732
合 計	△22,780	36,612

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	85百万円	△34百万円
未認識数理計算上の差異	△18,392	18,339
合 計	△18,307	18,305

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
生保一般勘定	48%	44%
債券	31	30
株式	17	25
その他	4	1
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	主として1.0%	主として1.0%
長期期待運用収益率	主として2.5%	主として2.5%
予想昇給率	主として5.8%	主として5.8%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3,780百万円、当連結会計年度3,793百万円である。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
その他事業営業費用	3	15

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社
名称	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション ①	第3回ストック・オプション ②
決議年月日	2018年6月11日	2019年1月18日	2019年1月18日
付与対象者の区分及び人数	同社使用人 2名 退職者 1名	同社外部アドバイザー 5名	同社使用人 1名
株式の種類及び付与数(注1)	普通株式 28,937株	普通株式 500株	普通株式 7,825株
付与日	普通株式55,000株を2018年7月11日より毎月11日に1/48ずつ付与	普通株式500株を2019年2月18日より毎月18日に1/24ずつ付与	普通株式15,000株を2019年3月18日より毎月18日に1/48ずつ付与
権利確定条件	権利行使時において同社の役員又は使用人であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。	新株予約権割当契約書に定めるところによる。	権利行使時において同社の役員又は使用人であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2018年6月11日～ 2020年6月10日	2019年1月18日～ 2021年1月18日	2019年2月18日～ 2021年2月18日
権利行使期間	2020年6月11日～ 2028年6月10日	2021年1月19日～ 2029年1月18日	2021年2月19日～ 2029年2月18日

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社
名称	第3回ストック・オプション③	第3回ストック・オプション④	第4回ストック・オプション(A)
決議年月日	2019年1月18日	2019年1月18日	2020年6月9日
付与対象者の区分及び人数	退職者 1名	同社使用人 1名	同社役員 1名 同社使用人 2名
株式の種類及び付与数(注1)	普通株式 756株	普通株式 198株	普通株式 9,576株
付与日	普通株式3,000株を2019年7月7日より毎月7日に1/48ずつ付与	普通株式500株を2019年10月19日より毎月19日に1/48ずつ付与	普通株式51,000株を2020年7月9日より毎月9日に1/48ずつ付与
権利確定条件	権利行使時において同社の役員又は使用人であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。	権利行使時において同社の役員又は使用人であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。その他の細目は新株予約権割当契約書に定めるところによる。	新株予約権割当契約書に定めるところによる。
対象勤務期間	2019年6月7日～ 2021年6月7日	2019年9月20日～ 2021年9月19日	—
権利行使期間	2021年6月8日～ 2029年6月7日	2021年9月20日～ 2029年9月19日	2022年6月10日～ 2030年6月9日

会社名	TRENDE株式会社	TEPCOライフサービス株式会社（注2）
名称	第4回ストック・オプション(B)	第1回ストック・オプション
決議年月日	2020年6月9日	2020年3月30日（注3）
付与対象者の区分及び人数	同社役員 1名 同社使用人 1名	同社役員 3名 同社使用人 5名
株式の種類及び付与数（注1）	普通株式 17,820株	普通株式 1,465株
付与日	普通株式95,000株を2020年7月9日より毎月9日に1/48ずつ付与	2020年3月30日
権利確定条件	新株予約権割当契約書に定めるところによる。	①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、発行日から2年後の応当日時点まで継続して同社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、権利行使時においても、同社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。 ③新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。 ④新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。ただし、同社取締役会が承認した場合は、この限りではない。
対象勤務期間	—	2020年3月30日～ 2022年3月30日
権利行使期間	2022年6月10日～ 2030年6月9日	2020年4月21日～ 2030年3月30日

（注）1. 株式数に換算して記載している。

2. TEPCOライフサービス(株)は、2020年4月21日に株式移転によりTEPCOフィンテック(株)（旧TEPCOライフサービス(株)）の完全親会社として設立されたため、TEPCOフィンテック(株)（旧TEPCOライフサービス(株)）が発行していた新株予約権は同日をもって消滅し、当該新株予約権の新株予約権者に対し、基準時における当該新株予約権の総数と同数の新株予約権を交付している。
3. TEPCOフィンテック(株)（旧TEPCOライフサービス(株)）にて決議された年月日を記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

① ストック・オプションの数

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TEPCOライフサービス株式会社
名称	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第1回ストック・オプション
決議年月日	2018年6月11日	2019年1月18日	2020年6月9日	2020年3月30日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	20,801	5,052	—	—
付与	8,136	4,227	27,396	1,465
失効	—	—	—	794
権利確定	28,937	8,325	—	—
未確定残	—	954	27,396	671
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	28,937	8,325	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	28,937	8,325	—	—

② 単価情報

会社名	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TRENDE株式会社	TEPCOライフサービス株式会社
名称	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第1回ストック・オプション
決議年月日	2018年6月11日	2019年1月18日	2020年6月9日	2020年3月30日
権利行使価格(円)	400	1,900	2,400	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

3. 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

TRENDE株式会社

ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値を見積る方法によっている。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産価額方式により算定した価格を用いている。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用している。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	33百万円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	一百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	169,481百万円	168,017百万円
災害損失引当金	145,935	142,895
原子力損害賠償引当金	139,001	137,521
減損損失	135,512	126,704
退職給付に係る負債	110,311	102,128
税務上の繰越欠損金(注2)	17,160	91,796
送電線路に係る地役権償却額	72,941	73,545
その他	139,361	193,586
繰延税金資産 小計	929,706	1,036,195
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△17,133	△91,638
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△652,720	△613,185
評価性引当額 小計(注1)	△669,853	△704,824
繰延税金資産 合計	259,852	331,371
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△138,491	△137,235
特定原子力施設炉心等除去準備金	△1,342	△47,703
その他	△92,859	△126,518
繰延税金負債 合計	△232,694	△311,457
繰延税金資産 純額	27,158	19,914

(注) 1. 評価性引当額が34,970百万円増加となった。この変動の主な内容は、当社において、税務上の繰越欠損金に関する将来減算一時差異が65,883百万円増加し、減損損失及びその他に関する将来減算一時差異がそれぞれ54,723百万円及び15,610百万円減少、並びに特定原子力施設炉心等除去準備金及びその他に関する将来加算一時差異がそれぞれ46,360百万円及び31,913百万円増加し、資産除去債務に関する将来加算一時差異が4,581百万円減少したことなどによるものである。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	125	120	80	75	70	16,687	17,160
評価性引当額	△125	△95	△80	△75	△70	△16,686	△17,133
繰延税金資産	—	25	—	—	—	1	26

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※)	90	80	75	70	7,235	84,243	91,796
評価性引当額	△90	△80	△75	△70	△7,235	△84,086	△91,638
繰延税金資産	—	—	—	—	—	157	157

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めて表示していた「税務上の繰越欠損金」、評価性引当額に含めて表示していた「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額」、繰延税金負債の「その他」に含めて表示していた「特定原子力施設炉心等除去準備金」は、金額的重要性が増したため区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っている。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産の「その他」115,873百万円は、「税務上の繰越欠損金」17,160百万円、「その他」139,361百万円などとして、前連結会計年度の評価性引当額△669,853百万円は、「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額」△17,133百万円、「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」△652,720百万円として、前連結会計年度の繰延税金負債の「その他」△94,202百万円は、「特定原子力施設炉心等除去準備金」△1,342百万円、「その他」△92,859百万円として、それぞれ組み替えている。

(追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

改正法人税法において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、グループ通算制度移行に係る税効果会計適用の取扱い第3項の取扱いにより、税効果適用指針第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法に基づいている。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	28.0%	28.0%
(調整)		
持分法による投資損益	△40.3	△14.8
評価性引当額増減	116.8	△10.3
持分変動利益	△80.7	—
試験研究費税額控除	△1.6	—
その他	3.4	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.5	4.5

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、区分掲記していた「親子間税率差異」は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示している。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組み替えを行っている。

この結果、前連結会計年度において表示していた「親子間税率差異」2.5%、「その他」0.9%は、「その他」3.4%として組み替えている。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

2020年4月1日付けで、当社の再生可能エネルギー発電事業を会社分割の方法により東京電力リニューアブルパワー株式会社へ承継させた。

(1) 取引の概要

イ 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

再生可能エネルギー発電事業

ロ 企業結合日

2020年4月1日

ハ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東京電力リニューアブルパワー株式会社を承継会社とする吸収分割

ニ 結合後企業の名称

変更なし。

ホ 取引の目的を含む取引の概要

当社グループの再生可能エネルギーの認知度向上を志向した再生可能エネルギー電源への特化、国内外のパートナーとの連携や大規模な投資等に対する迅速な意思決定のための責任と権限の明確化、さらには、それを支える資金調達の柔軟化を目的として、再生可能エネルギー発電事業を承継会社へ吸収分割した。

(2) 実施した会計処理の概要

企業結合会計基準及び企業結合及び事業分離等に関する適用指針に基づき、共通支配下の取引として処理している。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として、原子炉等規制法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置について資産除去債務に計上している。
なお、これに対応する除去費用は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (8) 原子力発電施設解体費の計上方法」に記載している。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、特定原子力発電施設毎に発電設備の見込運転期間から運転開始後の期間を差引いた残存年数を支出発生までの見込期間としている。割引率は、2.3%を適用している。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
期首残高	949,823百万円	994,970百万円
期中変動額	45,147	21,948
期末残高	994,970	1,016,919

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントは「ホールディングス」、「フュエル&パワー」、「パワーグリッド」、「エナジーパートナー」、「リニューアブルパワー」の5つとしている。

各報告セグメントの主な事業内容は、以下のとおりである。

[ホールディングス]

経営サポート、各基幹事業会社（東京電力フュエル&パワー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力エナジーパートナー(株)、東京電力リニューアブルパワー(株)）への共通サービスの効率的な提供、原子力発電等

[フュエル&パワー]

火力発電による電力の販売、燃料の調達、火力電源の開発、燃料事業への投資

[パワーグリッド]

送電・変電・配電による電力の供給、送配電・通信設備の建設・保守、設備土地・建物等の調査・取得・保全

[エナジーパートナー]

お客さまのご要望に沿った最適なトータルソリューションの提案、充実したお客さまサービスの提供、安価な電源調達

[リニューアブルパワー]

再生可能エネルギー発電による電力の販売、設備の維持管理、国内外における再生可能エネルギー電源の新規開発・投資

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値である。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場価格及び原価を基準に決定した価格に基づき算定している。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント					合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ホール ディングス	フュエル &パワー (注4)	パワー グリッド	エナジー パートナー	リニューア ブルパワー			
売上高								
外部顧客への売上高	91,542	9,714	605,384	5,523,719	11,062	6,241,422	—	6,241,422
セグメント間の内部 売上高又は振替高	650,265	11	1,154,424	119,178	110,213	2,034,094	△2,034,094	—
計	741,808	9,725	1,759,808	5,642,897	121,276	8,275,516	△2,034,094	6,241,422
セグメント利益	122,887	64,705	116,656	60,028	30,110	394,389	△130,356	264,032
セグメント資産	7,609,488	996,176	5,845,777	1,149,845	544,644	16,145,932	△4,188,085	11,957,846
その他の項目								
減価償却費	107,274	125	288,533	5,801	22,404	424,138	△1,643	422,495
受取配当金	135,422	197	9	197	—	135,826	△134,777	1,049
受取利息	11,492	1,160	3,669	4,670	5,612	26,606	△26,262	343
支払利息	21,971	—	34,865	2,474	10,936	70,248	△26,262	43,985
持分法投資利益 又は損失（△）	9,367	78,054	10,814	1,179	△36	99,379	416	99,796
持分法適用会社への 投資額	290,251	818,793	143,304	9,158	1,403	1,262,911	294	1,263,206
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注3)	202,642	17	291,229	17,711	15,196	526,796	△2,333	524,462

(注) 1. セグメント利益の調整額△130,356百万円には、セグメント間の受取配当金消去△134,777百万円等が含まれている。

セグメント資産の調整額△4,188,085百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△2,708,850百万円、投資と資本の相殺消去△1,384,162百万円等が含まれている。

減価償却費の調整額△1,643百万円は、セグメント間取引消去である。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△2,333百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

4. 燃料受入・貯蔵・送ガス事業及び既存火力発電事業等を株式会社 J E R A に承継している。

	報告セグメント					合計	調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ホール ディングス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジー パートナー	リニューア ブルパワー			
売上高								
外部顧客への売上高	97,392	8,785	896,342	4,855,488	8,815	5,866,824	—	5,866,824
セグメント間の内部 売上高又は振替高	526,851	7	1,107,546	178,902	134,631	1,947,939	△1,947,939	—
計	624,243	8,792	2,003,888	5,034,391	143,446	7,814,764	△1,947,939	5,866,824
セグメント利益又は損失 (△)	△7,907	69,809	169,008	6,486	48,116	285,513	△95,633	189,880
セグメント資産	7,681,463	1,066,945	6,315,242	1,189,164	562,078	16,814,893	△4,721,738	12,093,155
その他の項目								
減価償却費	106,608	122	274,497	9,275	21,941	412,445	△405	412,039
受取配当金	91,102	—	10	190	—	91,303	△90,881	421
受取利息	11,177	1,001	5,793	4,399	606	22,977	△22,516	461
支払利息	25,695	—	35,405	2,915	1,181	65,198	△22,516	42,681
持分法投資利益 又は損失(△)	9,998	79,538	10,079	1,609	△139	101,086	△451	100,635
持分法適用会社への 投資額	298,464	892,184	155,826	9,873	9,046	1,365,394	△457	1,364,937
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注3)	286,120	39	283,942	20,639	20,544	611,286	△2,429	608,857

- (注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△95,633百万円には、セグメント間の受取配当金消去△90,881百万円等が含まれている。
セグメント資産の調整額△4,721,738百万円には、セグメント間取引による債権債務の相殺消去△2,924,648百万円、投資と資本の相殺消去△1,691,101百万円等が含まれている。
減価償却費の調整額△405百万円は、セグメント間取引消去である。
有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△2,429百万円は、セグメント間取引消去である。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っている。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、資産除去債務相当資産に計上した金額を含めていない。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、再生可能エネルギーの主力電源化を推し進めるため、2020年4月1日付けで再生可能エネルギー発電事業を分社化し、東京電力リニューアブルパワー株式会社に承継させた。これに伴い、第1四半期連結会計期間より、これまで「ホールディングス」に区分してきた再生可能エネルギー発電事業を、新たなセグメントとして「リニューアブルパワー」に移行し、併せて関係会社のセグメントも変更している。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示している。

【関連情報】

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）及び当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	ホールディングス	フュエル & パワー	パワー グリッド	エナジー パートナー	リニューア ブルパワー	全社・消去	合計
減損損失	10,312	—	197	—	—	—	10,510
福島第二廃止損失	45,621	—	—	—	—	—	45,621

(注) 福島第二原子力発電所の廃止に伴う減損損失は、連結損益計算書上、「福島第二廃止損失」に計上している。

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

該当事項なし。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

該当事項なし。

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

該当事項なし。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原賠機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及び廃炉等積立金の管理等	(被所有)直接50.09%	原賠機構法に基づく資金援助の受入れ、負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て	交付資金の受入れ(注1)	520,000	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	494,613
							負担金の納付(注2)	106,740	未払費用	106,740
							廃炉等積立金の積立て(注3)	361,138	廃炉等積立金	390,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 交付資金の受入れは、原賠機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。
 2. 負担金の納付は、原賠機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。
 3. 廃炉等積立金の積立ては、原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づくものである。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社JERA	東京都中央区	5,000	電気事業 ガス事業 燃料調達事業	所有直接50%	電気・ガスの購入 役員の兼任	電気・ガスの購入(注)	1,837,314	関係会社短期債務	180,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 取引価格は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	東京都港区虎ノ門	14,000	原賠機構法の規定による負担金の収納、資金援助、相談及び廃炉等積立金の管理等	(被所有)直接50.09%	原賠機構法に基づく資金援助の受入れ、負担金の納付及び廃炉等積立金の積立て	交付資金の受入れ(注1)	521,400	未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	490,125
							負担金の納付(注2)	117,832	未払費用	117,832
							廃炉等積立金の積立て(注3)	280,425	廃炉等積立金	485,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 交付資金の受入れは、原賠機構法第41条第1項の規定に基づく資金援助である。
 2. 負担金の納付は、原賠機構法第38条第1項及び同法第52条第1項の規定に基づくものである。
 3. 廃炉等積立金の積立ては、原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づくものである。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社 J E R A	東京都中央区	5,000	電気事業 ガス事業 燃料調達事業	所有直接50%	電気・ガスの購入 役員の兼任	電気・ガスの購入(注)	1,431,075	関係会社短期債務	152,941

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 取引価格は、市場実勢を勘案し、交渉の上決定している。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
1株当たり純資産額	1,185円98銭	1,326円49銭
1株当たり当期純利益	31円65銭	112円90銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	10円12銭	36円39銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	2,916,886	3,142,801
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,016,702	1,017,501
(うち優先株式の払込額(百万円))	(1,000,000)	(1,000,000)
(うち新株予約権(百万円))	(3)	(18)
(うち非支配株主持分(百万円))	(16,699)	(17,483)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	1,900,184	2,125,299
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	1,602,211	1,602,192

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	50,703	180,896
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	50,703	180,896
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,602,220	1,602,201

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	△739	—
(うち持分法適用関連会社の潜在株式による 調整額(百万円))	(△739)	(—)
普通株式増加数(千株)	3,333,424	3,369,272
(うちA種優先株式(千株))	(1,066,666)	(1,078,167)
(うちB種優先株式(千株))	(2,266,666)	(2,291,105)
(うちその他(千株))	(90)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	連結子会社が発行する新株予約権 TRENDE(株) 普通株式 25千株 TEPCOフィンテック(株) (旧TEPCOライフサービス(株)) 普通株式 1千株	連結子会社が発行する新株予約権 TRENDE(株) 普通株式 65千株 TEPCOライフサービス(株) 普通株式 0千株 連結子会社が発行する転換社債型新株予約権付社債 TRENDE(株) 普通株式 320千株

本文中で用いた法令等の略称

本文中の表記	法令等の名称
法人税法	法人税法（昭和40年3月31日 法律第34号）
原賠機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年8月10日 法律第94号）
原子力損害に関する中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日）
電気事業会計規則	電気事業会計規則（昭和40年 通商産業省令第57号）
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年6月17日 法律第148号）
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日 法律第110号）
電事法	電気事業法（昭和39年 法律第170号）
原子力償却準備引当金省令	原子力発電工事償却準備引当金に関する省令（平成19年 経済産業省令第20号）
改正再処理等積立金法	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成28年5月18日 法律第40号）
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日 法律第166号）
資産除去債務適用指針	資産除去債務に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）
解体引当金省令	原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年 通商産業省令第30号）
電事法施行規則改正省令	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年 経済産業省令第77号）
電事法施行規則	電気事業法施行規則（平成7年 通商産業省令第77号）
収益認識に関する会計基準	収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
収益認識に関する会計基準の適用指針	収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
金融商品の時価等の開示に関する適用指針	金融商品の時価等の開示に関する適用指針（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
時価の算定に関する会計基準	時価の算定に関する会計基準（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
棚卸資産の評価に関する会計基準	棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
金融商品に関する会計基準	金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
時価の算定に関する会計基準の適用指針	時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
会計上の見積りの開示に関する会計基準	会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）
土地再評価法	土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）
改正法人税法	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日 法律第8号）
グループ通算制度移行に係る税効果会計適用の取扱い	連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（実務対応報告第39号 2020年3月31日）
税効果適用指針	税効果会計に係る会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）
企業結合会計基準	企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）
企業結合及び事業分離等に関する適用指針	企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東京電力 ホールディングス	普通社債 (内債)	2008. 9. 29～ 2021. 3. 30	(457,204) 734,642	(281,836) 524,642	0.579～ 2.401	一般担保	2020. 4. 28～ 2040. 5. 28
東京電力 パワーグリッド	普通社債 (内債)	2017. 3. 9～ 2021. 1. 21	1,480,000	(65,000) 2,180,000	0.290～ 1.450	一般担保	2021. 12. 13～ 2041. 1. 21
TRENDE	無担保転換社債型 新株予約 権付社債 (注2)	2020. 6. 15	—	769	3.000	無担保	2030. 6. 14
合計		—	(457,204) 2,214,642	(346,836) 2,705,412	—	—	—

(注) 1. () 内は、1年以内に償還が予定されている金額である。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりである。

銘柄	無担保転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	2,400
発行価額の総額(百万円)	769
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)	—
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2023年6月16日 至 2030年6月14日

(注) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
346,836	221,999	260,000	200,806	210,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	215,925	169,427	1.900	2022. 4. 28～ 2030. 9. 8
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	56,261	69,064	—	2022. 4. 1～ 2046. 11. 30
1年以内に返済予定の長期借入金	511,664	46,497	1.222	—
1年以内に返済予定のリース債務	7,183	9,180	—	—
短期借入金	1,972,699	1,967,761	0.637	—
合計	2,763,735	2,261,932	—	—

(注) 1. 平均利率は当期末残高により加重平均した利率を記載している。

2. リース債務については、主としてリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を省略している。

3. 長期借入金、リース債務の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	23,765	57,102	28,084	10,657
リース債務	8,400	7,662	6,661	6,237

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
特定原子力発電施設 (原子力発電施設解体引当金)	748,525	30,421	—	778,947
特定原子力発電施設 (その他)	245,101	7,038	16,361	235,777
その他	1,344	917	66	2,194

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	1,341,323	2,834,222	4,103,900	5,866,824
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	31,868	156,731	139,712	190,393
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	29,826	148,613	130,478	180,896
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	18.62	92.76	81.44	112.90

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	18.62	74.14	△11.32	31.47

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
固定資産	6,747,401	6,443,813
電気事業固定資産	※1 1,406,863	※1 1,007,208
水力発電設備	378,371	—
原子力発電設備	1,002,100	991,688
新エネルギー等発電設備	11,583	—
業務設備	14,731	15,447
貸付設備	76	72
附帯事業固定資産	※1, ※7 330	※1, ※7 570
事業外固定資産	62	60
固定資産仮勘定	967,681	1,089,292
建設仮勘定	706,716	767,476
除却仮勘定	34	16
原子力廃止関連仮勘定	127,655	124,692
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	133,275	197,107
核燃料	598,646	585,566
装荷核燃料	81,502	81,502
加工中等核燃料	517,144	504,063
投資その他の資産	3,773,815	3,761,114
長期投資	34,850	39,340
関係会社長期投資	2,767,964	2,660,110
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	494,613	490,125
廃炉等積立金	390,150	485,000
長期前払費用	43,251	44,566
前払年金費用	43,243	42,194
貸倒引当金（貸方）	△258	△222
流動資産	1,145,789	982,920
現金及び預金	653,971	328,490
売掛金	50,449	14,969
諸未収入金	30,128	56,229
貯蔵品	33,531	32,390
前払金	0	0
前払費用	445	407
関係会社短期債権	224,296	389,639
雑流動資産	※2 154,393	※2 162,579
貸倒引当金（貸方）	△1,427	△1,784
合計	7,893,191	7,426,733

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債及び純資産の部		
固定負債	3,351,969	3,205,625
社債	※2,※8 277,437	※2,※8 242,806
長期借入金	※2 214,327	※2 142,004
長期未払債務	2,056	—
リース債務	6,079	6,189
関係会社長期債務	430,655	429,416
退職給付引当金	103,209	87,940
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	168,898	—
特定原子力施設炉心等除去引当金	4,796	170,369
災害損失引当金	520,551	501,967
原子力損害賠償引当金	496,433	491,147
資産除去債務	993,626	1,014,724
繰延税金負債	—	173
雑固定負債	133,896	118,886
流動負債	2,563,631	2,205,565
1年以内に期限到来の固定負債	※2,※3,※8 983,197	※2,※3,※8 342,635
短期借入金	278,049	222,964
買掛金	2,413	1,487
未払金	40,810	38,325
未払費用	284,539	165,950
未払税金	※4 4,776	※4 2,725
預り金	906	1,278
関係会社短期債務	※5 967,987	※5 1,427,045
諸前受金	868	149
災害損失引当金	—	2,908
雑流動負債	80	93
特別法上の引当金	7,572	8,443
原子力発電工事償却準備引当金	7,572	8,443
負債合計	5,923,173	5,419,634
株主資本	1,970,379	2,006,653
資本金	1,400,975	1,400,975
資本剰余金	743,598	743,595
資本準備金	743,555	743,555
その他資本剰余金	43	40
利益剰余金	△166,514	△130,233
利益準備金	169,108	169,108
その他利益剰余金	△335,623	△299,341
特定災害防止準備金	161	174
別途積立金	1,076,000	1,076,000
繰越利益剰余金	△1,411,784	△1,375,516
自己株式	△7,680	△7,684
評価・換算差額等	△361	445
その他有価証券評価差額金	△361	445
純資産合計	1,970,018	2,007,099
合計	7,893,191	7,426,733

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当事業年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
営業収益	※1 704,125	※1 487,783
電気事業営業収益	703,952	486,661
他社販売電力料	450,786	234,414
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	30,963	—
賠償負担金相当収益	—	9,513
廃炉円滑化負担金相当収益	—	3,641
廃炉等負担金収益	123,315	134,576
電気事業雑収益	98,872	104,509
貸付設備収益	14	5
附帯事業営業収益	173	1,121
コンサルティング事業営業収益	160	951
シェアオフィス事業営業収益	12	170
営業費用	690,269	589,429
電気事業営業費用	689,908	588,148
水力発電費	63,258	—
原子力発電費	506,399	477,705
新エネルギー等発電費	1,780	—
他社購入電力料	2,771	26
販売費	3	1
貸付設備費	5	0
一般管理費	108,288	103,549
接続供給託送料	580	—
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	2,963
再エネ特措法納付金	7	—
事業税	6,814	3,901
電力費振替勘定(貸方)	△0	—
附帯事業営業費用	360	1,280
コンサルティング事業営業費用	162	933
シェアオフィス事業営業費用	198	346
営業利益又は営業損失(△)	13,855	△101,645
営業外収益	※1 160,564	※1 112,859
財務収益	158,964	111,059
受取配当金	141,249	99,086
受取利息	17,715	11,972
事業外収益	1,599	1,800
固定資産売却益	4	7
雑収益	1,595	1,793
営業外費用	※1 38,554	※1 33,817
財務費用	33,859	26,634
支払利息	33,768	26,580
株式交付費	0	0
社債発行費	91	53
事業外費用	4,695	7,183
固定資産売却損	80	—
雑損失	4,614	7,183
当期経常収益合計	864,689	600,643
当期経常費用合計	728,824	623,246
当期経常利益又は当期経常損失(△)	135,865	△22,603
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	383	870
原子力発電工事償却準備金引当	383	870
特別利益	215,225	142,180
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	※3 101,699	※3 142,180
災害損失引当金戻入額	※4 113,526	—

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当事業年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
特別損失	587,838	140,796
災害特別損失	※2 374,071	—
原子力損害賠償費	※3 107,915	※3 140,796
福島第二廃止損失	※4 95,651	—
減損損失	※5 10,200	—
税引前当期純損失(△)	△237,130	△22,090
法人税、住民税及び事業税	△27,952	△58,371
法人税等合計	△27,952	△58,371
当期純利益又は当期純損失(△)	△209,178	36,281

【電気事業営業費用明細表】

前事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

区分	水力 発電費 (百万円)	原子力発電費 (百万円)	新エネルギー等 発電費 (百万円)	他社購入電力料 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付 設備費 (百万円)	一般 管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	-	-	-	-	-	-	435	-	435
給料手当	7,473	45,423	14	-	-	-	16,575	-	69,486
給料手当振替額(貸方)	△81	△25	-	-	-	-	△52	-	△159
建設費への振替額(貸方)	△79	△21	-	-	-	-	△3	-	△104
その他への振替額(貸方)	△1	△4	-	-	-	-	△49	-	△55
退職給与金	-	-	-	-	-	-	7,120	-	7,120
厚生費	1,134	8,227	2	-	-	-	3,966	-	13,330
法定厚生費	1,011	6,105	2	-	-	-	2,374	-	9,493
一般厚生費	122	2,121	0	-	-	-	1,592	-	3,837
雑給	19	3,100	-	-	-	-	802	-	3,923
使用済燃料再処理等 拠出金費	-	30,560	-	-	-	-	-	-	30,560
使用済燃料再処理等 既発電費	-	30,560	-	-	-	-	-	-	30,560
廃棄物処理費	-	8,071	-	-	-	-	-	-	8,071
消耗品費	1,398	19,172	56	-	-	-	1,818	-	22,446
修繕費	9,708	35,664	96	-	-	-	1,038	-	46,508
水利使用料	4,046	-	-	-	-	-	-	-	4,046
補償費	300	※△1,447	1	-	-	-	60	-	△1,085
賃借料	1,554	6,666	15	-	-	-	16,045	-	24,281
委託費	2,481	53,553	320	-	-	2	27,333	-	83,691
損害保険料	57	805	-	-	-	-	36	-	899
原子力損害賠償資金 補助法負担金	-	18	-	-	-	-	-	-	18
原子力損害賠償資金 補助法一般負担金	-	18	-	-	-	-	-	-	18
原賠・廃炉等支援機構 負担金	-	106,740	-	-	-	-	-	-	106,740
原賠・廃炉等支援機構 一般負担金	-	56,740	-	-	-	-	-	-	56,740
原賠・廃炉等支援機構 特別負担金	-	50,000	-	-	-	-	-	-	50,000
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	1,557	-	1,557
養成費	-	-	-	-	-	-	1,804	-	1,804
研究費	-	-	-	-	-	-	14,649	-	14,649
諸費	3,643	27,314	88	-	-	-	11,757	-	42,803
貸倒損	-	-	-	-	3	-	-	-	3
諸税	7,580	20,778	211	-	-	3	843	-	29,418
固定資産税	7,566	16,327	198	-	-	3	76	-	24,172
雑税	14	4,451	13	-	-	0	766	-	5,245
減価償却費	20,383	97,205	972	-	-	-	3,046	-	121,608
普通償却費	20,383	97,205	972	-	-	-	3,046	-	121,608
固定資産除却費	2,551	8,989	-	-	-	-	42	-	11,583
除却損	1,130	2,670	-	-	-	-	16	-	3,817
除却費用	1,421	6,318	-	-	-	-	26	-	7,766
原子力発電施設解体費	-	35,535	-	-	-	-	-	-	35,535
共有設備費等分担額	1,008	42	-	-	-	-	-	-	1,050
共有設備費等分担額(貸方)	△0	-	-	-	-	-	-	-	△0
他社購入電源費	-	-	-	2,771	-	-	-	-	2,771
その他の電源費	-	-	-	2,771	-	-	-	-	2,771
建設分担関連費振替額 (貸方)	-	-	-	-	-	-	△578	-	△578
附帯事業営業費用分担関連 費振替額(貸方)	-	-	-	-	-	-	△14	-	△14
接続供給託送料	-	-	-	-	-	-	-	580	580
再エネ特措法納付金	-	-	-	-	-	-	-	7	7
事業税	-	-	-	-	-	-	-	6,814	6,814
電力費振替勘定(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	△0	△0
合計	63,258	506,399	1,780	2,771	3	5	108,288	7,402	689,908

(注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額6,152百万円が含まれている。

2. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号)第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金360,409百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△360,409百万円が含まれている。

【電気事業営業費用明細表】

当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

区分	原子力発電費 (百万円)	他社購入電力料 (百万円)	販売費 (百万円)	貸付設備費 (百万円)	一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
役員給与	—	—	—	—	489	—	489
給料手当	44,873	—	—	—	15,773	—	60,647
給料手当振替額(貸方)	△12	—	—	—	△25	—	△37
建設費への振替額(貸方)	△10	—	—	—	△5	—	△15
その他への振替額(貸方)	△2	—	—	—	△20	—	△22
退職給与金	—	—	—	—	4,254	—	4,254
厚生費	7,925	—	—	—	3,657	—	11,582
法定厚生費	6,005	—	—	—	2,239	—	8,244
一般厚生費	1,919	—	—	—	1,417	—	3,337
雑給	2,764	—	—	—	780	—	3,545
廃棄物処理費	5,602	—	—	—	—	—	5,602
消耗品費	18,447	—	—	—	1,063	—	19,511
修繕費	36,476	—	—	—	679	—	37,156
補償費	※ 41	—	—	—	60	—	101
賃借料	6,734	—	—	—	16,519	—	23,253
委託費	49,771	—	—	—	23,038	—	72,810
損害保険料	807	—	—	—	56	—	864
原子力損害賠償資金	16	—	—	—	—	—	16
補助法負担金	16	—	—	—	—	—	16
原子力損害賠償資金	—	—	—	—	—	—	—
補助法一般負担金	16	—	—	—	—	—	16
原賠・廃炉等支援機構	117,832	—	—	—	—	—	117,832
負担金	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構	67,832	—	—	—	—	—	67,832
一般負担金	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構	50,000	—	—	—	—	—	50,000
特別負担金	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	—	—	1,605	—	1,605
養成費	—	—	—	—	1,253	—	1,253
研究費	—	—	—	—	13,527	—	13,527
諸費	19,626	—	—	—	9,624	—	29,250
貸倒損	—	—	1	—	—	—	1
諸税	22,379	—	—	0	8,347	—	30,726
固定資産税	16,818	—	—	0	7,560	—	24,379
雑税	5,560	—	—	—	786	—	6,347
減価償却費	98,563	—	—	0	3,570	—	102,133
普通償却費	98,563	—	—	0	3,570	—	102,133
固定資産除却費	8,354	—	—	—	11	—	8,365
除却損	2,449	—	—	—	3	—	2,452
除却費用	5,904	—	—	—	7	—	5,912
原子力発電施設解体費	37,459	—	—	—	—	—	37,459
共有設備費等分担額	40	—	—	—	—	—	40
他社購入電源費	—	26	—	—	—	—	26
その他の電源費	—	26	—	—	—	—	26
建設分担関連費振替額 (貸方)	—	—	—	—	△705	—	△705
附帯事業営業費用分担関連 費振替額(貸方)	—	—	—	—	△31	—	△31
原子力廃止関連仮勘定償却 費	—	—	—	—	—	2,963	2,963
事業税	—	—	—	—	—	3,901	3,901
合計	477,705	26	1	0	103,549	6,865	588,148

(注) 1. 「退職給与金」には、社員に対する退職給付引当金の繰入額2,705百万円が含まれている。

2. 「補償費」の※印には、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年 法律第147号) 第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち除染求償関連資金交付金374,731百万円及びその受入除染求償関連資金交付金△374,731百万円が含まれている。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
					海外投資等損失準備金	特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,400,975	743,555	45	169,108	74	148	1,076,000	△1,202,667
当期変動額								
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-	△74	-	-	74
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-	-	13	-	△13
当期純損失（△）	-	-	-	-	-	-	-	△209,178
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△2	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△2	-	△74	13	-	△209,116
当期末残高	1,400,975	743,555	43	169,108	-	161	1,076,000	△1,411,784

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△7,670	2,179,570	131	2,179,701
当期変動額				
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-
当期純損失（△）	-	△209,178	-	△209,178
自己株式の取得	△12	△12	-	△12
自己株式の処分	2	0	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	△492	△492
当期変動額合計	△10	△209,190	△492	△209,682
当期末残高	△7,680	1,970,379	△361	1,970,018

当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金		
				特定災害防止準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,400,975	743,555	43	169,108	161	1,076,000	△1,411,784
当期変動額							
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-	13	-	△13
当期純利益	-	-	-	-	-	-	36,281
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△2	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△2	-	13	-	36,268
当期末残高	1,400,975	743,555	40	169,108	174	1,076,000	△1,375,516

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△7,680	1,970,379	△361	1,970,018
当期変動額				
特定災害防止準備金の積立	-	-	-	-
当期純利益	-	36,281	-	36,281
自己株式の取得	△7	△7	-	△7
自己株式の処分	3	0	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	806	806
当期変動額合計	△3	36,274	806	37,081
当期末残高	△7,684	2,006,653	445	2,007,099

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 長期投資のうちその他有価証券

時価のある有価証券は、決算日の市場価格等による時価法（売却原価は移動平均法）により評価し、その評価差額は全部純資産直入法によっている。

時価のない有価証券は、移動平均法による原価法によっている。

(2) 関係会社長期投資のうち有価証券

移動平均法による原価法によっている。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、収益性の低下に基づく簿価切下げを行う移動平均法による原価法によっている。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっている。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法によっている。

無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数は、法人税法に規定する基準と同一である。

なお、有形固定資産には特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産を計上しているが、当該廃止措置に係る費用の計上方法については、「9. 原子力発電施設解体費の計上方法」に記載している。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は支出期に全額費用として計上している。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上する方法によっている。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時に全額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生当事業年度から費用処理している。

(3) 災害損失引当金

イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの

新潟県中越沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（2011年12月21日）が策定され（2019年12月27日最終改訂）、当社はこの主要な目標工程等を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2021」（2021年3月25日改訂）を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。ただし、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用は、ここには含んでいない。当炉心等除去に要する費用の詳細は、「6. 引当金の計上基準（4）特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。通常の見積りが困難であるものは、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

なお、当損失又は費用の見積りに関して、通常の見積りが可能なものと困難であるものと分類した上で、それぞれの見積り方法、並びに見積りに含まれる不確実性の詳細は、「（重要な会計上の見積り）1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

今後の使用が見込めない加工中等核燃料に係る処理費用について、当該費用の現価相当額（割引率4.0%）を計上している。

なお、装荷核燃料に係る処理費用は雑固定負債に含めて表示している。

ハ 台風第19号（東日本台風）により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの

2019年10月に発生した台風第19号（東日本台風）により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

ニ 福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの

2021年2月に発生した福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に備えるため、当事業年度末における見積額を計上している。

(追加情報)

災害損失引当金残高の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
イ 新潟県中越沖地震による損失等に係るもの	5,112百万円	4,860百万円
ロ 東北地方太平洋沖地震による損失等に係るもの	512,353	496,172
うち① 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失	504,326	488,443
② 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用	6,366	6,620
③ その他	1,661	1,107
ハ 台風第15号（房総半島台風）、第19号（東日本台風）及び第21号により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	3,084	18
ニ 福島県沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用に係るもの	—	3,825
計	520,551	504,876

(4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失に備えるため、原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用を計上している。また、申請額のうち、未承認額は特定原子力施設炉心等除去準備引当金に、既承認額は特定原子力施設炉心等除去引当金に計上している。なお、当損失又は費用の見積りに関する不確実性の詳細は、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(追加情報)

廃炉等積立金

原賠機構法第55条の3第1項の規定に基づき、機構より通知を受け、積立てを行った金額を廃炉等積立金として計上している。なお、当該積立金は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、2018年度より、原賠機構法の規定に基づき、機構に積立てを実施しているものである。当該積立金と積立スキーム図及び関連する引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

(5) 原子力損害賠償引当金

前事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

(追加情報)

電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,901,963百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

イ 賠償及び除染に係る引当金の計上方法

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害に係る賠償に要する費用に備えるため、当事業年度末における賠償見積額を原子力損害賠償引当金に計上している。賠償額の見積りは、原子力損害賠償紛争審査会が決定する、原子力損害に関する中間指針等の賠償に関する国の指針や、放射性物質汚染対処特措法等の法律、これらを踏まえた当社の賠償基準、また、損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づいている。

なお、新たな賠償に関する国の指針の決定や、当社の賠償基準の策定、また、参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末における合理的な見積額を計上している。

ロ 除染に係る引当金の相殺表示

同原子力損害の除染に係る賠償に要する費用への備えについては、電気事業会計規則に基づき、当事業年度末において、原子力損害賠償引当金を、同額の未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金と相殺表示している。

具体的には、当事業年度末において、補償契約法の規定による補償金の受入額188,926百万円及び放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額に係る未収金1,824,484百万円は、未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償引当金から控除している。

(6) 原子力発電工事償却準備引当金

原子力発電所の運転開始直後に発生する減価償却費の負担を平準化するため、電事法第27条の3及び同条の29の規定により、原子力償却準備引当金省令に基づき計上している。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 長期借入金の利息支払額の一部

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較してヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。

8. 使用済燃料再処理等拠出金費の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、改正再処理等積立金法第4条第1項に規定する拠出金を、運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて費用計上する方法によっている。当拠出金を使用済燃料再処理機構に納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、同機構が再処理等を実施することとなる。

なお、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

9. 原子力発電施設解体費の計上方法

(1) 通常時の処理方法

原子炉等規制法に規定された特定原子力発電施設の廃止措置に係る費用の計上方法については、資産除去債務適用指針第8項を適用し、解体引当金省令の規定に基づき、経済産業大臣の承認を受けた原子力発電施設解体費の総見積額を、発電設備の見込運転期間にわたり定額法で計上する方法によっている。

(2) 廃炉時の処理方法

エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合で、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上している。

なお、総見積額の現価相当額を資産除去債務に計上している。

(追加情報)

福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り

被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

なお、福島第一原子力発電所の解体に係る費用について、当該費用及び資産除去債務とその他の引当金との関係については、「(重要な会計上の見積り) 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金」に記載している。

10. 原子力廃止関連仮勘定償却費の計上方法及び廃炉円滑化負担金

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴い廃止した原子炉においては、その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収することとなる。

なお、従前は小売規制料金による回収が認められてきたが、制度継続の観点から2020年10月より現在の回収方法に移行されている。

(1) 原子力廃止関連仮勘定の償却

当社は2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、同日、電気事業会計規則第28条の3第2項に基づき、経済産業大臣に原子力廃止関連仮勘定承認申請書を提出し、同年8月19日に承認され、当該原子炉の廃止に伴って生ずる使用済燃料再処理等抛出金費（使用済燃料再処理等既発電費を除く）及び当該燃料の解体に要する費用に相当する額を原子力廃止関連仮勘定に計上している。

原子力廃止関連仮勘定は電事法施行規則改正省令附則第8条の規定に基づき、一般送配電事業者からの払渡しに応じて償却している。

(2) 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条の21の6の規定に基づき、原子力廃止関連仮勘定及び原子力発電施設解体引当金の要引当額について、経済産業大臣に廃炉円滑化負担金承認申請書を提出し、2020年7月22日に承認され、東京電力パワーグリッド株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社において電事法施行規則第45条の21の5の規定に基づき、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払渡しを行っている。

一般送配電事業者から払い渡された廃炉円滑化負担金は、電気事業会計規則に基づき、廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

11. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっている。

12. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(重要な会計上の見積り)

1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の財務諸表に計上した災害損失引当金は488,443百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金は170,369百万円である。

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

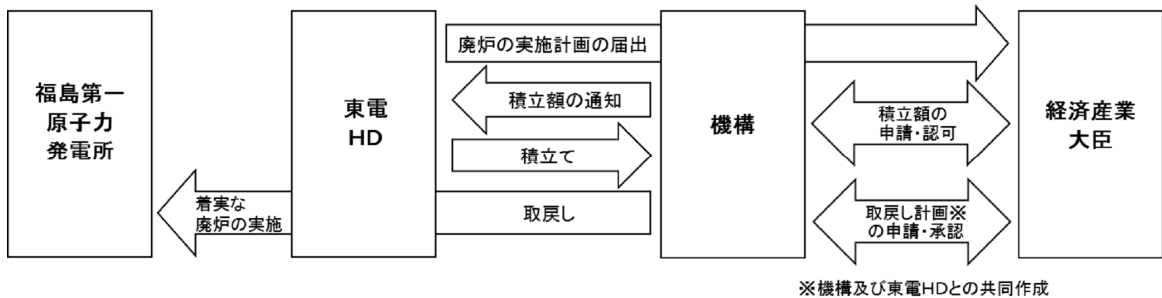
イ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

① 廃炉に関連した見積りの前提

東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という）では、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という）により指定された額について、廃炉等に充てる資金の積立てを行い（廃炉等積立金）、機構と共同で、廃炉作業を想定した上で必要となる資金について取戻し計画を策定する。

当該計画について、経済産業大臣の承認を受けたのちに、廃炉等積立金の取戻しを行い、実際の廃炉作業への支出を行っている。廃炉作業に関連して発生する費用又は損失に係る引当金は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金（※）及び特定原子力施設炉心等除去引当金の三つの科目で貸借対照表上に計上している。

（※）当事業年度の廃炉等積立金の取戻しに関する計画において、新たな申請額がないことから当事業年度は計上していない。



災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の関係

引当の対象	取戻し計画の状況	引当金の名称
取戻し計画に定める金額のうち炉心等除去に要する費用	大臣の承認前	特定原子力施設炉心等除去準備引当金
	大臣の承認後	特定原子力施設炉心等除去引当金
その他		災害損失引当金

② 会計上の見積方法

a 災害損失引当金

災害損失引当金に含まれる主な費用又は損失の計上方法等については以下のとおりである。

I 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (3) 災害損失引当金」に記載の経緯を踏まえ、通常の見積りが可能な費用又は損失については、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額（原賠機構法第55条の9第2項の承認の申請をした廃炉等積立金の取戻しに関する計画における炉心等除去に要する費用を除く）を計上している。一方、将来の工事等の具体的な内容を当事業年度末では想定できず、通常の見積りが困難である費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づく概算額を計上している。

II 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関する費用又は損失のうち加工中等核燃料の処理費用

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (3) 災害損失引当金」に記載している。

b 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (4) 特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金」に記載している。

なお、事故炉である福島第一原子力発電所の解体費用の見積りについては、通常炉と同様の状況にまで復旧させるための費用は、災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金として計上し、通常炉としての解体費用については、原子力発電施設解体費として計上している。前者については、以下の不確実性が存在する一方、後者については、通常炉と同様の省令に準じた見積りとなる。

ロ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

災害損失引当金、特定原子力施設炉心等除去準備引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金に含まれる、主要な仮定とその不確実性は以下のとおりである。

① 通常の見積りが可能なもの

2021年3月25日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当事業年度末においては、これに基づき関連する費用の見積りを行っている。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に前例のない取組みであり、それ自体に不確実性を内包しているが、それでも至近3年程度は概念検討等が進んでいることから具体的な工事や作業を計画しやすい一方で、それ以降はこれから具体的な検討をするものが多く、中でもデブリ取出しに関しては本格的に取り出すための装置は構想に近い段階にある等、長期にわたる工事や作業の金額を見積もるにあたっては、多くの仮定を置かざるを得ない。今回の見積りでは、それぞれの作業プロセスにおいて、現在進められている国等の研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づいた仮定を置いているが、今後の研究の進展や現場状況のより詳細な把握、ステップ・バイ・ステップのアプローチに基づく新たな技術的知見の獲得等により、見積りの前提として置いた仮定は見直しが必要となることも考えられる。このような場合、新たな作業や想定していた作業方法の変更、作業の範囲の見直し、作業単価の変動等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

② 通常の見積りが困難なもの

工事等の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、類似事例であるミスリーマイル島原子力発電所(以下、「TMI」という)の事故における費用実績額に基づく概算額を計上している。

当見積りにおいては、TMIでの費用処理実績額に、TMIの事故発生時から福島第一原子力発電所の事故発生時までの間における物価上昇率、為替レート等に、取出し対象基数等を加味して算定を行っている。これには、廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は、発電機の基数に比例する等の仮定に基づいているが、TMIと福島第一原子力発電所では、燃料デブリの量や、原子炉内の存在箇所の違いによる難易度の違い等、状況の差異があることから、想定した見積りと実際の作業の種類・範囲及び量が変動する可能性がある。また、事故炉の廃炉という極めて限定的かつ長期にわたって発生する作業について、作業の種類・範囲及び量が一定であったとした場合においても、物価水準の変動、技術革新の状況等が生じ、廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。

ハ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

上記により、通常の見積りが可能なもの、通常の見積りが困難なもの、それぞれについて最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

2. 原子力発電設備等の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の財務諸表に計上した柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等は、930,670百万円である。

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積方法

事業用の固定資産については、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額することが要求される。原子力発電設備等については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である発電所を資産グループに設定しており、このうち柏崎刈羽原子力発電所については、1～7号機の各ユニットに係る原子力発電設備等を一つの資産グループとし、電力取引契約を通じた電気料金収入などによる投資の回収状況を踏まえ、減損の判定を行っている。

同発電所は、従前より総合特別事業計画の下で、新規制基準への対応と地元のご理解を得るべく取組みを進めてきたが、「核物質防護設備の機能の一部喪失」、「ID不正使用」及び「安全対策工事の一部未完了」という一連の事案の発生を当社として大変重く受け止め、根本的な原因究明の上で抜本的な改革に取り組んでいく段階にある。同発電所は、2012年3月に定期点検のため6号機の稼働を停止して以降、現在まで長期にわたり不稼働状態が継続しており、こうした状況を踏まえ、当社は同発電所資産グループについて減損の兆候を認識し、減損損失の認識の検討を行った。

当該検討にあたっては、割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、当資産グループの帳簿価額との比較を行った。

その結果、割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が当資産グループの帳簿価額を上回るため、減損は不要と判断している。

ロ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備等の資産性評価に含まれる主要な仮定は、ユニットごとの稼働状況、安全対策工事に係るコスト、将来の電力価格であり、いずれも不確実性を含んでいる。今後は、一連の事案を踏まえた追加検査を含め、原子力規制委員会の安全規制審査に合格した上で立地自治体のご理解を得ていくことが必要となる。また、原子力規制委員会の新規制基準に対応するための安全対策工事に係るコストについては、計画されている工事についての材料費や作業員の労務費等の工事費の上振れの可能性に加え、原子力規制委員会の他の原子力発電事業者に対する審査も含めた今後の審査の進展により、新規制基準の改訂等による規制対応への要求事項の高度化・厳格化により工事費が上振れする可能性がある。さらに、将来の電力価格も、全国の電力需給の状況、火力発電の燃料費のベースとなる原油価格の状況やこれらを含めた日本卸電力取引所の電力価格等の状況などの影響に大きく依存する。

ハ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

上記の不確実性については、現時点において入手可能な情報をもとに最大限の見積りを行っているが、将来のこれらの項目の変動により、当社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性がある。今後減損会計の適用により、上記原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等の総額の一部が影響を受ける可能性がある。

3. 退職給付引当金及び前払年金費用

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の財務諸表に計上した退職給付引当金は87,940百万円、前払年金費用は42,194百万円である。

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

イ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

会計上の見積り方法

「(重要な会計方針) 6. 引当金の計上基準 (2) 退職給付引当金」に記載している。

なお、退職給付債務の計算において使用する割引率は、期末のダブルA格社債の利回り(指標利率)を基に決定しており、当事業年度は1.0%を採用している。また、年金資産の長期期待運用収益率は、運用方針や保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績等を基に決定しており、当事業年度は2.5%を採用している。

ロ 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

従業員の退職給付に係る債務及び費用は、割引率、退職率、死亡率、年金資産の長期期待運用収益率、年金数理計算上の基礎率等について合理的な仮定に基づき見積もっているが、実績との差異や仮定の変動は、将来の退職給付に係る債務・費用に影響を及ぼす可能性がある。

指標利率の変動により割引率を変更することとなった場合は退職給付債務が変動するが、退職給付債務が10%以上変動しないと見込まれる場合は、重要性基準により変更しない。

また、年金資産として保有している株式や債券は、金融市場の動向により時価が変動する。

ハ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

上記により、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の状況の変化によって、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

会計方針に基づき、数理計算上の差異は発生 of 当事業年度より3年間で定額償却しており、変動影響は以下のとおりである。

	退職給付債務への影響	退職給付費用への影響(年)
割引率0.1%あたり	2,900百万円程度	900百万円程度
年金資産運用収益率の差異1.0%あたり	1,600百万円程度	500百万円程度

(表示方法の変更)

会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用に伴う変更

会計上の見積りの開示に関する会計基準を当事業年度から適用し、(重要な会計上の見積り)を記載している。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していない。

(追加情報)

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産

原子炉の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産の残高は、497,641百万円（前事業年度は519,577百万円）である。

(貸借対照表関係)

1. 固定資産の工事費負担金等の受入れによる圧縮記帳額 (累計)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
電気事業固定資産	22,179百万円	9,445百万円
水力発電設備	7,785	—
原子力発電設備	9,261	9,260
新エネルギー等発電設備	4,946	—
業務設備	185	185
附帯事業固定資産	13	13
計	22,193	9,458

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 総財産を社債及び㈱日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
社債(1年以内に償還すべき金額を含む。)	734,642百万円	524,642百万円
㈱日本政策投資銀行借入金(1年以内に返済すべき金額を含む。)	107,976	56,821

(2) 原賠法に基づき、福島第一原子力発電所の原子炉の冷却や滞留水の処理等に対して、原子力事業者が講ずべき損害賠償措置として供託している。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
雑流動資産	120,000百万円	120,000百万円

3. 1年以内に期限到来の固定負債の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
社債	457,204百万円	281,836百万円
長期借入金	510,669	37,729
長期未払債務	2,463	2,056
リース債務	426	1,107
雑固定負債	12,434	19,906

4. 未払税金の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法人税、地方法人税及び住民税	394百万円	147百万円
事業税	2,440	488
その他	1,941	2,090

5. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
預り金	914,858百万円	1,371,664百万円

6. 偶発債務
(1) 保証債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
イ 以下の会社の金融機関からの借入金に 対する保証債務		
日本原燃(株)	40,113百万円	25,327百万円
リサイクル燃料貯蔵(株)	314	112
エスケーゼット・ユー社	322	218
ロ アイティーエム・オーアンドエム社の アラビアン・パワー社との運転保守契約 の履行に対する保証債務(※)	652	664
ハ ケプコ・イリハン社のフィリピン電力 公社との売電契約の履行に対する保証債 務(※)	1,175	—
ニ パイトン・オペレーション・アンド・ メンテナンス・インドネシア社のパイト ン・エナジー社との運転保守契約の履行 に対する保証債務(※)	481	489
ホ 従業員の持ち家財形融資等による金融 機関からの借入金に対する保証債務	116,543	103,356
(うち、当社以外にも連帯保証人がいる 保証債務)	(87,157)	(80,447)
計	159,602	130,167

(※) 上記の保証債務残高のうち前事業年度2,309百万円、当事業年度1,153百万円については、(株)J E R Aとの間で、当社に債務保証履行による損失が生じた場合、同社が当該損失を補填する契約を締結している。

(2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務

前事業年度(2020年3月31日)及び当事業年度(2021年3月31日)

放射性物質汚染対処特措法に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。

なお、係る費用に対し機構は、原賠機構法に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

7. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
シェアオフィス事業		
専用固定資産	330百万円	570百万円
計	330	570

8. 財務制限条項

前事業年度（2020年3月31日）

当社の社債（7,437百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（247,204百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

当事業年度（2021年3月31日）

当社の社債（2,806百万円）及び1年以内に期限到来の固定負債（251,836百万円）には、当社及び当社グループの財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

1. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当事業年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
売上高	689,953百万円	481,936百万円
受取配当金	140,682	98,898
受取利息	17,682	11,771
支払利息	9,711	11,881

2. 災害特別損失の内容

前事業年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した資産の復旧等に要する費用又は損失について、燃料デブリ取出しに係る準備の作業費用等を災害特別損失として374,071百万円計上している。

政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力統合対策室により策定された「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完了報告書」(平成23年12月16日)を受け、政府の原子力災害対策本部が設置する政府・東京電力中長期対策会議により「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成23年12月21日。以下「中長期ロードマップ」という)が策定された(令和元年12月27日最終改訂)。

当社は中長期ロードマップの主要な目標工程等や原子力規制委員会により策定された「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2020年3月版)」(令和2年3月4日)に掲げる目標を達成するための具体的な計画として「廃炉中長期実行プラン2020」(2020年3月27日)を策定した。

これらに係る費用又は損失のうち、通常の見積りが可能なものについては、具体的な目標期間と個々の対策内容に基づく見積額を計上している。

なお、中長期ロードマップに係る費用又は損失については、海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め、今後変動する可能性があるものの、当事業年度末の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

3. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金の内容

前事業年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、当社は事故の当事者であることを真摯に受け止め、被害を受けられた皆さまへの賠償を早期に実現するとの観点から、国の援助を受けながら原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前事業年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2020年3月19日に同日時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2019年3月19日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお、電気事業会計規則に基づき、当事業年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務(2015年1月1日以降に債務認識したもの)に対応する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額813,266百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

また、資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

当事業年度 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(1) 賠償及び除染に係るもの

イ 原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原賠法に基づく賠償を実施しており、当該賠償見積額と前事業年度の見積額との差額を原子力損害賠償費に計上している。

ロ 原賠・廃炉等支援機構資金交付金

当社は機構に対し、原賠機構法第43条第1項の規定に基づき、2021年3月22日に同時点での要賠償額の見通し額への資金援助額の変更を申請したことから、2020年3月19日申請時の金額との差額を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

(2) 除染に係るもの

電気事業会計規則に基づき、当事業年度において、放射性物質汚染対処特措法等に基づく当社の国に対する賠償債務（2015年1月1日以降に債務認識したもの）に対する原賠機構法の規定に基づく資金援助の申請額297,251百万円については原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金から控除している。

(追加情報)

原賠・廃炉等支援機構特別負担金の計上方法

資金援助を受けるにあたっては、原賠機構法第52条第1項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが、その金額については、当社の収支の状況に照らし当事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに、主務大臣による認可が必要となることなどから、当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き、計上していない。

4. 福島第二廃止損失及び災害損失引当金戻入額の内容

前事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

2019年7月31日の取締役会決議により、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことから、発電設備及び核燃料等の損失額について、福島第二廃止損失として95,651百万円を特別損失に計上するとともに、災害損失引当金に計上していた費用又は損失のうち、当該発電所において不要となる工事等に係る見積額を取り崩したことから災害損失引当金戻入額として113,526百万円を特別利益に計上している。

なお、福島第二廃止損失には、固定資産に係る減損損失として45,621百万円を含んでいる。

5. 減損損失の内容

前事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(1) 資産のグルーピングの方法

イ 電気事業に使用している固定資産

事業運営体制や電力取引契約などに基づき、以下のとおりグルーピングを区分している。

電気事業（固定資産）の種類	グルーピングの区分
水力発電事業固定資産	発電所又は発電種別単位
原子力発電事業固定資産	発電所単位
新エネルギー等発電事業固定資産	発電種別単位
上記を除く電気事業固定資産	電気事業一体

ロ 附帯事業に使用している固定資産

原則として事業ごとの資産グループとしている。

ハ イ及びロ以外の固定資産

原則として個別の資産ごととしている。

(2) 減損損失の金額、認識した資産又は資産グループ

電気事業に使用している固定資産

資産	場所	種類	金額 (百万円)
福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楡葉町及び富岡町	土地、建物、構築物、機械装置、建設仮勘定ほか	45,621
新エネルギー等発電事業固定資産	山梨県甲府市、神奈川県川崎市川崎区	土地、構築物、機械装置ほか	3,738

イ及びロ以外の固定資産

資産	場所	種類	金額 (百万円)
事業外固定資産	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	機械装置ほか	6,462

(3) 減損損失の認識に至った経緯

福島第二原子力発電所1～4号機の廃止の決定や、今後の事業構造の変化により、市場価格を踏まえた電力取引契約の改定、並びに使用見込みのない固定資産について、投資の回収が困難であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額している。

これらの減少額のうち、福島第二原子力発電所に係る減少額45,621百万円については福島第二廃止損失として、新エネルギー等発電事業固定資産のうち太陽光発電事業固定資産及び事業外固定資産の減少額10,200百万円については減損損失として、それぞれを特別損失に計上している。

(4) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は使用価値又は正味売却価額により測定している。使用価値は、将来キャッシュ・フローを当社資本コストに基づいた割引率により算定している。正味売却価額は、売却見込額等合理的な見積りにより算定しているが、売却等の見積りが困難な場合は零円としている。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度 (2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	5,162	7,451	2,289
合計	5,162	7,451	2,289

当事業年度 (2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 子会社株式	—	—	—
② 関連会社株式	5,162	8,303	3,141
合計	5,162	8,303	3,141

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	1,438,136	1,737,407
関連会社株式	233,255	231,411

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めていない。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
組織再編等に伴う関係会社株式	248,182百万円	304,589百万円
資産除去債務	169,199	167,440
災害損失引当金	145,754	141,365
原子力損害賠償引当金	139,001	137,521
税務上の繰越欠損金	14,771	86,135
減損損失	127,983	73,260
その他	158,309	141,428
繰延税金資産 小計	1,003,201	1,051,741
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△14,771	△86,135
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△785,003	△689,915
評価性引当額 小計	△799,774	△776,050
繰延税金資産 合計	203,427	275,690
繰延税金負債		
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	△138,491	△137,235
特定原子力施設炉心等除去準備金	△1,342	△47,703
資産除去債務	△51,421	△46,840
その他	△12,171	△44,084
繰延税金負債 合計	△203,427	△275,863
繰延税金負債 純額	—	△173

(注) 1. 「組織再編等に伴う関係会社株式」とは、2016年4月及び2020年4月に実施した会社分割に伴うものである。

2. 前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めて表示していた「税務上の繰越欠損金」、評価性引当額に含めて表示していた「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額」、繰延税金負債の「その他」に含めて表示していた「特定原子力施設炉心等除去準備金」は、金額的重要性が増したため区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組み替えを行っている。
- この結果、前事業年度の繰延税金資産の「その他」174,143百万円は、「税務上の繰越欠損金」14,771百万円、「その他」158,309百万円などとして、前事業年度の評価性引当額△799,774百万円は、「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額」△14,771百万円、「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」△785,003百万円として、繰延税金負債の「その他」△13,514百万円は、「特定原子力施設炉心等除去準備金」△1,342百万円、「その他」△12,171百万円として、それぞれ組み替えている。

(追加情報)

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

改正法人税法において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、グループ通算制度移行に係る税効果会計適用の取扱い第3項の取扱いにより、税効果適用指針第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法に基づいている。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2020年3月31日)及び当事業年度(2021年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため記載していない。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

2020年4月1日付けで、当社の再生可能エネルギー発電事業を会社分割の方法により東京電力リニューアブルパワー株式会社へ承継させた。

(1) 取引の概要

イ 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

再生可能エネルギー発電事業

ロ 企業結合日

2020年4月1日

ハ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東京電力リニューアブルパワー株式会社を承継会社とする吸収分割

ニ 結合後企業の名称

変更なし。

ホ 取引の目的を含む取引の概要

当社グループの再生可能エネルギーの認知度向上を志向した再生可能エネルギー電源への特化、国内外のパートナーとの連携や大規模な投資等に対する迅速な意思決定のための責任と権限の明確化、さらには、それを支える資金調達の柔軟化を目的として、再生可能エネルギー発電事業を承継会社へ吸収分割した。

(2) 実施した会計処理の概要

企業結合会計基準及び企業結合及び事業分離等に関する適用指針に基づき、共通支配下の取引として処理している。

(注) 本文中で用いた法令等の略称は、以下のとおりである。

本文中の表記	法令等の名称
法人税法	法人税法（昭和40年3月31日 法律第34号）
原賠機構法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年8月10日 法律第94号）
原子力損害に関する中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日）
放射性物質汚染対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年8月30日 法律第110号）
電気事業会計規則	電気事業会計規則（昭和40年 通商産業省令第57号）
補償契約法	原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年6月17日 法律第148号）
電事法	電気事業法（昭和39年 法律第170号）
原子力償却準備引当金省令	原子力発電工事償却準備引当金に関する省令（平成19年 経済産業省令第20号）
改正再処理等積立金法	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成28年5月18日 法律第40号）
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日 法律第166号）
資産除去債務適用指針	資産除去債務に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第21号 平成23年3月25日）
解体引当金省令	原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年 通商産業省令第30号）
電事法施行規則改正省令	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年 経済産業省令第77号）
電事法施行規則	電気事業法施行規則（平成7年 通商産業省令第77号）
会計上の見積りの開示に関する会計基準	会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日 法律第147号）
改正法人税法	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日 法律第8号）
グループ通算制度移行に係る税効果会計適用の取扱い	連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（実務対応報告第39号 2020年3月31日）
税効果適用指針	税効果会計に係る会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）
企業結合会計基準	企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）
企業結合及び事業分離等に関する適用指針	企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）

④【附属明細表】

【(その1) 固定資産期中増減明細表】

2020年4月1日から2021年3月31日まで

区 分 科 目	期首残高				期中増減額						期末残高				期末残高 のうち 土地の 帳簿原価 (再掲) (百万円)	摘要
	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価額 (百万円)	帳簿 原価 増加額 (百万円)	工事費 負担金 等 増加額 (百万円)	減価償 却累計 額 増加額 (百万円)	帳簿原価 減少額 (百万円)	工事費 負担金 等 減少額 (百万円)	減価償却 累計額 減少額 (百万円)	帳簿原価 (百万円)	工事費 負担金 等 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	差引 帳簿価 額 (百万円)		
電気事業 固定資産	7,256,778	22,179	5,827,735	1,406,863	111,982	—	102,133	1,718,027 (1,682,660)	12,734 (12,732)	1,295,789 (1,279,873)	5,650,733	9,445	4,634,079	1,007,208	19,260	(注)
水力 発電設備	1,658,434	7,785	1,272,277	378,371	—	—	—	1,658,434 (1,658,434)	7,785 (7,785)	1,272,277 (1,272,277)	—	—	—	—	—	(注)
原子力 発電設備	5,530,949	9,261	4,519,586	1,002,100	107,596	—	98,561	35,060	1	15,612	5,603,485	9,260	4,602,535	991,688	19,188	(注)
新エネル ギ一等 発電設備	24,077	4,946	7,547	11,583	—	—	—	24,077 (24,077)	4,946 (4,946)	7,547 (7,547)	—	—	—	—	—	(注)
業務設備	43,241	185	28,324	14,731	4,384	—	3,571	449 (143)	—	352 (49)	47,175	185	31,543	15,447	—	(注)
貸付設備	76	—	—	76	1	—	0	4 (4)	—	—	72	—	0	72	71	(注)
附帯事業 固定資産	365	13	21	330	288	—	48	0	—	0	653	13	69	570	—	
事業外 固定資産	7,631	—	7,568	62	—	—	0	300 (300)	—	298 (298)	7,330	—	7,269	60	59	(注)
固定資産 仮勘定	967,681	—	—	967,681	282,186	—	—	160,575 (13,988)	—	—	1,089,292	—	—	1,089,292	—	(注)
建設 仮勘定	706,716	—	—	706,716	201,884	—	—	141,124 (13,972)	—	—	767,476	—	—	767,476	—	(注)
除却 仮勘定	34	—	—	34	19,432	—	—	19,450 (15)	—	—	16	—	—	16	—	(注)
原子力廃 止関連仮 勘定	127,655	—	—	127,655	—	—	—	2,963	—	—	124,692	—	—	124,692	—	
使用済燃 料再処理 関連加工 仮勘定	133,275	—	—	133,275	63,832	—	—	—	—	—	197,107	—	—	197,107	—	
区 分 科 目	期首残高 (百万円)				期中増減額						期末残高 (百万円)				摘要	
					増加額 (百万円)		減少額 (百万円)									
核燃料	598,646				13,563		26,643				585,566					
装荷 核燃料	81,502				—		—				81,502					
加工中等 核燃料	517,144				13,563		26,643				504,063					
長期前払 費用	43,251				5,643		4,328 (81)				44,566				(注)	

(注) 1. 原子力発電設備の「期末残高」のうち特定原子力発電施設に係る資産除去債務相当資産の帳簿原価(再掲) : 167,287百万円

2. 「期中増減額」の「帳簿原価減少額」、「工事費負担金等減少額」、「減価償却累計額減少額」 および「減少額」欄の()内は内書きで、分社化に伴う減少額である。

3. 「期中増減額」の「帳簿原価減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

【（その2）固定資産期中増減明細表（無形固定資産再掲）】

2020年4月1日から2021年3月31日まで

無形固定資産の種類	取得価額			減価償却累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	摘要
	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額 (百万円)			
ダム使用权	2,136	-	2,136 (2,136)	-	-	(注)
水利権	9,860	-	9,860 (9,860)	-	-	(注)
商標権	69	-	-	36	33	
ソフトウェア	13,908	4,871	884 (884)	6,156	11,738	(注)
電気ガス供給施設利用権	16,232	74	509 (509)	15,724	74	(注)
水道施設利用権	465	-	0 (0)	450	14	(注)
工業用水道施設利用権	471	-	-	471	0	
電気通信施設利用権	252	-	14 (0)	81	156	(注)
電話加入権	339	-	-	-	339	
地上権	237	-	166 (166)	-	71	(注)
地役権	209	0	204 (204)	-	5	(注)
土地賃借権	1,217	-	26 (26)	-	1,191	(注)
合計	45,401	4,946	13,800 (13,786)	22,921	13,625	(注)

(注) 「取得価額」の「期中減少額」欄の()内は内書きで、分社化に伴う減少額である。

【(その3) 減価償却費等明細表】

2020年4月1日から2021年3月31日まで

区分		期末取得価額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	償却累計額 (百万円)	期末帳簿価額 (百万円)	償却累計率 [%]	
電 気 事 業 固 定 資 産	建物	716,072	12,503	591,821	124,251	82.6	
	原子力発電設備	707,434	12,269	585,535	121,898	82.8	
	業務設備	8,638	234	6,286	2,352	72.8	
	構築物	430,561	10,310	236,241	194,319	54.9	
	原子力発電設備	430,561	10,310	236,241	194,319	54.9	
	機械装置	4,138,198	68,720	3,695,403	442,794	89.3	
	原子力発電設備	4,126,429	68,441	3,685,321	441,108	89.3	
	業務設備	11,767	278	10,082	1,685	85.7	
	その他の設備	1	0	0	0	24.0	
	備品	113,480	5,848	81,768	31,711	72.1	
	原子力発電設備	101,666	5,262	71,540	30,125	70.4	
	業務設備	11,814	585	10,228	1,585	86.6	
	リース資産	19,785	1,627	5,921	13,863	29.9	
	原子力発電設備	19,772	1,625	5,912	13,859	29.9	
	業務設備	13	1	9	4	68.6	
	計	5,418,098	99,010	4,611,157	806,940	85.1	
	無 形 固 定 資 産	商標権	69	6	36	33	52.3
		ソフトウェア	17,895	3,031	6,156	11,738	34.4
		電気ガス供給施設利用権	15,798	71	15,724	74	99.5
		水道施設利用権	465	1	450	14	96.8
		工業用水道施設利用権	471	-	471	0	100.0
電気通信施設利用権		238	11	81	156	34.3	
計		34,939	3,123	22,921	12,018	65.6	
合計	5,453,038	102,133	4,634,079	818,958	85.0		
附帯事業固定資産	640	48	69	570	10.8		
事業外固定資産	7,271	0	7,269	1	100.0		

(注) 期末取得価額及び期末帳簿価額には、土地等の非償却資産は含まれていない。

【（その４）長期投資及び短期投資明細表】

2021年3月31日現在

長期 有価 証券	その他 株式	銘柄		株式数	取得価額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要
		(株)日本製鋼所		742,800	5,864	1,951	
		海外ウラン資源開発(株)		1,642,874	821	821	
		関西国際空港土地保有(株)		11,660	583	583	
		東京湾横断道路(株)		10,800	540	540	
		横浜高速鉄道(株)		8,360	418	418	
		首都圏新都市鉄道(株)		6,000	300	300	
		中部国際空港(株)		4,112	205	205	
		サウディ石油化学(株)		67,036	167	167	
		(株)茨城ポートオーソリティ		2,370	155	155	
		(株)国際電気通信基礎技術研究所		2,504	125	125	
		ほか68銘柄		1,077,302	2,115	1,425	
		計		3,575,818	11,296	6,693	
長期 有価 証券	諸 有価 証券	種類及び銘柄		取得価額又は 出資総額 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	摘要	
		金銭信託		6,766	5,419		
		出資金		4,774	4,702		
		出資証券		3,322	3,322		
		日本原子力研究開発機構		3,322	3,322		
		計		14,862	13,443		
長期 投資	その他の 長期 投資	種類		金額(百万円)		摘要	
		出資金		2,461			
		社内貸付金		137			
		雑口		16,604			
		計		19,203			
合計			39,340				

【（その５）引当金明細表】

2020年4月1日から2021年3月31日まで

区分	期首残高 (百万円)	期中増加額 (百万円)	期中減少額		期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸倒引当金	1,686	2,007	1,683	2	2,007
退職給付引当金	103,209	4,678	19,947		87,940
特定原子力施設炉心等除去準備引 当金	168,898	—	—	168,898	—
特定原子力施設炉心等除去引当金	4,796	168,898	3,180	145	170,369
災害損失引当金	520,551	9,392	22,064	3,003	504,876
原子力損害賠償引当金	496,433	140,796	146,082	—	491,147
原子力発電工事償却準備引当金 (電気事業法第27条の3及び同条 の29)	7,572	870	—	—	8,443

- (注) 1. 「貸倒引当金」の期中減少額・その他のうち、1百万円は会社分割による減少額であり、それ以外は洗替による差額の取崩しである。
2. 「特定原子力施設炉心等除去準備引当金」の期中減少額・その他は、特定原子力施設炉心等除去引当金への振替による減少額である。
3. 「特定原子力施設炉心等除去引当金」の期中減少額・その他は、災害損失引当金への振替による減少額である。
4. 「災害損失引当金」の期中減少額・その他のうち、2,839百万円は会社分割による減少額であり、それ以外は洗替による差額の取崩しである。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

- (3) 【その他】
該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 100株 B種優先株式 10株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有していない。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | | |
|-----------------------------------|---|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並
びに確認書 | (事業年度 自2019年4月1日
(第96期) 至2020年3月31日) | 2020年6月26日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | | 2020年6月26日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書
及び確認書 | (第97期第1四半期 自2020年4月1日
至2020年6月30日)
(第97期第2四半期 自2020年7月1日
至2020年9月30日)
(第97期第3四半期 自2020年10月1日
至2020年12月31日) | 2020年8月12日
関東財務局長に提出。
2020年11月11日
関東財務局長に提出。
2021年2月12日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2
項第9号の2に基づく臨時報告書) | 2020年7月2日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	券面総額 (百万円)	2020年3月末 日までの買入 消却額 (百万円)	2020年3月末 現在の未償還 額 (百万円)	上場金融商品取引所又 は登録認可金融商品取 引業協会名
東京電力株式会社 第548回社債（一般担保付）	2008年 9月29日	60,000	—	60,000	—
東京電力株式会社 第551回社債（一般担保付）	2008年 11月28日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第553回社債（一般担保付）	2009年 2月27日	50,000	—	50,000	—
東京電力株式会社 第556回社債（一般担保付）	2009年 7月16日	30,000	—	30,000	—
東京電力株式会社 第560回社債（一般担保付）	2009年 12月10日	35,000	—	35,000	—
東京電力株式会社 第564回社債（一般担保付）	2010年 5月28日	25,000	—	25,000	—
東京電力株式会社 第567回社債（一般担保付）	2010年 7月29日	20,000	—	20,000	—

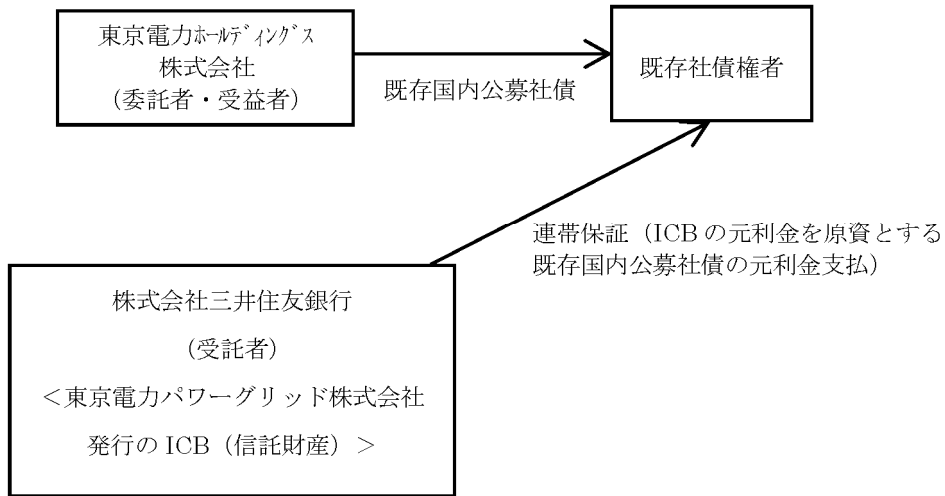
2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

当社が2010年9月8日以前に国内で募集により発行し、残存する上記1記載の一般担保付社債（以下「既存国内公募社債」）は、当社の子会社である東京電力パワーグリッド株式会社が発行した一般担保付社債を信託財産とした信託の受託者による連帯保証により権利の保護が図られている。

（既存国内公募社債の権利保護の仕組み）

- ① 当社は、株式会社三井住友銀行との間で、当社を委託者兼受益者、株式会社三井住友銀行を受託者とし、東京電力パワーグリッド株式会社が発行した、既存国内公募社債の各号と残存金額、満期及び利率が同等の一般担保付社債（以下、「ICB」（Inter Company Bond）という）及び金銭を信託財産とする信託を設定した（以下、当該信託に関する契約を個別に又は総称して「本件ICB信託契約」という）。また、本件ICB信託契約における受託者が当社の委託を受けて、既存国内公募社債の社債権者のために既存国内公募社債について連帯保証している（以下、個別に又は総称して「本件連帯保証契約」という）。当該信託には責任財産を信託財産に限定する特約が付されているため、受託者の固有財産は連帯保証債務の引当てにならない（責任財産限定特約付）。
- ② 連帯保証後の既存国内公募社債の元利金支払は、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合においても、東京電力パワーグリッド株式会社によるICBの元利金支払がなされる限り受託者（連帯保証人）により行われる。他方、東京電力パワーグリッド株式会社がICBの元利金支払を継続できない状況となった場合には、当社が既存国内公募社債の元利金支払を行う。
- ③ 東京電力パワーグリッド株式会社がICBの元利金支払を継続できない状況となり、かつ、当社が既存国内公募社債の元利金支払を継続できない状況となった場合には（これらの状況の発生の先後は問わない。）、受託者は、既存国内公募社債に係る社債権者集会の承認決議がなされ、これについて裁判所の認可の決定があった後、ICBを対応する既存国内公募社債の社債権者に対して交付する（当該交付と引換えに受託者（連帯保証人）の連帯保証債務は免除される。）。なお、当該社債権者はICBとは独立した債権として引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。他方、上記社債権者集会で承認決議がなされなかったとき、又は社債権者集会の承認決議について裁判所の不認可の決定があったときは、本件ICB信託契約及び本件連帯保証契約は終了し、受託者は当該本件ICB信託契約に従いその時点で保有しているICBを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。なお、当社は、当社に倒産手続が開始された場合においても上記②及び本③のような取扱いがなされると考えているが、倒産手続においてこれと異なる取扱いがなされる可能性は否定できない。
- ④ 上記②及び③以外の場合で、やむをえない事情により信託事務の遂行が著しく困難又は不可能となった等の事由により本件ICB信託契約が終了した場合には、これに対応する本件連帯保証契約も終了し、受託者は当該本件ICB信託契約に従いその時点で保有しているICBを委託者兼受益者である当社に返還する。この場合、既存国内公募社債の社債権者は引き続き既存国内公募社債を保有することとなる。

[既存国内公募社債の権利保護の仕組み]



(1) 【保証会社が提出した書類】

受託者は責任財産が信託財産に限定された保証を行っているため、信託財産である I C B の発行者である東京電力パワーグリッド株式会社について開示する。

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

有価証券報告書

事業年度 第 6 期 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

2021 年 6 月 30 日 関東財務局長に提出。

② 【臨時報告書】

該当事項なし。

③ 【訂正報告書】

該当事項なし。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第 3 【指数等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「注記事項 連結貸借対照表関係 6. 偶発債務 (2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務 当連結会計年度」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積もることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

2. 「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (8) 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・ 福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」、「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失として「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(以下、「中長期ロードマップ」)及び「廃炉中長期実行プラン」に基づき連結貸借対照表に災害損失引当金を488,443百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金を170,369百万円計上している。</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉は過去に実例のない困難な取り組みであり、廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性があるものの、会社は以下のとおり現時点で入手可能な情報に基づき合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。</p> <p>(1) 通常の見積りが可能なもの</p> <p>会社は、2021年3月25日に公表した廃炉中長期実行プランでは、廃炉の主要な作業プロセスを提示した。当連結会計年度末においては、これに基づき個々の対策に要する費用の見積りを行っている。ただし、必要となる対策にはこれから具体的な検討が行われるものも多い。このため、当該対策に必要な費用又は損失の見積りについては、主として現在進められている国や他の機関による研究の状況や実施内容が類似する過去の作業内容に基づく重要な仮定を含んでおり、現時点における経営者の判断及び仮定に依存する。</p> <p>(2) 通常の見積りが困難なもの</p> <p>工事や作業の具体的な内容を現時点では想定できず、通常の見積りが困難な費用又は損失については、海外原子力発電事故における実績額に基づく見積額を計上している。当該見積りは廃炉に必要な作業の種類、範囲及び量は発電機の基数に比例するという重要な仮定に基づいており、経営者による判断に依存し、不確実性を含んでいる。</p> <p>当監査法人は、これらの費用又は損失の見積りにおける経営者の判断の重要性及び金額の重要性から、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、この監査上の主要な検討事項に対応するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害損失引当金及び特定原子力施設炉心等除去引当金の見積りに関連する内部統制の理解、整備状況及び運用状況を評価した。 <p>(2) 通常の見積りが可能なものの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害損失引当金の網羅性を評価するため、中長期ロードマップの進捗状況、具体的な対策の検討状況や当該対策に基づく見積りの可否、変動リスクについて経営者及び外部機関と協議した。加えて、廃炉中長期実行プランの詳細工程表と引当金算定資料を入手し、計上範囲の整合を検討した。 個々の対策に要する費用の見積額を評価するため、金額的重要性に基づき抽出したサンプルについて契約書や設計予算書を閲覧した。 災害損失の見積りプロセスを評価するため、事前の見積額と確定額又は再見積額との比較を行った。 炉心等除去引当金に計上された金額を評価するため、廃炉等積立金の取戻し計画と照合した。 <p>(3) 通常の見積りが困難なものの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な対策に基づく見積りの可否及び重要な仮定の見直しの要否を評価するため、現時点における燃料取り出しのための対策工事の検討状況について経営者及び外部機関と協議した。

柏崎刈羽原子力発電所の原子力発電設備等の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、連結貸借対照表において、柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力発電設備、建設仮勘定及び核燃料等を合計930,670百万円計上している。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所は、2012年3月に定期点検のため6号機の稼働を停止して以降、現在まで長期にわたり不稼働状態が継続している。総合特別事業計画のもと、会社は新規基準への対応と地元の理解を得るべく取り組みを進めてきたが、核物質防護設備の機能の一部喪失等の一連の事案を踏まえた対応を進めている段階である。経営者はこのような状況を減損の兆候と判断し、減損損失の認識の検討を行っている。</p> <p>減損損失の認識の検討は、柏崎刈羽原子力発電所1号機から7号機を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である資産グループとし、柏崎刈羽原子力発電所の稼働により得られる割引前将来キャッシュ・フロー総額と資産グループの帳簿価額を比較する方法で行った。その結果、会社は減損を不要と判断している。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる重要な仮定は、事業計画に基づく原子力発電所の稼働状況、稼働までに必要となる安全対策工事に係る追加コスト、将来の電力価格である。</p> <p>当監査法人は、見積りにおける経営者の判断の重要性及び金額の重要性から、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、この監査上の主要な検討事項に対応するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の稼働状況の見通しを評価するため、会社の事業計画について経営者や外部機関と協議を行い、安全対策工事の進捗や稼働に向けて必要となる許認可の状況について確認した。 原子力発電所の稼働に必要となる追加コストを評価するため、今後実施する安全対策工事等の内容を把握した。加えて、追加コストの見積りについて適切な責任者に質問を行うとともに、予算書との照合を実施した。 将来の電力価格等の想定を評価するため、会社が算定に用いた価格について、日本卸電力取引所における取引価格、容量市場の約定価格や政府が公表した将来の発電コスト等との整合性を検討した。 原子力発電所の稼働状況の変化による将来キャッシュ・フローの変動を評価するため、複数の稼働パターンによる将来キャッシュ・フローの分析を行った。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京電力ホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東京電力ホールディングス株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管している。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

東京電力ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯川 喜雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水 幹雄 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京電力ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 「注記事項 貸借対照表関係 6. 偶発債務 (2) 原子力損害の賠償のうち除染等に係る偶発債務 当事業年度」に記載されているとおり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、賠償額を合理的に見積もることができない。

なお、係る費用に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

2. 「注記事項 重要な会計方針 9. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金

会社は、注記事項「重要な会計方針」、「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失として「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」及び「廃炉中長期実行プラン」に基づき貸借対照表に災害損失引当金を488,443百万円、特定原子力施設炉心等除去引当金を170,369百万円計上している。

福島第一原子力発電所の廃炉は過去に実例のない困難な取り組みであり、廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性があるものの、会社は入手可能な情報に基づき合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

柏崎刈羽原子力発電所の原子力発電設備等の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管している。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていない。